

相模原市監査委員公表第7号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の37第5項の規定に基づき、
包括外部監査人高野伊久男から監査の結果に関する報告の提出があったので、同法
第252条の38第3項の規定により、次のとおり公表する。

令和2年2月3日

相模原市監査委員 彦 根 啓

同 橋 本 慎 一

同 須 田 毅

同 大 崎 秀 治

令和元年度
包括外部監査報告書

「委託に関する財務事務の執行について」

相模原市包括外部監査人
公認会計士 高野 伊久男

目 次

第1 外部監査の概要	1
1. 外部監査の種類	1
2. 選定した特定の事件(監査テーマ)	1
3. 外部監査の対象期間	2
4. 外部監査の実施期間	2
5. 監査の視点	2
6. 外部監査の補助者	2
7. 利害関係	2
第2 選定した特定の事件の概要と実施した監査手続	3
1. 監査対象とした事業と実施した監査手続	3
2. 委託及び委託契約について	8
3. 相模原市の委託に関する事務について	11
第3 監査の視点・監査の総括・監査の結果及び意見の要約	16
1. 監査の具体的視点	16
2. 監査の結果及び意見の総括	18
3. 監査の結果及び意見の要約	21
第4 外部監査の結果及び意見	37
I. 総論	37
1. 競争入札	37
2. 随意契約	44
3. 再委託	54
4. その他	57
II. 総務局	60
1. 相模原市コールセンター運營業務委託(渉外部広聴広報課)	60
2. さがみはら国際交流ラウンジ事業委託(渉外部シティセールス・親善交流課)	63
III. 企画財政局	66
1. 情報共有基盤システム設計・構築業務委託(企画部情報政策課)	66
2. 本庁舎警備業務委託(財務部管財課)	68
3. 土地使用図等修正業務委託(税務部資産税課)	70
IV. 市民局	72
1. シティ・プラザはしもと(6階)施設管理業務委託(消費生活総合センター)	72
V. 健康福祉局	75
1. 就労体験・社会参加等支援事業実施委託(福祉部地域福祉課)	75
2. 小児急病診療事業委託(病院協会)(福祉部地域医療課)	79
3. 夜間急病診療事業委託(医師会)(福祉部地域医療課)	81
4. 平成30年度相模原市障害者相談支援キーテーション事業委託(福祉部障害政策課)	83
5. 精神科初期救急事業委託(医師会)(福祉部精神保健福祉課)	86
6. 平成30年度相模原市中央区生活保護世帯高齢者等自立サポート事業委託(福祉部中央第1生活支援課)	88
7. 平成30年度相模原市南区生活保護世帯高齢者等自立サポート事業業務委託(福祉部南生活支援課)	91

目 次

8. 相模原市南保健福祉センター警備業務委託(福祉部南障害福祉相談課)	94
9. 介護保険要介護認定事務等業務委託(平成30年8月～平成31年3月)(保険高齢部介護保険課)	97
10. 介護保険システム改修作業委託(平成30年度制度改正対応)(保険高齢部介護保険課)	99
11. 特定健康診査業務委託(保険高齢部国民健康保険課)	101
12. 高齢者インフルエンザ予防接種業務委託(市医師会)(保健所疾病対策課)	104
VI. こども・若者未来局	106
1. 妊婦健康診査事業(こども家庭課)	106
2. 乳幼児健康診査事業(こども家庭課)	110
3. 相模原市立児童クラブ(中央区、南区)に係る労働者派遣契約(こども・若者支援課)	112
VII. 環境経済局	114
1. さがみはらグローバル展開事業業務委託(経済部産業政策課)	114
2. 無料職業紹介事業管理運営業務委託(経済部雇用政策課)	118
3. 公共用水域水質測定委託(環境共生部環境保全課)	121
4. 橋本駅北口ほか公衆トイレ清掃等業務委託(資源循環部清掃施設課)	123
5. 電気計装設備更新委託(資源循環部南清掃工場)	125
6. 北清掃工場ごみ焼却設備定期保守点検業務委託(資源循環部北清掃工場)	129
7. 一般ごみ等収集運搬業務委託(麻溝台環境事業所・橋本台環境事業所)	131
VIII. 都市建設局	135
1. 都市計画基本図作成業務委託(まちづくり計画部都市計画課)	135
2. 平成30年度東京都市圏総合都市交通体系調査業務委託(まちづくり計画部交通政策課)	137
3. 指定地域自転車等放置防止監視業務委託(まちづくり事業部都市整備課)	139
4. JR橋本駅前ほか2昇降施設等保守点検業務委託(道路部緑土木事務所)	141
5. 相模原駅前ほか昇降施設等保守点検業務委託(道路部中央土木事務所)	146
6. 相模大野駅前ほか映像監視・巡回等業務委託(その2)(道路部南土木事務所)	150
IX. 緑区役所	152
1. 緑区合同庁舎設備保守管理業務委託(区政策課)	152
X. 中央区役所	154
1. 窓口受付及び証明書発行等業務委託(区民課)	154
XI. 教育局	158
1. 小学校工事設計等委託(教育環境部学校施設課)	158
2. 平成30年度相模原市立小中学校英語指導助手派遣契約(学校教育部学校教育課)	163
3. 学校内ネットワークサポート保守委託(学校教育部教育センター)	167
4. 相模原市立図書館窓口業務等委託(生涯学習部図書館)	170
5. 相模原市立橋本図書館窓口業務等委託(生涯学習部橋本図書館)	173
6. 相模大野図書館業務委託(生涯学習部相模大野図書館)	175
7. 相模原市立博物館総合管理業務委託(生涯学習部博物館)	177
XII. 消防局	180
1. 消防情報管理システム保守委託(指令課)	180

(本報告書における記載内容の注意事項)

・端数処理

報告書の数値は、原則として単位未満の端数を切り捨てて表示しているため、表中の総額と内訳の合計が一致しない場合がある。

公表されている資料等を使用している場合には、原則としてその数値をそのまま使用している。そのため、端数処理が不明確な場合もある。

・報告書の数値等の出典

報告書の数値等は、原則として相模原市が公表している資料、あるいは監査対象とした組織から入手した資料を用いている。その場合には原則として数値等の出典は明示していない。

報告書の数値等のうち、相模原市以外が公表している資料あるいは監査対象とした組織から入手した資料以外の数値等を用いたもの、あるいは他の地方公共団体等の数値等を表示したものについては、その出典を明示している。

・金額表記

報告書に記載している委託料等の金額は、原則として「税込価格」で表示している。

・監査の「結果」と「意見」

監査の「結果」	法令、条例、規則等に反していると判断される事項や社会通念上著しく適切性を欠き不当と判断される事項
監査の「意見」	「結果」以外で、改善・検討を求める事項

第1 外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件(監査テーマ)

(1) 選定した特定の事件(監査テーマ)

「委託に関する財務事務の執行について」

(2) 特定の事件(監査テーマ)を選定した理由

相模原市は、平成 7 年度に「相模原市行政改革大綱」を策定して業務の委託化を推進し、平成 14 年に改訂した「新相模原市行政改革大綱」において、「民間で可能なことは、できるだけ民間に委ねる」ことを基本として、行政と市民・民間の「責任領域」の明確化を図っており、行政サービスの在り方を見直して各種業務の委託化を進めてきた。

普通会計でみると、平成 29 年度決算での委託料総額は 227 億円で、10 年前の平成 19 年度決算と比較すると、62 億円、37.8%ほど増加している(平成 19 年度決算での委託料は 164 億円)。このように委託は、近年大きく拡大している。

委託に関する財務事務については、市が実施する必要性がある事業なのか、事業内容の見直しは必要ないか、相手先の選定に際しては入札制度を導入するなど競争性・透明性が十分に確保されているか、随意契約の場合は随意契約を採用することに合理性が認められるのかなど、様々な論点が考えられる。また、委託料の積算過程は明確となっているか、委託先は事業開始前に想定していた成果を達成しているか、発注者である市は委託先の事業内容や成果を十分にモニタリングしているのかなどの論点も考えられる。

これまでの相模原市の包括外部監査では、小学校・中学校等に関する財務事務、下水道事業に関する財務事務、ごみ処理事業に関する財務事務など、特定の事業を特定の事件(監査テーマ)として選定した際に、それら事業で行われている委託に関する財務事務を検証しているが、委託に関する財務事務に限定し、市全体で組織横断的に監査する試みはなされていないことから、包括外部監査人が組織横断的に監査を実施することによって、制度の運営状況に問題はないか、制度そのものに見直すべき点がないかなどを検証する意義は高いと考える。

以上のとおり、金額が増加傾向にあるなどその重要性が増していること、様々な論点が考えられること、組織横断的な検証がなされていないことなどから、市の委託に関する財務事務の執行が法令規則に準拠して適正に行われているかどうか、また、経済的・効率的かつ有効性をもって行われているかを検証する必要があると認められるため、委託に関する財務事務の執行を本年度の包括外部監査の特定の事件(監査テーマ)として選定した。

第1 外部監査の概要

3. 外部監査の対象期間

平成30年度の執行分

必要に応じて平成29年度以前または令和元年度の執行分を含む。

4. 外部監査の実施期間

令和元年7月9日から令和2年1月27日まで

5. 監査の視点

(1) 委託に関する事務の法規性に問題はないか

委託に関する事務は、地方自治法、地方自治法施行令、相模原市が定める条例及びその他の法令等に従い適切に行われているか。

(2) 委託に関する事務の経済性、効率性及び有効性に問題はないか

委託に関する事務は、経済性、効率性及び有効性に十分配慮して行われているか。

6. 外部監査の補助者

加藤 聡 公認会計士

柳原 匠巳

公認会計士

谷川 淳 公認会計士

山口 剛史

公認会計士

宮本 和之 公認会計士

山崎 愛子

公認会計士

7. 利害関係

外部監査の対象とした事件につき、私は地方自治法第252条の29の規定による利害関係はない。

第2 選定した特定の事件の概要と実施した監査手続

1. 監査対象とした事業と実施した監査手続

(1) 監査対象とした事業

相模原市が平成30年度に実施している次表の委託事業を監査対象とした。

表1 監査対象とした委託事業

(単位:千円)

番号	事業名	所属局	所属部	所属名	支出 命令額	
1	行政境界変更事業測量業務委託	総務局	総務部	総務法制課	26,406	
2	職員健康診断業務委託			職員厚生課	38,251	
3	相模原市コールセンター運營業務委託		渉外部	広聴広報課	94,348	
4	さがみはら国際交流ラウンジ事業委託			シティセールス・親善交流課	15,256	
5	共通基盤システム開発・保守・運用業務	企画財政局	企画部	情報政策課	405,687	
6	情報共有基盤システム設計・構築業務委託			情報政策課	69,476	
7	本庁舎警備業務委託		財務部	管財課	91,532	
8	納付お知らせセンター業務委託			債権対策課	15,367	
9	電子納付・コンビニエンスストア及びクレジット収納業務委託			税務部	納税課	36,941
10	市民税・県民税課税事務等業務委託		市民税課		40,982	
11	土地使用図等修正業務委託		資産税課		39,992	
12	相模原市 LED 防犯灯・街区表示板整備管理事業業務委託		市民局		区政支援課	19,933
13	LED 防犯灯・街区表示板整備管理事業				—	交通・地域安全課
14	シティ・プラザはしもと(6階)施設管理業務委託			消費生活総合センター	18,635	
15	就労体験・社会参加等支援事業実施委託		健康福祉局	福祉部	地域福祉課	58,533
16	小児急病診療事業委託(病院協会)	地域医療課			169,753	
17	夜間急病診療事業委託(医師会)	地域医療課			162,207	
18	平成30年度相模原市障害者相談支援キーテーション事業委託	障害政策課			56,408	
19	精神科初期救急事業委託(医師会)	精神保健福祉課			14,843	
20	平成30年度相模原市緑区生活保護世帯高齢者等自立サポート事業業務委託	緑生活支援課			26,295	
21	平成30年度相模原市中央区生活保護世帯高齢者等自立サポート事業委託	中央第1生活支援課			47,193	

第2 選定した特定の事件の概要と実施した監査手続

番号	事業名	所属局	所属部	所属名	支出 命令額
22	平成30年度相模原市南区生活保護世帯高齢者等自立サポート事業業務委託	健康福祉局	福祉部	南生活支援課	28,170
23	相模原市南保健福祉センター警備業務委託			南障害福祉相談課	17,451
24	城山保健福祉センター総合管理業務委託			城山保健福祉課	25,193
25	福祉車両等運行事業(津久井地域移動支援サービス事業)委託			津久井保健福祉課	20,410
26	介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防支援事業)委託		保険高齢部	地域包括ケア推進課	143,449
27	地域包括支援センター運営事業委託			地域包括ケア推進課	43,186
28	介護保険要介護認定事務等業務委託(平成30年8月～平成31年3月)			介護保険課	43,966
29	介護保険システム改修作業委託(平成30年度制度改正対応)			介護保険課	39,421
30	特定健康診査業務委託			国民健康保険課	434,040
31	相模原市国民健康保険コールセンター運営業務委託			国民健康保険課	93,931
32	相模原市ひとり暮らし高齢者等給食サービス事業委託		保健所	中央高齢者相談課	66,560
33	高齢者インフルエンザ予防接種業務委託(市医師会)			疾病対策課	264,073
34	子宮がん・乳がん集団検診委託			健康増進課	22,276
35	妊婦健康診査事業			こども家庭課	347,714
36	乳幼児健康診査事業		こども・若者未来局	こども家庭課	43,490
37	相模原市立児童クラブ(中央区、南区)に係る労働者派遣契約			こども・若者支援課	33,910
38	平成30年度子ども・子育て支援新制度対応事務作業委託	保育課		36,127	
39	さがみはらグローバル展開事業業務委託	経済部	産業政策課	20,000	
40	無料職業紹介事業管理運営業務委託		雇用政策課	34,517	
41	公共用水域水質測定委託	環境共生部	環境保全課	22,464	
42	資源分別回収事業収集運搬業務委託(大野南、東林地区)	環境経済局	資源循環部	資源循環推進課	199,713
43	容器包装プラ分別回収事業中間処理業務委託(南部地区)			資源循環推進課	158,721
44	橋本駅北口ほか公衆トイレ清掃等業務委託		清掃施設課	20,034	
45	電気計装設備更新委託		南清掃工場	250,560	
46	南清掃工場ボイラー機器他点検業務委託		南清掃工場	104,760	

第2 選定した特定の事件の概要と実施した監査手続

番号	事業名	所属局	所属部	所属名	支出 命令額
47	北清掃工場ごみ焼却設備定期保守点検業務委託	環境経済局	資源循環部	北清掃工場	208,656
48	粗大ごみ等収集運搬作業委託(南部地域)			北清掃工場	70,376
49	一般ごみ等収集運搬業務委託(麻溝台環境事業所所管B地区)			麻溝台環境事業所	48,600
50	一般ごみ等収集運搬業務委託(淵野辺本町の一部、鹿沼台他)			橋本台環境事業所	38,880
51	資源等収集運搬業務委託(津久井地域)			津久井クリーンセンター	98,496
52	平成30年度津久井クリーンセンターし尿処理施設保守点検業務委託			津久井クリーンセンター	56,997
53	都市計画基本図作成業務委託			都市建設局	まちづくり計画部
54	平成30年度東京都市圏総合都市交通体系調査業務委託	交通政策課	19,935		
55	指定地域自転車等放置防止監視業務委託	まちづくり事業部	都市整備課		62,921
56	相模原都市計画事業麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業の工事等に関する業務の包括委託(平成30年度分)		麻溝台・新磯野地区整備事務所		316,020
57	橋りょう点検業務委託(その4)		道路部		路政課
58	県道52号(相模原町田)建築設備設計業務委託(ポンプ・建屋)	道路整備課			24,840
59	国道413号災害復旧業務委託(その4)	津久井土木事務所			79,474
60	JR橋本駅前ほか2昇降施設等保守点検業務委託	緑土木事務所			23,685
61	相模原駅前ほか昇降施設等保守点検業務委託	中央土木事務所			25,612
62	相模大野駅前ほか昇降施設等保守点検業務委託	南土木事務所	46,877		
63	相模大野駅前ほか映像監視・巡回等業務委託(その2)	南土木事務所	36,464		
64	相模原市用地取得等(中央新幹線)支援・補助業務委託(平成30年度)	広域交流拠点推進部	リニア事業対策課	256,267	
65	緑区合同庁舎設備保守管理業務委託	緑区役所	緑区役所区政策課	31,287	
66	城山総合事務所総合管理業務委託		城山まちづくりセンター	30,522	
67	窓口受付及び証明書発行等業務委託	中央区役所	中央区役所区民課	90,076	
68	南区合同庁舎受付案内・警備業務委託	南区役所	南区役所区政策課	42,854	
69	相模原市立中学校給食調理業務委託(Aブロック)	教育局	学校保健課	90,520	
70	相模原市津久井学校給食センター調理業務委託		学校保健課・津久井学校給食センター	54,719	
71	小学校工事設計等委託		学校施設課	24,192	

第2 選定した特定の事件の概要と実施した監査手続

番号	事業名	所属局	所属部	所属名	支出命令額	
72	平成30年度相模原市立小中学校英語指導助手派遣契約	教育局	学校教育部	学校教育課	208,673	
73	学校内ネットワークサポート保守委託			教育センター	68,027	
74	リニア中央新幹線関東車両基地整備事業に伴う埋蔵文化財試掘調査補助業務委託			文化財保護課	29,113	
75	平成30年度各種体育大会等実施事業委託			スポーツ課	65,551	
76	相模原市立図書館窓口業務等委託		生涯学習部	図書館	57,336	
77	相模原市立橋本図書館窓口業務等委託			橋本図書館	53,137	
78	相模大野図書館業務委託			相模大野図書館	90,888	
79	相模原市立博物館総合管理業務委託			博物館	66,150	
80	消防情報管理システム保守委託		消防局	—	指令課	37,746

(2) 監査対象とした事業の抽出方法

① 監査対象事業の抽出方法

地方公共団体の予算及び決算科目は「款・項・目・節」に区分され、款、項、目及び節の具体的な区分は地方自治法施行規則第15条に基準が定められている。そのうちの節は性質別に28節に分類されており、その第13節が「委託料」とされている。

本年度の包括外部監査では、相模原市が平成30年度に実施した委託事業から次の手続及び考え方に基づき、80件の事業を監査対象として抽出した。

- 平成30年度の第13節委託料に関する財務データを相模原市より入手し、当該財務データより監査対象とする事業を抽出した。
- 金額的重要性を勘案して原則として金額の大きい事業から抽出した。
- 特定の部門に偏ることがないように、一つの部門での抽出事業数を最大2件までとした。そのため、金額上位でも監査対象としていない事業がある。
- 第13節委託料には指定管理業務に係る指定管理料も含まれているが、指定管理業務は監査対象から除外した。

(3) 実施した監査手続

① 資料の閲覧と主管部署等へのヒアリング

監査対象として抽出した委託事業について、次の資料等を閲覧し、事業概要等について主管部署へのヒアリング、質問等を実施した。

表2 閲覧した資料

資料名		
○ 仕様書	○ 検査証	○ 再委託に関する書類
○ 予定価格調書	○ 契約書	○ その他
○ 入札・見積経過調書	○ 実績報告書	
○ 契約原議書	○ 収支報告書	

第2 選定した特定の事件の概要と実施した監査手続

※ No.56「相模原都市計画事業麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業の工事等に関する業務の包括委託(平成 30 年度分)」は、麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業の施行にあたって、同事業の施行者である市が行う業務のうち「補償調査」や「設計・工事」等を委託しているものである。

監査対象はこの契約の平成 30 年度分にあたるが、実施設計に係る関係機関協議及び権利者との補償協議並びに建築物等の除却作業に時間を要し、当初予定していた造成工事等が平成 30 年度内に完了せず、令和元年度に予算を繰り越して行われる予定だった。しかしながら、令和元年 5 月までに大量の地中障害物が発出したこと等から、同年 6 月に事業推進を視野に、一度立ち止まり、検証を進めることとなったため、当該監査対象事業については履行が完了していない状況となっている。包括外部監査の実施時は市が事業の検証作業を進めており、当事業に対する監査手続は市へのヒアリングに留めている。

② 措置状況の確認

過年度に包括外部監査の監査対象となった委託契約について措置の内容を確認した。また、現状においても措置の内容が適切に行われているかを確認した。

③ 他の指定都市との比較

各指定都市が定めている契約に関する規則と相模原市が定めている契約に関する規則(相模原市契約規則)との比較を実施した。

相模原市契約規則と比較した指定都市の規則は次のとおりである。

表 3 比較対象とした指定都市の契約に関する規則

指定都市	規則	最終改正(直近の施行日)
札幌市	札幌市契約規則	平成 25 年 4 月 1 日
仙台市	仙台市契約規則	平成 31 年 3 月 22 日
さいたま市	さいたま市契約規則	平成 29 年 4 月 1 日
千葉市	千葉市契約規則	平成 30 年 4 月 1 日
横浜市	横浜市契約規則	令和元年 8 月 5 日
川崎市	川崎市契約規則	平成 31 年 4 月 1 日
新潟市	新潟市契約規則	平成 31 年 4 月 1 日
静岡市	静岡市契約規則	平成 30 年 4 月 1 日
浜松市	浜松市契約規則	平成 31 年 4 月 1 日
名古屋市	名古屋市契約規則	平成 31 年 4 月 1 日
京都市	京都市契約事務規則	平成 31 年 4 月 1 日
大阪市	大阪市契約規則	平成 30 年 12 月 28 日
堺市	堺市契約規則	平成 31 年 4 月 1 日
神戸市	神戸市契約規則	平成 31 年 4 月 1 日
岡山市	岡山市契約規則	平成 30 年 10 月 1 日
広島市	広島市契約規則	平成 26 年 11 月 1 日
北九州市	北九州市契約規則	平成 29 年 1 月 18 日
福岡市	福岡市契約事務規則	平成 29 年 12 月 25 日
熊本市	熊本市契約事務取扱規則	平成 30 年 4 月 1 日

2. 委託及び委託契約について

(1) 委託について

① 委託の定義

委託とは、法律行為または事実行為を他の機関または他の者に依頼することをいう。

地方公共団体の委託には、法令の根拠に基づいてなされる公法上の委託と、法令に基づかず私的契約によってなされる私法上の委託とがある。

公法上の委託には、地方公共団体相互間の事務委託(地方自治法第 252 条の 14)、歳入の徴収又は収納の委託(地方自治法施行令第 158 条)、支出事務の委託(地方自治法施行令第 165 条の 3)などがある。

私法上の委託の主なもの、一般的に委託契約と呼ばれるものである。委託したもの(委託者)と委託を受けたもの(受託者)の間には、通常両者の信頼関係に立って、法律関係をもとにした委託が行われ、受託者(委託先)は、相当の範囲で、自己の裁量によって事務を処理する権限が与えられる。

- ※法律行為… 法律上の権利義務関係の変動(発生、変更、消滅)を生じさせることを法律効果という。法律行為とは、法によって、行為者が希望したとおりの法律効果が認められる行為をいう。
- ※事実行為… 人の意思に基づかないで法律効果を発生させる行為をいう。
- ※公法… 私法に対する語。私法との区別としては、権力関係の法か対等関係の法か、公益に関するか私益に関するか、国家に関するものか私人に関するものか等、いくつかの説がある。
- ※私法… 自由、対等の私人間の法律関係を規制する法。

② 委託料の定義

地方公共団体が、その権限に属する事務、事業を他の機関または私人に対等的関係に立って行わせた場合に、その反対給付として支出される経費を委託料という。

(2) 委託契約について

① 地方公共団体が締結する委託契約

「契約」とは、互いに対立する複数の意思表示の合致によって成立する法律行為をいう。また、契約書とは一方の申込みと他方の承諾によって成立した 2 個の意思表示の内容の合致を表示し、かつ、これを証するために取り交わす文書をいう。

地方公共団体が締結する契約は公法上の契約と私法上の契約に区別される。

公法上の契約は公法的効果の発生を目的とするもので、法律上特に明示的に認められた場合に限りなし得るものとされており、私法上の契約は私法的効果の発生を目的とするものである。

② 委託契約の性質

地方公共団体が行う委託契約は、私人と対等の立場において締結する契約のため、

私人の契約と同様、民法その他の私法に従うことになり、いわゆる契約自由の原則も適用される。しかしながら、地方公共団体の契約は、公益を目的としているもので、契約担当者の主観的な判断に基づいて無制限に行うことはできない。そこには、公益目的遂行のための一定の規制が必要になり、規律を維持して一定の形式を必要とする。

この規律及び形式を規定するものが地方自治法、地方自治法施行令、地方公共団体の条例、規則等である。

③ 委託契約の締結方法

地方公共団体の売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約の方法により締結するものである。

委託契約の締結方法は一般競争入札が原則であり、指名競争入札または随意契約の方法は、政令で定める場合に該当するときに限りこれによることができる。

いわゆるプロポーザル方式(企画競争)は随意契約に含まれる。

表 4 委託契約の締結方法

項目	内容
一般競争入札	公告によって不特定多数の者を誘引して、地方公共団体に最も有利な条件を有する者との間に契約を締結する方法。
指名競争入札	ある一定の資格を有する者の中から数者指名して、競争入札(価格を競わせる)させ、地方公共団体にとって最も有利な条件を提供した者との間に契約を締結する契約方式。
随意契約	入札の方法によらず、任意の方法で特定した契約候補者と契約を締結する方法。地方自治法施行令第167条の2に定めがあり、同条各号に該当する場合、この方法によることができる。 随意契約しようとする時は、2人以上から見積書を徴し、基本的には最低価格を提示した者と契約する。

④ 委託契約の形態

委託契約の形態には、「総価契約」、「単価契約」、「概算契約」及び「長期継続契約」などがある。

表 5 委託契約の形態

項目	内容
総価契約	契約条件となる要素(数量、履行期限、契約金額、支払方法等)をすべて確定させた上で締結する契約形態。 地方公共団体の契約は、意思決定の明確性や予算統制の観点から、総価契約で行うのが原則である。
単価契約	一定期間内に反復的に役務の給付を受けたりする場合に、契約の目的、規格及び単位あたりの価格だけを決めておき、契約の履行実績に応じて支払額を確定することを約した契約形態。あらかじめ数量を確定することができない場合(不特定多

第2 選定した特定の事件の概要と実施した監査手続

項目	内容
	<p>数を対象者とする予防接種や検診等)などに適用する。</p> <p>単価契約には次の形態がある。</p> <p>①給付等の時期等を明記しない基本契約を締結し、その後必要に応じて給付等のための実契約を締結する形態。</p> <p>②給付等の時期を明記して契約を締結する形態。</p>
概算契約	<p>目的物の数量、単価、金額等をあらかじめ確定することが困難なため、これを後日、契約履行の進行につれて、あるいは履行完了の段階において決定することとし、概算金額として締結する契約形態。</p>
長期継続契約	<p>地方自治法第 234 条の 3 に規定する翌年度以降にわたる次の契約。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①電気・ガス・水の供給又は電気通信役務の提供を受ける契約 ②不動産を借りる契約 ③その他政令で定める契約 <p>また、地方自治法施行令第 167 条の 17 より、下記のうち、その契約の性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすようなもののうち、条例で定めるものも長期継続契約が認められている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○翌年度以降にわたる物品の借り入れ ○役務の提供を受ける契約 <p>地方自治法施行令第 167 条の 17 の規定を受けて相模原市は、地方自治法施行令第 167 条の 17 の規定に基づき長期継続契約を締結することができる契約を定める条例を制定している。</p>

3. 相模原市の委託に関する事務について

(1) 相模原市の定める規則・マニュアル

委託に関する契約事務に関して相模原市が定める主な規則・マニュアル等は次のとおりである。

① 相模原市契約規則

地方公共団体が行う委託契約は、地方自治法、地方自治法施行令、地方公共団体の定める条例、規則等に従うこととなる。

契約に関する条例、規則等について相模原市は、相模原市契約規則(以下「契約規則」という。)を定めており、相模原市の委託契約に関する必要な事項は、地方自治法など法令その他別に定めるものを除くほか、契約規則の定めるところによる。

② 相模原市予算規則

地方自治法施行令第 173 条の 2 の規定に基づいて、法令その他別に定めるものを除くほか、財政の健全な運営及び事務の計画的かつ効率的な遂行を期するため、予算の編成及び執行について必要な事項を定めた規則。

③ 相模原市公契約条例

公契約に係る基本方針を定めるとともに、市及び公契約の相手方となる者の責務を明らかにすることにより、安全かつ良質な事務及び事業の確保を図り、もって市民が安心して心豊かに暮らせる市民生活の実現に寄与することを目的とする条例。

④ 地方自治法施行令第 167 条の 17 の規定に基づき長期継続契約を締結することができる契約を定める条例

地方自治法施行令第 167 条の 17 より、翌年度以降にわたる物品の借り入れ又は役務の提供を受ける契約のうち、その契約の性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすようなものうち、条例で定めるものは長期継続契約が認められる。この規定を受けて相模原市が定めた長期継続契約に関する条例。

⑤ 契約事務の手引き

企画財政局財務部契約課が作成している契約事務についてのマニュアル。

⑥ 随意契約適正執行のための指針(随意契約ガイドライン)

企画財政局財務部契約課が作成している随意契約による場合の指針を定めたもの。

第2 選定した特定の事件の概要と実施した監査手続

⑦ 相模原市公契約条例の手引き

企画財政局財務部契約課が作成している公契約条例についてのマニュアル。

⑧ 相模原市最低制限価格事務取扱要領

相模原市が発注する業務委託について、過度な低価格の入札による業務の質の低下を防止することを目的として、最低制限価格を算定することについて必要な事項を定めたもの。

⑨ 相模原市業務委託低入札価格調査取扱要領

地方自治法施行令第 167 条の 10 第 1 項の規定に基づく低入札価格調査(予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者が当該申込価格によっては当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるか否かを調査することをいう。)の取扱いについて必要な事項を定めたもの。

⑩ 相模原市業務委託低入札価格調査取扱要領の運用基準

相模原市業務委託低入札価格調査取扱要領の適正かつ円滑な運用を目的として必要な事項を定めたもの。

⑪ 地方自治法施行令第 167 条の 17 の規定に基づき長期継続契約を締結することができる契約を定める条例事務取扱基準

相模原市が定めている地方自治法施行令第 167 条の 17 の規定に基づき長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の取扱基準を定めたもの。

⑫ 長期継続契約締結に際しての留意事項

地方自治法施行令第 167 条の 17 の規定に基づき長期継続契約を締結することができる契約を定める条例事務取扱基準に定める事項について、その運用を定めたもの。

⑬ 入札・契約事務の適正施行について(通知)

企画財政局財務部契約課が相模原市各課・機関の長宛に毎年度発出している通知。直近では平成 31 年 3 月 29 日に発出している。

(2) 公契約条例

① 公契約条例の概要

相模原市は、市が発注する工事や業務委託の契約(公契約)の基本方針等を定めるとともに、契約において、一定の労働報酬下限額を保障することで、従事する労働者の労働意欲を高めることにより、安全かつ良質な事務及び事業の確保を図り、もって市民が安心して心豊かに暮らせる市民生活を実現するための相模原市公契約条例(以下

「公契約条例」という。)を平成24年4月1日より施行している。

公契約条例の基本方針は次のとおりである。

公契約条例の基本方針

- 1) 入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性並びに競争の公平性を確保すること。
- 2) 談合その他の不正行為の排除を徹底すること。
- 3) 契約した事務及び事業の適正な履行を確保すること。
- 4) 事務及び事業の性質又は目的により、価格に加え、履行能力、環境への配慮、地域社会への貢献等の要素も総合的に評価して契約の相手方となる者を決定する方式の活用を推進すること。
- 5) 予算の適正な使用に留意しつつ、地域経済の活性化に配慮し、市内の中小企業者の受注の機会の増大を図ること。
- 6) 契約した事務及び事業の実施に従事する者の労働環境の整備を図ること。

② 対象となる契約

公契約条例の対象となる契約は次のとおりである。

公契約条例の対象となる契約

- 1) 市が発注する予定価格1億円以上の工事請負契約
- 2) 市が発注する予定価格500万円以上の業務委託に関する契約及び労働者派遣契約のうち、次に掲げるもの
 - ア 庁舎その他の建物及びその附帯施設の警備業務、清掃業務、設備運転監視業務又は案内業務の委託に関する契約又は労働者派遣契約
 - イ 給食の調理業務の委託に関する契約又は労働者派遣契約
 - ウ データ入力業務の委託に関する契約又は労働者派遣契約
 - エ 窓口受付業務の委託に関する契約又は労働者派遣契約

③ 労働報酬下限額

公契約条例の対象となる契約については、一定の労働報酬下限額を保障するとしている。この労働報酬下限額は、契約の種類ごとに次の額をもとに相模原市労働報酬等審議会への諮問、答申を経て定める。

労働報酬下限額

- 1) 工事請負契約
市が工事費の積算に用いる公共工事設計労務単価において職種ごとの単価として定められた金額
- 2) 業務委託契約
神奈川県について決定された最低賃金法第9条第1項に規定する地域別最低賃金において定める最低賃金額

第2 選定した特定の事件の概要と実施した監査手続

④ 対象となる契約の相手方に求められるもの

公契約条例の対象となる契約においては、契約の相手方には次のことなどが市との契約の中で求められる。

公契約条例の対象となる契約の相手方に求められるもの

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 労働者の氏名、職種、労働時間等を記載した労働状況台帳の作成と提出 ○ 公契約条例の対象となる契約であることの対象労働者への周知 ○ 労働者からの申出に対する誠実な対応 ○ 報酬が労働報酬下限額を下回る場合にその差額を対象労働者が受け取ることができるようになること |
|--|

⑤ 公契約条例を制定している地方公共団体

愛知地方自治研究センター(※)によると、平成30年12月末現在、54団体が公契約条例を制定している。そのうち都道府県、指定都市の内訳は次表のとおりである。指定都市では川崎市、京都市が同条例を制定している。

※ 愛知地方自治研究センターは、「愛知における地方自治に関する総合的な調査・研究の実施」と「自治体関係者、学識経験者及び県民相互間の交流による地域に根ざした自治体政策づくりの促進」を設立趣旨とした団体である。

表 6 公契約条例を制定している都道府県・指定都市(平成30年12月末現在)

地方公共団体名	条例名	区分	施行年月日
山形県	山形県公共調達基本条例	都道府県	H20.07.18
神奈川県川崎市	川崎市契約条例	指定都市	H23.04.01
神奈川県相模原市	相模原市公契約条例	指定都市	H24.04.01
長野県	長野県の契約に関する条例	都道府県	H26.04.01
奈良県	奈良県公契約条例	都道府県	H27.04.01
岐阜県	岐阜県公契約条例	都道府県	H27.04.01
岩手県	県が締結する契約に関する条例	都道府県	H28.04.01
京都府京都市	京都市公契約基本条例	指定都市	H27.11.11
愛知県	愛知県公契約条例	都道府県	H28.04.01
沖縄県	沖縄県の契約に関する条例	都道府県	H30.04.01

(愛知地方自治研究センター資料より監査人作成)

(3) 委託料の推移

次の表及びグラフは、相模原市の普通会計における平成15年度から平成29年度までの委託料の推移である。平成29年度決算での委託料総額は22,758,756千円で、10年前の平成19年度決算と比較すると、6,276,031千円増加している(平成19年度決算での委託料は16,482,725千円)。

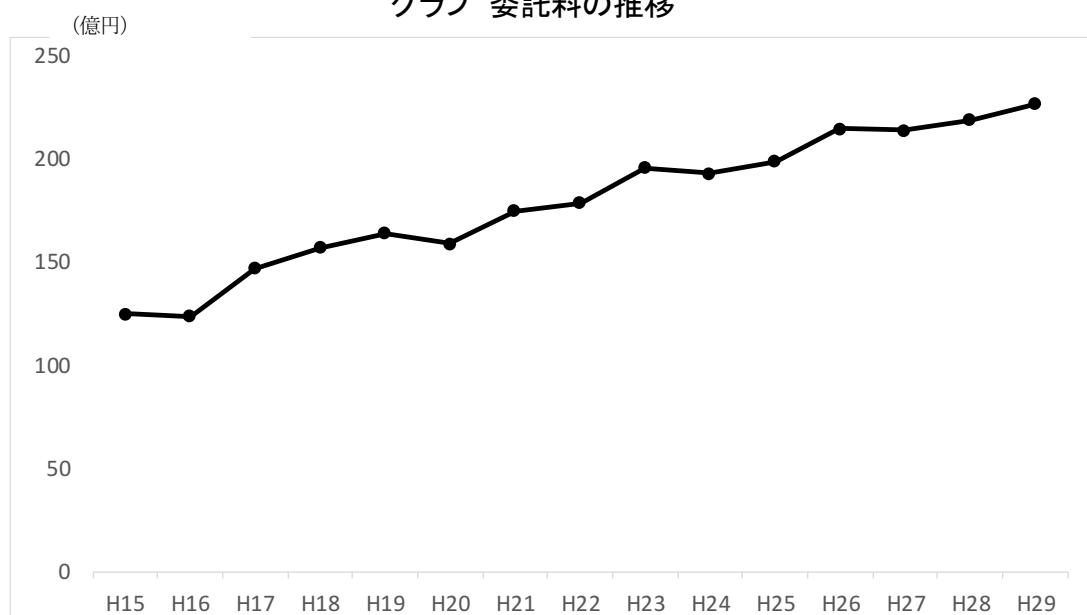
このように相模原市の委託は近年拡大している。

表 7 委託料の推移

(単位:千円)

項目	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
委託料	12,566,511	12,458,484	14,725,420	15,724,815	16,482,725
項目	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
委託料	15,999,486	17,570,467	17,992,046	19,635,430	19,397,096
項目	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
委託料	19,990,043	21,576,783	21,456,006	21,919,485	22,758,756

グラフ 委託料の推移



第3 監査の視点・監査の総括・監査の結果及び意見の要約

1. 監査の具体的視点

委託に関する事務は、地方自治法、地方自治法施行令、相模原市が定める条例及びその他の法令等に従い適切に行われているか、委託に関する事務は、経済性、効率性及び有効性に十分配慮して行われているかを監査の基本的な視点として、この基本的視点を踏まえ、次の事項を具体的な視点として監査を実施した。

(1) 予定価格は適切に設定されているか

事業を委託するにあたっては、競争入札、随意契約を問わず予定価格を定める必要がある。

予定価格は、それぞれの事務の種類、性格、内容に応じて、その算定根拠を明確にするとともに適正化に努めなければならない。監査対象とした事業について、予定価格の算定根拠が明確となっているか、適正化に努めているかを監査の視点とした。

予定価格の算定根拠の明確化、適正化が図られているかについて次の点に留意した。

- ① 標準作業量、標準処理量、標準賃金の把握に努めるとともに、コスト意識を持ち算定しているか。
- ② 同種事務を行っている他部課・他市等の情報の収集に努めるとともに、当該事業に関する市場の動向等を十分把握しているか。
- ③ 金額の年度別の推移や経済環境に留意し、見積額が適切かどうかの検証を行っているか。

(2) サービス水準の確保に留意しているか

監査対象とした事業について、サービス水準の確保を図る取組みがなされているかを監査の視点とした。

サービス水準の確保を図るためには 達成すべきサービス水準を可能な限り仕様書等で具体的に示し、事業の実施過程においては定期的にこれを検証し、サービスの低下が明らかな場合には適切な指導を行う必要がある。そこで、サービス水準の確保が図られているかについて次の点に留意した。

- ① 仕様書に業務内容が具体的に示されているか。
- ② 事業の成果を示す指標が適切に定められているか。
- ③ 受託者が事業を実施する過程において、相模原市がその内容を検証する仕組みが備わっているか。
- ④ サービスの低下が明らかな場合に相模原市は受託者に対して適切な指導を行っているか。

(3) 委託先の選定は適切に行われているか

委託先の選定にあたっては入札制度を導入するなど競争性・透明性が十分に確保されているか、随意契約の場合は随意契約を採用することに合理性が認められるかを監

査の視点とした。

- ① 委託先の選定にあたっては、正当な理由なく、長期にわたる固定化や業務の独占などが生じることのないよう、地方自治法、地方自治法施行令、契約規則等に留意し、入札や公募などによる競争性・公平性・透明性を確保した手続が実施されているか。
- ② 競争によらず委託先を決定する場合には、事務事業等の性質上、当該委託先以外への委託等の可能性を検証し、その理由を明らかにしているか。
- ③ 契約当初は 1 者との随意契約であっても、同様の事務をより効果的に扱う者が新たに出てくることもあり、市場の動向等を把握し、競争性の確保に努めているか。

(4) 委託先と市の役割分担及び責任の所在は明確となっているか

相模原市と委託先との役割分担及び責任の範囲を仕様書、募集要項及び契約書等で明確化しているかを監査の視点とした。

- ① 正確には想定できない不確定性のある事由によって損失が発生する可能性(リスク)について、リスクが顕在化した場合の対応は契約書等で具体的かつ明確にしておく必要があるが、そのような対応がなされているか。

(5) 相模原市のモニタリングは適切に行われているか

委託先は決められた事業を適切に実施しているか、事業開始前に想定していた成果を達成しているか、そのことを市はどのようにモニタリングしているかを監査の視点とした。

- ① 相模原市は、委託先の事業についての問題点を的確に把握し、把握した問題点に対して適切な対応を図っているかなど、発注者として委託先の事業内容を十分にモニタリングしているか。

2. 監査の結果及び意見の総括

今回の包括外部監査は、相模原市の 69 の課、機関の 80 の委託事業を抽出して委託に関する財務事務の監査を実施した。

監査を実施した結果、法令、条例、規則等に反していると判断される事項や社会通念上著しく適切性を欠き不当と判断される事項である監査の「結果」を 20 項目、監査の「結果」以外で改善・検討を求める事項である監査の「意見」を 68 項目記載している。

そのうち、市として対応を求めるものとして、1 項目の監査の「結果」、10 項目の監査の「意見」を記載しており、80 の委託事業については、45 事業に対して 19 項目の監査の「結果」、58 項目の監査の「意見」を記載している。この 45 事業を課、機関別にみると、69 の課、機関のうち 42 の課、機関に対して監査の「結果」、監査の「意見」を述べている。

以下、「1. 監査の具体的視点」に掲げた事項に対する総括を記載する。

(1) 予定価格は適切に設定されているか

監査対象とした事業について、予定価格の算定根拠が明確となっているか、適正化に努めているかを監査の視点とした。

80 事業の委託契約の締結方法は随意契約が過半数を占めている。随意契約について市は、予定価格を設定することを契約規則に規定していない。市は随意契約も予定価格を設定する必要があるとしているが、このことが庁内に周知徹底されておらず、予定価格を設定していない随意契約が見受けられた。

予定価格を設定していない随意契約について予算を確認したところ、予算の算定過程が明確となっていない随意契約が見受けられた。

地方公共団体は、競争性を確保できない「真にやむを得ない理由」がある場合は、1 者と契約を締結する 1 者随意契約(以下「1 者随契」という。)が認められる。

監査対象とした随意契約の大半は 1 者随契によるものであったが、そのなかには、委託先から提出された見積金額をそのまま予定価格に用いて、それを契約金額としているものが見受けられた。このような事業のなかには、見積に対する実績値を十分に把握分析しておらず、見積金額の妥当性が明確となっていないものが見受けられた。

以上より、予定価格の設定については様々な面で見直すべき事項が見受けられた。

(2) サービス水準の確保に留意しているか

監査対象とした事業について、サービス水準の確保を図る取組みがなされているかを監査の視点とした。

監査対象とした事業のなかには、仕様書に業務内容が具体的に示されていないものや、委託先が仕様書に記載されていない業務を実施しているケースが見受けられた。

また、成果を示す指標が適切に定められていない事業も見受けられた。

以上より、サービス水準の確保についても見直すべき事項が見受けられた。

(3) 委託先の選定は適切に行われているか

委託先の選定にあたっては入札制度を導入するなど競争性・透明性が十分に確保されているか、随意契約の場合は随意契約を採用することに合理性が認められるかを監査の視点とした。

監査対象とした事業は1者随契によるものが見受けられたが、1者随契とする合理性に乏しく、入札や公募を検討する必要がある事業が見受けられた。また、当該委託先以外への委託等の可能性の検証が不十分であり、1者随契とする理由を明らかにしていない事業が見受けられた。

1者随契によっている事業のなかには、システムの開発、保守・運用に係る委託契約やプラント・設備の保守委託契約など1者随契によることがやむを得ないと思われるものが見受けられた。このような事業は、システムの開発業者やプラント等の設置業者が主導的立場をとって委託料が決定されるケースが多く、市が委託料の妥当性を検証する術が限られてしまうことが問題点の一つに挙げられる。

市は、一般社団法人相模原市医師会をはじめとする特定の団体と契約を締結する場合で金額に裁量の余地がないものは見積書の徴取を省略できるとしている。また、1者随契による場合は「随意契約で2人以上から見積書を徴しない場合の理由書」(以下「理由書」という。)を作成し、契約案件ごとに契約担当者(決裁責任者)の決裁を受ける必要があるが、上記団体は理由書の作成も省略できるとしている。このことについては、特例的な取扱いを行うことになった背景や目的を記した文書が確認できず、そのような取扱いを認めている背景や目的が不明確となっている。

以上より、委託先の選定については様々な面で見直すべき事項が見受けられた。

(4) 委託先と市の役割分担及び責任の所在は明確となっているか

相模原市と委託先との役割分担及び責任の範囲を仕様書、募集要項及び契約書等で明確化しているかを監査の視点とした。

監査対象とした事業のなかには再委託の方法等に問題のあるものが見受けられた。

再委託について市は、受注者が委託業務の一部を第三者に再委託する場合は申請書を提出し、必ず書面により発注者の承諾を事前に得るよう契約書に条文を盛り込むとともに、現場において受注者の身分確認を実施することを求めている。また、真にやむを得ない事情により再々委託の必要があると認められる場合、再々委託を行う必要性や業務の範囲、金額及び再々委託先の名称・住所を受注者から書面により提出させ、委託契約に係る履行体制の把握に努めるよう徹底することとしている。しかしながら現状は、そのことが庁内に周知徹底されていない。

監査対象とした事業のなかには、再委託が行われていることを市が認識していなかった事業や、再委託する業務内容を市が正確に認識していない事業が見受けられた。また、委託先が再委託を行っている事業のなかには、市が再委託先と直接委託契約を締結することが望ましい事業も見受けられた。

以上より、委託先と市の役割分担及び責任の所在についても様々な面で見直すべき事項が見受けられた。

(5) 相模原市のモニタリングは適切に行われているか

委託先は決められた事業を適切に実施しているか、事業開始前に想定していた成果を達成しているか、そのことを市はどのようにモニタリングしているかを監査の視点とした。

委託事業のなかには、準委任契約に該当すると思われるものが見受けられた。

準委任契約において市は、受託者が、委任の本旨に従い、善良な管理者の注意をもって委理事務を処理する義務(以下「善管注意義務」という。)を果たしているかを確認する必要があると考える。準委任契約で受託者は、委託者である市へ「報告書」を提出し、業務を遂行したことを報告する必要があるが、この報告書は、受託者が提供したサービスの内容だけではなく、それに伴って生じたコストの報告も必要と考える。

このことについて、準委任契約に該当すると思われる事業のなかには、コストの報告を受けていないものや、コストの報告は受けているが、その内容を分析していないものなどが見受けられた。

また、仕様書で業務のサービス水準に係る数値基準を設けてはいるものの、その数値基準の実績を集計していないものが見受けられた。

以上より、市のモニタリングについても見直すべき事項が見受けられた。

(6) その他

過年度に包括外部監査の監査対象となった委託契約について措置の内容の確認を行い、現状においても措置の内容が適切に行われているかを確認したが、措置の内容が不十分な事業が見受けられた。

監査対象とした事業のなかには、請負もしくは準委任に相当するものが散見された。このような業務委託は、労働者派遣事業に該当せず「偽装請負」とみなされないための配慮が求められる。このことについては、特段の問題点は見受けられなかった。

3. 監査の結果及び意見の要約

「第4 外部監査の結果及び意見」に記載した事項の要約を以下に記載する。

なお、以下の記載は要約であるため、具体的な内容や記載の根拠については当該事項の本文を参照されたい。

項目	結果	意見
I. 総論	—	—
1. 競争入札	—	—
<p>【意見】① 一般競争入札の実施について</p> <p>監査対象とした80事業をみると、競争入札は22件で、一般競争入札4件、指名競争入札18件となっており、指名競争入札が多数を占めている。</p> <p>競争入札は一般競争入札が原則であり、指名競争入札は例外的な取扱いであることを全庁的に再認識する必要があり、安易に指名競争入札によることは避ける必要がある。</p> <p>また、指名競争入札には、事業者を指名する過程で恣意的な運用をするおそれがあることや、当該発注者に対する実績がない事業者が参加機会を得にくくなるなどのデメリットが指摘される場所である。やむを得ず指名競争入札によらざるを得ない場合は、そのようなデメリットに十分配慮し、より慎重に対応していく必要がある。</p>		○
<p>【意見】② 低入札価格調査制度の適用範囲の拡大について</p> <p>現在、低入札価格調査の対象となるのは、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受ける契約であって、庁舎その他の建物及びその附帯施設(これらの敷地を含む。)の清掃業務又は設備運転監視業務の委託に関する契約としているが、低入札価格調査制度の適用が可能な範囲を拡大し、柔軟な対応ができる仕組みを整えておくことが望ましい。</p>		○
2. 随意契約	—	—
<p>【結果】① 1者随契の理由の未公表について</p> <p>市は、地方自治法施行令第167条の2第1項の規定に基づく随意契約によることができる場合で、2人以上から見積書を徴しない場合の手続の透明性を高めることを趣旨として、随意契約の理由等を公表調書として公表している。</p> <p>監査対象とした事業のうち1者随契によっているものについて、公表調書への記載がなされていないものが散見された。公表調書による公表がなされるよう対応を図る必要がある。</p>	○	
<p>【意見】① 理由書を徴しない1者随契の公表の取扱いについて</p> <p>契約規則第27条第2項において見積書の徴取を省略することができる場合を規定しており、同項各号のいずれかに該当するとして見積書の徴取を省略した場合、「随意契約で2人以上から見積書を徴しない場合の理由書」の作成も省略できるとしている。</p> <p>理由書の作成が省略できるものは公表の対象にならないとしている。しかしながら、このような取扱いは、随意契約の理由等を公表する趣旨に合致していないと考える。本制度の趣旨を踏まえると、理由書の作成が省略できる委託契約も公表の対象とする</p>		○

第3 監査の視点・監査の総括・監査の結果及び意見の要約

項目	結果	意見
よう仕組みを見直す必要がある。		
<p>【意見】② 随意契約における予定価格の取扱いについて</p> <p>市は、契約規則で随意契約における予定価格の取扱いは規定していない。</p> <p>随意契約においても予定価格を設定する必要があるとのことだが、この考え方が全庁に十分に周知されていない可能性がある。随意契約における予定価格の取扱いを全庁的に共通化させるよう対応していく必要がある。</p>		○
<p>【意見】③ 特例的な取扱いを認めている団体との契約のあり方について</p> <p>市は、(一社)相模原市医師会、(公社)相模原市病院協会、(公社)相模原市歯科医師会、(公社)相模原市薬剤師会及び自治会その他これに類する団体と契約を締結する場合で金額に裁量の余地がないものについては、見積書の徴取を省略できるとしており理由書の作成も省略できるとしている。</p> <p>このような特例的な取扱いについて現状では、背景や目的を意識することなく、市医師会等という理由だけで対応を継続している可能性が考えられる。</p> <p>特例的な取扱いを認めている背景や目的を明確化し、それを踏まえて、このような取扱いが現在の状況でも合理的といえるのか、見直すべき点はないのか等を再検討する必要がある。</p>		○
<p>【意見】④ システムの開発、保守・運用に係る委託契約について</p> <p>地方公共団体は、住民記録システム、戸籍システムなど様々なシステムを利用している。そのようなシステムは外部に開発を委託し、その後の保守・運用も開発事業者へ委託するケースが通常と思われる。また、そのシステムの規模が大きいほど保守・運用に関する委託料も多額になると思われる。</p> <p>システムの開発、保守・運用費用はブラックボックス化しやすい。十分な情報を入手し、それを活用していくことが市政にとって有益と考えられることから、率先して取り組むことが望まれる。</p>		○
<p>【意見】⑤ プラント・設備の保守委託契約について</p> <p>監査対象とした事業の中には、大型プラントや、エレベーターなどの設備の保守に係る委託が見受けられた。</p> <p>設備等の保守は、当該設備等の設置業者(メーカー)もしくは設置業者の系列業者に1者随契によって委託するケースが多いと思われる。</p> <p>保守等に係る委託料の適正化を図るためには、設備等の設置に係る契約を締結する際には、建設費用だけではなく、将来の保守に係る費用等を含めたライフサイクルコストを考慮した調達となるよう対応する必要がある。また、設備等の運用を開始した後は、保守等に係るコストが当初想定したどおりに発生しているか、当初の想定と異なっている場合には、差異の原因に合理性が認められるかなどを分析し、その後の対応に活かす仕組みを構築する必要がある。</p>		○
3. 再委託	—	—
<p>【意見】① 再委託に関するルールの明確化について</p> <p>監査対象とした事業の中に再委託に問題のある事業が散見された。</p> <p>千葉県我孫子市や大阪府豊中市のように再委託に関するガイドラインを策定し、そ</p>		○

第3 監査の視点・監査の結果及び意見の要約

項目	結果	意見
の内容を全庁に周知させる取組みが必要と感じられた。再委託に関する問題点の解決に向けて積極的に対応する必要がある。		
4. その他	—	—
<p>【意見】① 請負契約と準委任契約における対応について</p> <p>監査対象とした事業の中には、労働者派遣事業に該当せず「偽装請負」とみなされないための配慮が求められるものが見受けられた。</p> <p>「偽装請負」の回避を重視しすぎると業務の不効率化を招く可能性もある。また、業務を一括して委託することにより、将来には、委託した業務を従前に経験した市職員がいない状態で委託業務の管理監督を行わなければならない状況を招く可能性もある。業務の不効率化を防ぐため、また、市に管理・監督に必要な知識や能力を蓄積するために、業務の可視化、マニュアル化を積極的に行う必要がある。FAQ の整備を図り、その共有化を図ることも対応の一つと考える。</p>		○
<p>【意見】② 準委任契約における収支報告について</p> <p>準委任契約について、委託料は公費から支出されることを踏まえると、受託者が善管注意義務を果たしているか、委託料の使途が適切であったかを確認する必要性は高い。</p> <p>準委任契約に関して収支報告を求めることはルール化していないが、市民等への説明責任を果たす意味からも、たとえば委託料が一定額を超える準委任契約については、受託者に対して収支報告を求めることをルール化しておくことが望ましい。</p>		○
II. 総務局	—	—
1. 相模原市コールセンター運營業務委託(渉外部広聴広報課)	—	—
<p>【結果】① 再委託に関する承認手続について(その1)</p> <p>委託先から提出された受付・保守連絡体制表によると、受注者以外の事業者である株式会社トップコミュニケーションプロダクツとワンダークラフト株式会社が含まれており、業務の一部が再委託されているが、契約書第 6 条及び個人情報の取扱いに関する特記事項第 7 条に規定する再委託に関する手続がなされていない。再委託に関する承認手続を適切に行う必要がある。</p>		○
<p>【結果】② 再委託に関する承認手続について(その2)</p> <p>通話記録の取得・保持・消去に関する業務は株式会社コラボスに再委託されている。当該再委託については、個人情報の取扱いに関する特記事項第 7 条に基づき再委託承認申請がなされているが、契約書第 6 条に基づく再委託に関する承認手続はなされていない。</p> <p>契約書第 6 条と個人情報の取扱いに関する特記事項第 7 条に基づく再委託の承認は手続的には別個のものである。契約書等に従い再委託に関する承認手続に漏れないよう対応する必要がある。</p>		○
2. さがみはら国際交流ラウンジ事業委託(渉外部シティセールス・親善交流課)	—	—
<p>【意見】① 委託契約の見直しについて</p> <p>相模原市国際化推進委員会との 1 者随契によっているが、市の直営で行い業務の透明化と事務処理の簡略化を図ることが望ましい。直営で行うことにより、現在の再委</p>		○

第3 監査の視点・監査の総括・監査の結果及び意見の要約

項目	結果	意見
託先と直接契約を締結でき、また、市職員が実施していた委員会の決算や税務申告等の団体運営に関する事務手続が不要になる。		
Ⅲ. 企画財政局	—	—
1. 情報共有基盤システム設計・構築業務委託(企画部情報政策課)	—	—
<p>【意見】① 入札不参加の事業者への対応について</p> <p>本事業の入札は1者の入札書が不着であったため、結果として1者による入札となったが、市は、この不着の理由を確認していない。このような予定価格が多額な入札においては、今後の契約事務に活かすべく、入札に参加しなかった事業者に対して、不参加の理由を事後に確認しておくことが望ましい。</p>		○
2. 本庁舎警備業務委託(財務部管財課)	—	—
<p>【結果】① 予定価格の作成について</p> <p>2者からの見積りを平均して予定価格を作成している。見積りは、直接人件費、直接物件費、業務管理費、一般管理費の4つの費目に分けて計算するように依頼したが、1者は直接人件費及び直接物件費の記載しかなく、業務管理費と一般管理費は記載されていなかった。見積書の徴取にあたっては、各費目に正確に分類して金額を算定するとともに、依頼した事業者からは確実に提出を受ける必要がある。</p>	○	
<p>【結果】② 資格証明の確認について</p> <p>契約時に委託先から資格証明の写しが提出されているが、資格証明の写しに2点の不備が発見された。資格証明の写しが提出されたときには、提出された証明書の顔写真や氏名が本人と一致していることを確認する必要がある。</p>	○	
<p>【意見】① 指名競争入札における競争性の確保について</p> <p>本事業の指名競争入札は6者を指名して行われたが、参加者は2者であり、3者が辞退し、残りの1者は不参加であった。業務内容、委託金額、実施時期等を再確認し、少なくとも3者以上で価格競争ができる仕組みを構築し、次期の設計に反映できるよう検討する必要がある。</p>		○
3. 土地使用図等修正業務委託(税務部資産税課)	—	—
<p>【結果】① 1者随契の理由について</p> <p>平成元年から30年にわたり、同一の事業者と1者随契を行っているが、事業を実施することについての時期的な制約以外には、同一の事業者で実施しなければならない理由は考えにくい。固定資産の課税標準となる土地及び家屋の評価替えは3年ごとに行われており、今後は令和3年度、令和6年度に評価替えが行われる。評価替えの年度を視野に入れ、競争性が発揮される仕組みを構築する必要がある。</p>	○	
Ⅳ. 市民局	—	—
1. シティ・プラザはしもと(6階)施設管理業務委託(消費生活総合センター)	—	—
<p>【意見】① 1者随契における再委託について</p> <p>本事業は1者随契によっており、その理由は、シティ・プラザはしもとが入っているビルの共用部の施設管理は橋本駅北口第一再開発ビル株式会社が一体的に取り扱っており、同ビルの6階部分の施設管理業務も同社が一体的に行うことで、効率的な管理が可能であるためとされている。しかしながら、本事業の業務全部はイオンデパート</p>		○

第3 監査の視点・監査の結果及び意見の要約

項目	結果	意見
<p>株式会社に再委託されている。再委託の理由は、「当ビル全体の業務を一括して行うことが効率的かつ効果的であり、円滑及び迅速に業務を遂行するために上記再委託先へ委託する。」とされている。</p> <p>これらの状況を鑑みると本事業は、再委託者と直接契約を締結するか競争入札の実施の可否を検討する必要があると考える。</p>		
<p>【意見】② 再委託金額の確認について</p> <p>本事業は1者随契によっているが、事業は再委託されている。</p> <p>委託金額の妥当性は入札や複数の見積書により証明することが本来であるが、1者随契の場合はそれが行われていない。1者随契で再委託を行う場合には、少なくとも委託先以外にその業務を実施できる事業者が存在し、市と直接契約を締結する可能性も考えられる。</p> <p>1者随契で再委託を行う場合には、見積書を徴取するなどして再委託金額の妥当性を確認する必要がある。</p>		○
<p>【意見】③ 再々委託への対応について</p> <p>再委託業務の中に「設備保守点検業務」があり、イオンデイトライト株式会社を再委託会社として承認しているが、実際に本業務を実施したのは株式会社神奈川ナブコであり、再々委託が行われている。</p> <p>契約事務の手引きの Q&A に従い、再々委託についても必要事項を記載した書面の提出を求める必要がある。</p>		○
<p>V. 健康福祉局</p>	—	—
<p>1. 就労体験・社会参加等支援事業実施委託(福祉部地域福祉課)</p>	—	—
<p>【意見】① 仕様書の記載内容について</p> <p>本事業は再委託が行われているが、業務再委託承認願と仕様書の記載内容を比較すると、「セミナー」や「就労体験」等の共通している用語を使用している業務については、仕様書の業務を再委託していることは確認できるが、それ以外の内容については仕様書と承認願の業務内容が明確には一致しない。</p> <p>再委託の承認を行うにあたっては、再委託する業務が仕様書のどの業務に該当するかを明確にしておく必要がある。</p>		○
<p>【意見】② 1者随契における再委託について</p> <p>1者随契によっているが、その理由は、市において本事業で求められる総合的支援の実績を持つ者は、市の無料職業紹介事業管理運営業務(相模原市就職支援センター)を受託しているパーソルテンプスタッフ株式会社以外にないとしている。一方、本事業の重要な一部は特定非営利活動法人ナレッジ・リンクに再委託されており、再委託の理由は「ノウハウが豊富な団体に委託することで、相模原地域において効果的な事業が展開できるため。」とされている。</p> <p>これらの状況を鑑みると市は、再委託された業務は、再委託者と直接契約を締結するか競争入札の実施の可否を検討する必要があると考える。</p>		○
<p>【意見】③ 再委託金額の確認について</p> <p>1者随契によっている一方で、事業の重要な一部は再委託されている。</p>		○

第3 監査の視点・監査の総括・監査の結果及び意見の要約

項目	結果	意見
1 者随契で再委託を行う場合には、見積書を徴取するなどして再委託金額の妥当性を確認する必要がある。		
2. 小児急病診療事業委託(病院協会)(福祉部地域医療課)	—	—
<p>【結果】① 見積書の未徴取について</p> <p>公益社団法人相模原市病院協会との1者随契によっている。</p> <p>病院協会と契約を締結する場合で金額に裁量の余地がないものは、見積書の徴取を省略できるとしており理由書の作成も省略できるとしている。本事業の委託料は、休日・夜間等の区分に応じた単価にスタッフ数及び実施日数を乗じて積み上げた金額としている。各スタッフの単価は、本事業実施当初から市と病院協会の協議で決めているとのことであり、「金額に裁量の余地がない」とはいえない。</p> <p>病院協会から見積書を徴取する必要がある。また、徴取した見積書に関して市は、説明責任を果たすために金額単価の根拠を把握しておく必要がある。</p>	○	
3. 夜間急病診療事業委託(医師会)(福祉部地域医療課)	—	—
<p>【結果】① 見積書の未徴取について</p> <p>「2. 小児急病診療事業委託(病院協会)」と同様である。</p> <p>本事業においては、委託金額の中に医師・看護師等に対する人件費以外に、後述する「【意見】① 事務局費等について」に記載するとおり、事務局費等が含まれている。これらは「金額に裁量の余地がない」とはいえないものである。</p>	○	
<p>【意見】① 事務局費等について</p> <p>一般社団法人相模原市医師会との1者随契によっており、市医師会に対して事務局人件費 40,530 千円、事務局費 4,517 千円、事務費 32,096 千円を支出している。</p> <p>事務局費と事務費は、過去の実績の把握、市医師会から徴取した見積書や積算資料の確認、市医師会事務局へのヒアリング等を行った上で予算を決定しているとのことだが、そのことがわかる資料が保管されておらず、予算決定までのプロセスが明確になっていない。</p> <p>事務局人件費は、本事業を含め市から市医師会へ委託等を行っている 22 の事業について、事業の実施にあたって必要な人員の給与を算定し、各事業の業務負担割合に応じて配分したものとすることである。給与の算定から各事業への配分までを予算ベースで行っているが、予算に対する市医師会の実績は不明となっている。</p> <p>説明責任を果たすために事務局の事業実施体制を正確に把握し、事務局費等が市医師会の実績に基づくものであれば、その実績を把握する必要がある。</p>		○
4. 平成30年度相模原市障害者相談支援キーステーション事業委託(福祉部障害政策課)	—	—
<p>【意見】① 再委託理由の明確化について</p> <p>支出金額 56,408 千円のうち 59.4%にあたる 33,550 千円は 4 者に対する再委託費として使用されている。再委託の理由は、委託先が市に提出している再委託の申請書によると「障害者の相談支援に関する専門的知識や経験を必要とするため。」とされている。</p> <p>再委託の理由としては、上記の他に、相談支援事業所の人材育成という目的も含ま</p>		○

第3 監査の視点・監査の結果及び意見の要約

項目	結果	意見
れているとのことであるが、このことは再委託の申請書には記載されていない。このことを再委託の申請書に明記しておく必要がある。		
<p>【意見】② 予算額の妥当性について</p> <p>委託先から見積書を徴取し、見積額を委託契約額としている。</p> <p>平成 26 年度から平成 30 年度では、毎年度 500 万円以上の額が市に返還等されており、見積額の精査が十分にできていないとも考えられる。</p> <p>事業を委託するにあたっては、見積額の内容や金額の妥当性を十分精査するとともに、事業の実施状況を適宜確認すること等により、精算差額をできる限り低くするように努力する必要がある。</p> <p>また、市は精算書の提出時に資金収支決算書の提出も求めている。資金収支決算書は決算額の記載のみであるが、予算額、予算決算差額及び差額が発生した原因の追加記載を求めることが望ましい。</p>		○
5. 精神科初期救急事業委託(医師会)(福祉部精神保健福祉課)	—	—
<p>【意見】① 委託先の選定について</p> <p>市医師会との 1 者随契によっている。市医師会との 1 者随契については契約規則第 27 条第 2 項第 4 号により見積書の徴取を省略でき、理由書も不要とされているためどちらの手続も行われていない。</p> <p>1 者随契の場合には相手方としてはこの事業者しかないという理由を明確にしなければならない。本事業については、契約の相手方を市医師会とする理由を明確にしておく必要がある。</p>		○
6. 平成30年度相模原市中央区生活保護世帯高齢者等自立サポート事業委託(福祉部中央第 1 生活支援課)	—	—
<p>【意見】① 再委託条項について</p> <p>契約書に再委託の書面による承認手続に関する条項がない。ひな形をアレンジする過程で削除した可能性があるとのことである。なお、個人情報等の取扱いに関する特記事項では当該条項を削除していない。再委託については、その責任関係を明らかにする必要があることから、再委託の書面による承認手続を契約書に定めておくことが望ましい。</p>		○
<p>【意見】② 精算書等の記載内容の確認の実施について</p> <p>契約書に基づき、業務完了後に委託先から精算額内訳書が提出されている。</p> <p>精算額内訳書については、収入総額及び支出総額の予算額と決算額が一致していることを確認するのみであり、それ以上の内訳等についての確認は行っていないとのことであった。収支が適切であることを確認する必要がある。</p>		○
7. 平成30年度相模原市南区生活保護世帯高齢者等自立サポート事業業務委託(福祉部南生活支援課)	—	—
<p>【意見】① 見積書の精査について</p> <p>委託先から提出された平成 30 年度と平成 31 年度の見積書を比較すると、給与総額は 202 千円減少すると見積もっているが、法定福利費は 441 千円増加すると見積もっている。法定福利費の会社負担分は一般的に給与総額に変動がなければ大きな増</p>		○

第3 監査の視点・監査の総括・監査の結果及び意見の要約

項目	結果	意見
<p>減は発生しない。</p> <p>見積書の提出を受けた場合には、内容を分析し、主な増加項目や減少項目については質問し、その内容を確認する必要がある。</p>		
<p>【意見】② 事業の継続性について</p> <p>令和元年度はプロポーザル方式で事業者の選定を行ったが、企画提案書を提出したのは現契約者の特定非営利活動法人ワーカーズコープだけであり、予定していた事業者間の競争は行われなかった。緑区や中央区の提案書とも比較分析・検討し、価格面も含めて、複数の事業者が参加できる仕組みを構築する必要がある。</p>		○
<p>8. 相模原市南保健福祉センター警備業務委託(福祉部南障害福祉相談課)</p>	—	—
<p>【結果】① 予定価格の積算(直接人件費)について</p> <p>予定価格の積算では、直接人件費を 35,884 千円、見込時間を 35,727 時間としている。この場合、時給は 1,004 円と計算され、市は、平成 30 年度の労働報酬下限額の 1,000 円は超えていると判断している。しかしながら、見込時間の 35,727 時間のうち時間外労働等割増賃金の対象となる時間が 17,551 時間あり、仮に時間割増賃金である 1.25 倍を時間として考慮すると見込時間は 40,114 時間となり、労働報酬下限額の 1,000 円を下回る結果になる。</p> <p>予定価格及び最低制限価格の算定において見込時間を使用するにあたっては、時間外労働や休日労働等に係る割増賃金を適正に反映させる必要がある。</p>	○	
<p>【意見】① 予定価格の作成及び入札結果の分析について</p> <p>8 者を指名したが 4 者は辞退しており、落札者以外の 3 者は予定価格を超えている。競争性が十分に発揮されていないと思われる状況にあり、この様な状況になった原因を分析し、次期契約では競争性が発揮される仕組みを構築する必要がある。</p>		○
<p>9. 介護保険要介護認定事務等業務委託(平成30年8月～平成31年3月)(保険高齢部介護保険課)</p>	—	—
<p>【意見】① 業務定例会について</p> <p>市は委託先との間で毎月 1 回「業務定例会」を開催し、前月の業務の報告を得るとともに、委託先からの相談事を聴取し打合せを行っているが、「業務定例会」の開催については契約書、仕様書ともに規定されていない。「業務定例会」の開催を契約書ないし仕様書において明文化しておく必要がある。</p>		○
<p>10. 介護保険システム改修作業委託(平成30年度制度改正対応)(保険高齢部介護保険課)</p>	—	—
<p>【結果】① 業務委託仕様書等の整合性について</p> <p>日本電気株式会社製の法改正に係るパッケージソフトを市の仕様で改修し介護保険システムに導入するものである。</p> <p>仕様書に記載されている委託業務の内容と委託先からの見積書の記載内容の整合が取れていない。また、委託先からの再委託承認申請書に基づいて業務の一部を再委託しているが、仕様書と再委託承認申請書の記載内容も整合が取れていない。</p> <p>業務委託仕様書、見積書、再委託承認申請書の一連の書類について整合性を保つ必要がある。また、再委託を行う場合は、仕様書のどの部分が再委託されているの</p>	○	

第3 監査の視点・監査の結果及び意見の要約

項目	結果	意見
か、その金額はどの程度なのかを確認する必要がある。		
11. 特定健康診査業務委託(保険高齢部国民健康保険課)	—	—
<p>【意見】① 診療報酬点数によらない単価の取扱いについて</p> <p>本事業は単価契約であるが、情報提供料及び健康指導料各 2,571 円、情報提供手数料 383 円、事務費 257 円は診療報酬点数によっていない。説明責任を果たすためにもこれら単価の金額の算出根拠を明確にしておく必要がある。</p>		○
12. 高齢者インフルエンザ予防接種業務委託(市医師会)(保健所疾病対策課)	—	—
<p>【意見】① 事務費単価の根拠について</p> <p>予防接種 1 件あたりの契約単価はワクチン単価と事務費部分から成る。事務費部分の単価は、予防接種 1 件あたり 162 円(税込)とされているが、その計算根拠が不明である。説明責任を果たすためにも事務費単価の目的、金額の算出根拠を明確にしておく必要がある。</p>		○
VI. こども・若者未来局	—	—
1. 妊婦健康診査事業(こども家庭課)	—	—
<p>【結果】① 契約書及び実施要綱の規定の見直しについて</p> <p>一般社団法人神奈川県産科婦人科医会との契約分については、健康診査が実施された翌月に補助券を 1 か月分集積して市に報告がなされることになっている。しかしながら、市への報告は 2 か月後になされていた。</p> <p>市への報告期限について、契約書に従っていない状況にあることから、契約書に従い翌月に報告を求めるのか、実務上の取扱いを勘案して契約書の規定を見直すか、対応する必要がある。また、実施要綱の規定も合わせて見直す必要がある。</p>		○
<p>【結果】② 実施報告書の提出遅延について</p> <p>助産所との契約分について、健康診査が実施された翌月 15 日までに補助券を添付して、市に妊婦健康診査実施報告書兼請求書を提出することになっている。</p> <p>しかしながら、実施報告書の提出が遅れ、2 か月分を同時に提出している事例が見受けられた。翌月 15 日までに実施報告書が提出されるよう助産所に対応を求める必要がある。</p>		○
2. 乳幼児健康診査事業(こども家庭課)	—	—
<p>【結果】① 契約書の規定の見直しについて</p> <p>受注者である市医師会は、乳幼児健康診査実施報告書を市に提出しなければならない。しかしながら、実施報告書は、市医師会からではなく協力医療機関から直接市に提出されていた。</p> <p>実施要領では、健康診査を実施した協力医療機関が市に実施報告書を提出することとされている。契約書の規定と実施要領の規定とが整合していない状況にあり、契約書の見直しが必要がある。</p>		○
3. 相模原市立児童クラブ(中央区、南区)に係る労働者派遣契約(こども・若者支援課)	—	—
<p>【意見】① 最低賃金の順守状況の確認について</p> <p>公契約条例の対象外であるが、委託先が最低賃金を順守しているかについて、長期継続契約の期間中も適時に把握しておく必要がある。</p>		○

第3 監査の視点・監査の総括・監査の結果及び意見の要約

項目	結果	意見
VII. 環境経済局	—	—
1. さがみはらグローバル展開事業業務委託(経済部産業政策課)	—	—
<p>【結果】① 1者随契の理由について</p> <p>本事業は平成 29 年度から開始しているが、市内中小企業を各種展示会での相模原ブース共同出展に参加させる事業は以前より行っており、以前から今回の委託先である公益財団相模原市産業振興財団に委託している。</p> <p>1 者随契によっているが、業務仕様書及び業務実績報告書からは、振興財団のみが実施しうる内容であるとの専門性は認められず、1 者随契とする理由として不十分であり、事務を改善する必要がある。また、理由の見直しにあわせて、契約金額の妥当性を確認する意味でも、本事業の委託先の選定においては入札もしくは公募を検討する必要がある。</p>	○	
<p>【結果】② 仕様書の見直しについて</p> <p>業務委託仕様書に、業務管理のための業務計画書の作成・提出期限の記載や、業務実績報告書の提出形態等についての記載がない。このため、委託業務が市の期待するものとなるか否かが不確かな状況となっている。</p> <p>業務委託仕様書の記載が不十分であり、事務を改善する必要がある。</p>	○	
<p>【意見】① 再委託について</p> <p>振興財団から提出された平成 30 年度の精算書の記載の中に、「委託費 5,727,771 円」という再委託の項目があった。</p> <p>再委託したものについては、振興財団自身が、振興財団内部では効率的な事業実施ができないとした部分であることから、市が直接発注するよう仕様を改めるか、振興財団の再委託に関する契約事務が、適切に行われていることを確認する必要がある。</p>		○
2. 無料職業紹介事業管理運営業務委託(経済部雇用政策課)	—	—
<p>【結果】① 総価単価契約における契約書の表記について</p> <p>求人開拓業務、求職者支援講座実施業務について、契約書に記載された金額は契約の上限額のみであって単価、予定数量の表記がなく、仕様書にも表記がない。契約書には上限額のみでなく単価と予定数量を記載する必要がある。</p>	○	
<p>【結果】② 再委託の承認について</p> <p>委託先は、本事業に係る業務の一部を他の事業者へ再委託したいとして市に「個人情報情報の取扱いに係る再委託承認申請書」を平成 30 年 4 月 1 日付で提出し、市はこれを承認している。ただし、業務委託契約書第 17 条に定める協議に関する協議書類は作成されていない。再委託の承認にあたっては金額を明らかにする必要があるとともに、再委託に関する契約書案を徴取するなどして再委託の内容を吟味し、委託先との協議についての記録を書面で残しておく必要がある。</p> <p>さらに、委託先から提出された業務完了報告書(年報)には、就職支援講座の一部が再委託により実施されたことについての記載がないため、再委託の実態があいまいとなっている。市は、再委託が承認したとおりに実施されているかを確認する必要がある。</p>	○	

第3 監査の視点・監査の結果及び意見の要約

項目	結果	意見
3. 公共用水域水質測定委託(環境共生部環境保全課)	—	—
<p>【意見】① 指名業者の選定方法について</p> <p>指名業者は、「環境測定の委託に関するアンケート調査」の中から、一定の条件を満たす事業者としている。アンケートは平成28年度に実施されており、平成30年度の契約者選定には2年前のものとなるため、アンケート時の状況が契約時にも維持されているかが明確ではない。事業者の指名にあたって継続的にアンケート調査を利用する場合には、電話によるヒアリングなど、アンケートのマイナス面を補完する対応の検討が望まれる。</p>	—	○
4. 橋本駅北口ほか公衆トイレ清掃等業務委託(資源循環部清掃施設課)	—	—
<p>【意見】① 複数年連続同一事業者の落札について</p> <p>比較的長い期間で契約を締結することで、受注者の企業努力により、業務の確実な実施とさらなる効率化が期待される。長期継続契約を視野に入れ、事業者選択を再考することが望ましい。</p>	—	○
5. 電気計装設備更新委託(資源循環部南清掃工場)	—	—
<p>【結果】① 再々委託の状況把握について</p> <p>委託先は株式会社神鋼環境ソリューションであるが、その一部は再委託されている。また、この再委託業務の一部は再々委託されている。市は再々委託の契約金額を把握できていない。</p> <p>これは、株式会社神鋼環境ソリューションから、再々委託業務は、「再委託事業者からの発注となり、当社の所掌外であること、再委託事業者から当社への報告義務も無いこと」を理由として、契約金額の提示がなかったためである。</p> <p>再委託先のうち、株式会社ケイディーエスと大勝電工株式会社は、それぞれ、再々委託先である富士電機株式会社と日本セック株式会社の販売代理店である。</p> <p>再委託先と再々委託先の契約金額を把握し、販売代理店の果たしている役割や実際に関与した業務の内容を検討する必要がある。</p>	○	—
<p>【意見】① 契約金額の設計について</p> <p>委託先のみから見積書を徴して随意契約を締結している。市としては、委託料の妥当性を説明する責務が競争入札による場合に比してはるかに大きいと考えなければならぬ。当該年度終了後には日報などを確認し、見積と実際の所要日数との間で著しい差が生じていないことを確認する必要がある。</p>	—	○
6. 北清掃工場ごみ焼却設備定期保守点検業務委託(資源循環部北清掃工場)	—	—
<p>【意見】① 設計書の作成について</p> <p>見積金額の妥当性に係る検討を加えた上で予定価格を設定しているが、現状ではそれが目に見える形で保存されていないため、今後はその点を考慮した事務が必要である。</p>	—	○
7. 一般ごみ等収集運搬業務委託(麻溝台環境事業所・橋本台環境事業所)	—	—
<p>【意見】① 委託化の目標達成と人員計画について</p> <p>一般ごみ等収集運搬業務についてその業務量の50%を委託するという方針を打ち</p>	—	○

第3 監査の視点・監査の総括・監査の結果及び意見の要約

項目	結果	意見
立てている。これは、「効率化を追求すること」と「市がノウハウを保持し続けること」という2つの目標を掲げていることを意味する。この2つの目標を達成させることは組織として業務を担っていく体制や戦略なくしては成り立たないものであり、より長期的な計画を立てて対応する必要がある。		
VIII. 都市建設局	—	—
1. 都市計画基本図作成業務委託(まちづくり計画部都市計画課)	—	—
【意見】① 労働者災害補償保険の加入状況の確認について 入札に参加するための競争入札参加資格の認定申請に際し、社会保険(健康保険・厚生年金保険・雇用保険)の加入状況を確認している。しかしながら、労働者災害補償保険の加入状況を確認する仕組みがなく、市は労災の加入状況は確認していない。事業者の労災の加入状況を確認する仕組みを構築する必要がある。		○
2. 平成30年度東京都市圏総合都市交通体系調査業務委託(まちづくり計画部交通政策課)	—	—
【結果】① 再委託の理由等について 調査対象者からの問い合わせ対応の為のサポートセンターの設置業務が再委託されている。 個人情報の取扱いに係る再委託承認申請書には、再委託する理由について「調査対象者からの問い合わせ対応の為」と記載されている。しかしながら、同記載は、サポートセンターを設置する理由であり、再委託する理由ではない。また、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法は、記載されていない。 再委託の承認にあたっては、承認申請書を形式的に提出させるだけでなく、記載内容が規則に照らして妥当であることを確認する必要がある。		○
3. 指定地域自転車等放置防止監視業務委託(まちづくり事業部都市整備課)	—	—
【意見】① 事業内容の見直しについて 公設・民設の駐輪場の整備が進んだことや、市民の駐輪に対する認識の浸透が進んだこと等から、平成16年度をピークに市内の放置自転車等は減少しており、放置しようとする自転車等利用者に対して指導していく本事業は、所期の目的を達成しつつあると考えられる。より効率的な運用を図るため業務仕様書で定める配置地域や時間帯を見直すことが望ましい。		○
4. JR橋本駅前ほか2昇降施設等保守点検業務委託(道路部緑土木事務所)	—	—
【意見】① 正式な仕様書の管理について 簿冊を閲覧したところ、決裁後の正式な「業務委託仕様書」が保管されていなかった。仕様書を適切に保管しておく必要がある。		○
【意見】② 業務報告書の日付記入の徹底について 各種点検報告書を閲覧したところ、報告日が記載されていないものが散見された。日付記入を徹底する必要がある		○
【意見】③ ライフサイクルコストを考慮した調達方法の検討について		○

第3 監査の視点・監査の結果及び意見の要約

項目	結果	意見
昇降施設のメーカー系の三菱電機ビルテクノサービス株式会社横浜支社さがみ支店との1者随契によっている。このような設備に係る保守委託契約は、将来の保守費用を含めたライフサイクルコストを考慮した複数年度にわたる期間を前提とした契約を行うことが望ましい。		
【意見】④ 予定価格の妥当性の検証について 同じ項目でも昇降施設によって単価が異なっている。その差が妥当であるか否か根拠が明確になっていない。同じ項目における単価差も含め、各項目の単価の妥当性を検証し、その根拠を明らかにしておく必要がある。		○
【意見】⑤ 予定価格の妥当性の横断的な検証について 「5. 相模原駅前ほか昇降施設等保守点検業務委託」の委託契約と比較すると、1本の契約内で見ると単価差がさらに広がっている。予定価格の妥当性については、同一契約内での検証にとどまらず、契約間においても比較するなど、横断的な検証を行う必要がある。		○
5. 相模原駅前ほか昇降施設等保守点検業務委託(道路部中央土木事務所)	—	—
【意見】① 再々委託への対応について 当該委託業務のうち、エスカレーターグリストラップ保守業務、ピット清掃、消防設備点検及び火災警備は再委託されている。このうち、消防設備点検は、株式会社菱サ・ビルウェア横浜支店に再委託されているが、実際には株式会社防災サービスに再々委託されており、市はその状況を把握していなかった。 契約事務の手引きのQ&Aに従い、再々委託についても必要事項を記載した書面の提出を求める必要がある。		○
【意見】② 業務報告書の日付記入の徹底について 「4. JR橋本駅前ほか2昇降施設等保守点検業務委託」と同様である。		○
【意見】③ ライフサイクルコストを考慮した調達方法の検討について 「4. JR橋本駅前ほか2昇降施設等保守点検業務委託」と同様である。		○
【意見】④ 予定価格の妥当性の検証について 業者見積により予定価格を設計している。見積書は、項目ごとに数量、単位、単価、金額が示されており積算されている。同じ項目における単価差の妥当性も含め、各項目の単価の妥当性を検証し、その根拠を明らかにしておく必要がある。		○
【意見】⑤ 予定価格の妥当性の横断的な検証について 「4. JR橋本駅前ほか2昇降施設等保守点検業務委託」と同様である。		○
6. 相模大野駅前ほか映像監視・巡回等業務委託(その2)(道路部南土木事務所)	—	—
【意見】① 他の事業の取込みについて 事業目的は異なるが、本事業以外でも市は駅周辺の監視・巡回業務を行っている。このような事業のうち本事業に取込みが可能なものを取込むことによってコスト削減を図ることも一つの方法である。具体例としては、都市整備課が実施している指定地域自転車等放置防止監視業務委託が挙げられる。		○
IX. 緑区役所	—	—

第3 監査の視点・監査の総括・監査の結果及び意見の要約

項目	結果	意見
1. 緑区合同庁舎設備保守管理業務委託(区政策課)	—	—
<p>【意見】① 点検報告書記載事項への対応について</p> <p>平成30年6月分、平成31年2月分の空調自動制御機器総合点検報告書を調査したところ、早期実施が必要(例:有効期限切れ等)に該当するとして報告されたものが、それぞれ3件と10件存在していた。この中には平成29年9月に交換時期が到来したものの、そのまま使用しているものも含まれている。</p> <p>市に今後の対応を確認したところ、時期を見て対応していくとのことであったが、適切に点検が行われ、適時に報告されている不具合については、この点検業務委託の成果を活かす意味でも、速やかに対応することが望ましい。</p>	—	○
X. 中央区役所	—	—
1. 窓口受付及び証明書発行等業務委託(区民課)	—	—
<p>【意見】① サービス水準の測定について</p> <p>市が委託先に求める業務のサービス水準を仕様書に数値で規定しているが、今後は、失敗の回数そのものより、失敗の原因を探って今後活かす方法を模索することがより一層重要性を増すと考えられる。仕様書における業務のサービス水準を数値で規定する現在の方法を将来的には見直すことが望ましい。</p>	—	○
<p>【意見】② 長期継続契約の導入について</p> <p>委託先は、プロポーザル方式(企画提案型)により複数の事業者から企画提案及び見積金額の提出を受け、総合的な審査の上で選定されたものであるが、長期継続契約ではないため、今後は毎年度委託先を選定する必要がある。</p> <p>将来の一定期間、業務内容に大幅な変更が生じないと予測できるのであれば、長期継続契約導入の可否を検討する必要がある。</p>	—	○
XI. 教育局	—	—
1. 小学校工事設計等委託(教育環境部学校施設課)	—	—
<p>【意見】① 契約金額の妥当性の検証について</p> <p>人工(人数×所要日数)は、予め委託先から提示されているものであるが、市は、実際にどのくらいの人工を要したかを把握していない。</p> <p>随意契約であるうえに、契約金額の予定価格に対する割合は99.91%であることを踏まえると、市にはその契約金額の妥当性を明確にしておく責務が入札による場合に比してはるかに大きいと考える。人件費の人工(所要日数×人員数)については、日報などで見積と実績に著しい差がないかを確認する必要がある。</p>	—	○
<p>【意見】② 1者随契の理由の妥当性について</p> <p>市の公共施設に係る耐震補強設計業務を委託する際、原則として、相模原市設計協同組合に委託することとしているが、これは平成8年6月に発出された事務連絡「耐震診断業務の委託先の検討について(依頼)」を根拠としている。</p> <p>平成8年度に発出した上記の事務連絡の効力についてはあらためて検討する必要がある。現状では、1者随契とする理由の合理性は乏しく、競争入札にて委託先の選定を行うことを原則とする必要がある。</p>	—	○

第3 監査の視点・監査の結果及び意見の要約

項目	結果	意見
2. 平成30年度相模原市立小中学校英語指導助手派遣契約(学校教育課)	—	—
<p>【意見】① 効果の測定の必要性について</p> <p>現時点では定量的な効果の測定は実施していないが、契約額が多額でもあり、委託事業者の良否の判断材料としても有益であると考えられることから、効果の測定方法を検討する必要がある。</p>		○
3. 学校内ネットワークサポート保守委託(学校教育センター)	—	—
<p>【意見】① 校内ネットワーク会議について</p> <p>市は委託先と、毎月1回「校内ネットワークサポート会議」を行って、定期点検後のフォロー等も含めて前月の業務の報告を得ているとのことである。しかしながら、当該会議の開催については契約書、保守業務明細書(仕様書に相当)に規定されておらず、正式な会議録も残されていない。</p> <p>「校内ネットワークサポート会議」の開催につき契約書ないし保守業務明細書において明文化し、会議録も作成することが望ましい。</p>		○
<p>【意見】② 業務報告の内容について</p> <p>委託先から市に業務完了報告書が提出されている。</p> <p>業務完了報告書に、サポートが電話対応のみで完了したのか、担当者が学校へ訪問して解決したのかについて記載がない。また、不具合の受付日についても記載がない。これらの項目は委託業務の水準を把握する上で重要なものと考えられるので、業務完了報告書に盛り込むことが望まれる。</p>		○
<p>【意見】③ 業務報告の日付について</p> <p>平成30年4月の業務完了報告書を閲覧したところ、完了日2018年3月6日のものが1件あった。市が委託先に確認したところ、完了日ではなく受付日を誤って記載したとのこと、完了日に訂正したものを再提出させたとのことである。</p> <p>市は、提出された業務完了報告書の内容を適時適切に確認しておく必要がある。</p>		○
4. 相模原市立図書館窓口業務等委託(生涯学習部図書館)	—	—
<p>【意見】① 業務日報の様式について</p> <p>業務日報の記載様式が仕様書の内容と整合していない。</p> <p>仕様書の記載と業務日報の様式の両方を見直し、市の要請する業務水準が保たれているか業務日報において検証が可能となるように工夫する必要がある。仕様書の記載に合わせて業務日報の様式をチェックリスト式とすることも一つの方法である。</p>		○
<p>【意見】② 業務日報の記載内容について</p> <p>委託先に提示したマニュアル通りに委託先の業務が処理されていることをもって通常通りと判断するとのことであるが、マニュアルに従って業務処理すべきことが契約書、仕様書に明示されていない。仕様書の記載を見直してマニュアルに準拠すべきことを明確にしておく必要がある。</p> <p>また、提案書において提案されている事項をどの程度実現しているかといった観点、業務水準の評価に取入れることが望まれる。</p>		○

第3 監査の視点・監査の総括・監査の結果及び意見の要約

項目	結果	意見
5. 相模原市立橋本図書館窓口業務等委託(生涯学習部橋本図書館)	—	—
【意見】① 業務日報の様式について 「4. 相模原市立図書館窓口業務等委託」と同様である。		○
【意見】② 業務日報の記載内容について 「4. 相模原市立図書館窓口業務等委託」と同様である。		○
6. 相模大野図書館業務委託(生涯学習部相模大野図書館)	—	—
【意見】① 令和元年10月1日からの委託契約について 令和元年度の契約期間終了に伴い委託先の選定が行われ、市立図書館・橋本図書館の業務を受託している株式会社図書館流通センターが委託先に選定された。相模大野図書館についても市立図書館・橋本図書館と同様の対応が図られることが望まれる。		○
7. 相模原市立博物館総合管理業務委託(生涯学習部博物館)	—	—
【結果】① 本店が行う再委託業務の承認について 株式会社オーチャー相模原支店が受託者として契約を締結しているが、再委託業務を同社本店から受注していると思われる再委託先がある。本店が実質的に行っているすべての業務について再委託の承認を得る必要がある。	○	
【意見】① 指名業者を市内業者に限定していないことについて 指名競争入札では、できる限り多くの事業者を指名することが競争性を発揮する上でも望ましいが、できる限り市内業者を指名するという要望もある。この2つの要件を満たすと同時に公平性・公正性を確保も求められるため、業務の種類や特性、契約期間、設計金額等について每期見直しを行い、次年度の契約に反映させることが望まれる。		○
【意見】② 再々委託への対応について 再委託業務の中に、「水処理装置保守業務」があり、クリタ・ビルテック株式会社を再委託会社として承認しているが、保守業務の一部である水質分析はクリタ分析センター株式会社に再々委託されている。 契約事務の手引きのQ&Aに従い、再々委託についても必要事項を記載した書面の提出を求める必要がある。		○
XII. 消防局	—	—
1. 消防情報管理システム保守委託(指令課)	—	—
① 保守委託料とシステム本体の関係について【意見】 今後システムを更新する際や指令課における他のシステム導入時には、一体契約の導入の是非を検討することが望ましい。		○
合計	20	68

第4 外部監査の結果及び意見

I. 総論

1. 競争入札

(1) 概要

① 競争入札の範囲

契約に関する条例、規則等について市は契約規則を定めている。

契約規則により、設計(見積)金額が次表の金額を超える場合、競争入札によることが原則である(契約規則第26条)。

地方自治法施行令別表5において、競争入札を行わなければならない最低限度額が定められており、市はこれに従った対応を行っている。

表8 入札によることが原則とされる範囲

項目	契約規則第26条	地方自治法施行令
工事又は製造の請負	250万円	250万円
財産の買入れ	160万円	160万円
物件の借入れ	80万円	80万円
財産の売払い	50万円	50万円
物件の貸付け	30万円	30万円
前各号に掲げるもの以外	100万円	100万円

② 競争入札の手続

一般競争入札及び指名競争入札の手続の流れは次のとおりである。

【一般競争入札】

入札の公告	○ 契約件名、資料配布日、入札日時及び場所、その他契約内容に関する事項(履行場所、履行期限、契約保証金の有無、支払方法、質問回答期限など)を定めた入札公告を作成し、掲示場、ホームページで公表する。 ○ 参加するには入札参加資格登録業者でなければならない。
入札参加申請、審査	参加業者より入札参加申請を受け付け、参加資格の有無について審査し、結果を通知する。
資料配布	業者が入札金額を算出するために必要な資料(仕様書など)を配布する。配布に際しては業者が同時に会さないよう工夫する。(ホームページ掲載等)
質疑応答	配布した資料についての質疑応答。回答は全者に対して(質問者以外にも)行う。回答は、トラブル回避のため、書面等で行う。
予定価格調書	入札の際に落札者を定める基準となる。原則、税抜き金額とする。
入札執行	入札書には、原則、課税及び免税業者とも契約希望金額に100/108(平成31年4月現在)を乗じた金額を記入する。

第4 外部監査の結果及び意見

【指名競争入札】

業者の選定	<ul style="list-style-type: none"> ○ 入札参加資格登録業者を選定する。登録業者以外の指名は原則不可。 ○ 原則、市内業者が受注できるものは、市内業者(市内に本店がある業者)を優先的に指名する。 ○ 業者の規模や実績等を確認し、業務履行の確保に努める。 ○ 特定の業者に偏って選定しない。 ○ 原則として3者以上の者を選定する。(契約規則第24条第2項) ※ 事業協同組合と当該組合の組合員とを同一の入札に指名しないよう注意する。 ※ 指名停止中の業者は指名できない。
指名の通知	契約件名、資料配布日、入札日時及び場所、その他契約内容に関する事項(履行場所、履行期限、契約保証金の有無、支払方法、質問回答期限など)を通知する。
資料配布	指名業者が入札金額を算出するために必要な資料(仕様書など)を配布する。指名の通知と同時に実施しても良い。 指名業者は秘匿事項であるため、配布に際しては業者を同時に呼ばない等、他の指名業者を知られないよう工夫する。
質疑応答	配布した資料についての質疑応答。回答は全者に対して(質問者以外にも)行う。回答は、トラブル回避のため、書面等で行う。
予定価格調書	入札の際に落札者を決める基準となる。原則、税抜き金額とする。
入札執行	入札書には、原則、課税及び免税業者とも契約希望金額に 100/108(平成31年4月現在)を乗じた金額を記入する。

③ 世界貿易機関(WTO)「政府調達に関する協定」の適用

指定都市である相模原市は、WTO「政府調達に関する協定」が適用される「地方政府の機関」に該当するため、同協定の附属書に定められた基準額以上の製品又はサービスの購入又は借り入れによる調達契約については、同協定の規定に基づき入札等の手続を行う必要がある。

表 9 適用基準額(適用期間:平成30年4月1日から平成32年3月31日まで)

区分	金額
物品等の調達契約(※1)	3,000万円
特定役務のうち建設工事の調達契約	22億9,000万円
特定役務のうち建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスの調達契約(※2)	2億2,000万円
特定役務のうち上記以外の調達契約(※3)	3,000万円

(※1)リース契約を含む。

(※2)建設業関連の業務委託など。

(※3)修繕料、役務費、委託料、使用料及び賃借料などに係る業務。

指定管理者制度によるものは対象外。

(注) 次の契約については、次の金額が基準額を超えるかで判断する。

- ・ 長期継続契約・・・複数年度総額
- ・ 単価契約・・・単価に年間の予定数量を乗じた金額
- ・ 継続費・・・複数年度総額
- ・ 一連の調達契約・・・会計年度の合計金額

例: 一つの物品や業務を複数の契約に分割して別契約とする場合、同種の物品や業務を数回に分割して調達する場合など。

④ 条件付一般競争入札

地方公共団体は、必要があるときは、一般競争入札に参加する者に必要な資格として、あらかじめ、契約の種類及び金額に応じ、工事、製造又は販売等の実績、従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況を要件とする資格を定めることができる(地方自治法施行令第 167 条の 5)。入札に参加する者に必要な資格を定めて行う一般競争入札を条件付一般競争入札といい、市が行う一般競争入札は条件付一般競争入札を原則としている。ただし、WTO「政府調達に関する協定」が適用される場合は、海外企業も参加できるように、条件等を付さない一般競争入札とすることが原則とされている。

⑤ 指名競争入札によることができる場合

指名競争入札によることができる場合は、地方自治法施行令第 167 条に次のように規定されている。

指名競争入札に係る地方自治法施行令の規定

(指名競争入札)

第 167 条 地方自治法第 234 条第 2 項の規定により指名競争入札によることができる場合は、次の各号に掲げる場合とする。

- 一 工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき。
- 二 その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である契約をするとき。
- 三 一般競争入札に付することが不利と認められるとき。

⑥ 最低制限価格制度

地方公共団体は、最低制限価格制度と低入札価格調査制度の導入が認められており、市は両制度を導入している。

最低制限価格制度は、工事・製造その他についての請負契約において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めるときは、あらかじめ最低制限価格を設けた上で、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とするもの(地方自治法施行令第 167 条の 10 第 2 項)である。

市は最低制限価格制度について契約規則で、市長は、最低制限価格を定めたときは、第 13 条に規定する予定価格調書に当該最低制限価格を合わせて記載しなければならない(契約規則第 15 条第 1 項)と定めている。

第4 外部監査の結果及び意見

※契約規則第 13 条

(予定価格の作成)

第 13 条 市長は、一般競争入札を行おうとするときは、予定価格を定め、予定価格調書を作成しなければならない。

- 2 予定価格調書は、これを封書にし、開札の際これを開札場所に置かなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、電子入札案件にあつては、同項の規定により予定価格調書を封書にし、これを開札場所に置くことに代えて、予定価格を電子入札システムに登録しなければならない。
- 4 契約担当者は、普通財産の売払いの価格を予定したときは、前 2 項の規定にかかわらず、当該普通財産の売払いに係る競争入札を執行する前に当該価格を公表することができる。

※ 最低制限価格の誤りについて

平成 30 年 8 月 11 日付の神奈川新聞によると市は、耐震設計業務委託の一般競争入札で、最低制限価格に誤りがあつたとして、落札決定を取り消したと発表している。

相模原市は 10 日、耐震設計業務委託の一般競争入札で、最低制限価格に誤りがあつたとして、落札決定を取り消したと発表した。

市契約課によると、取り消されたのは、7 月 17 日に公告し、15 社が入札して 8 月 3 日に落札決定した同市中央区横山などの歩道橋の耐震設計業務委託。一般管理費などを算定する際、市中央土木事務所の職員が旅費交通費を誤って対象外としたことから、最低制限価格が 982 円低く設定されていた。このため、最低制限価格を下回った金額で入札し、本来なら失格する事業者が落札していた。

市は再設計を行い、公告と入札を再度行うとしている。

(神奈川新聞ホームページより抜粋)

⑦ 低入札価格調査制度

低入札価格調査制度は、工事・製造その他についての請負契約において、①予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格ではその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認める場合、または②その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適當であると認める場合には、最低価格の入札者を落札者とせず、次に低い価格で申込みをした者を落札者とするもの(地方自治法施行令第 167 条の 10 第 1 項)である。

低入札価格調査制度について市は、相模原市業務委託低入札価格調査取扱要領(以下「取扱要領」という。)及び相模原市業務委託低入札価格調査取扱要領の運用基準を定めている。

取扱要領では、低入札価格調査の対象となるのは、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受ける契約であつて、庁舎その他の建物及びその附帯施設(これらの敷地を含む。)の清掃業務又は設備運転監視業務の委託に関する契約としている。

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査の意見

① 一般競争入札の実施について【意見】

地方公共団体の売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約の方法により締結するが、一般競争入札が原則であり、指名競争入札または随意契約の方法は、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。しかしながら競争入札に関しては、一般競争入札よりも指名競争入札の方が広く行われているといわれている。

市においても、監査対象とした 80 事業でみると、平成 30 年度に競争入札を実施したのは 22 件で、一般競争入札 4 件、指名競争入札 18 件となっており、指名競争入札が多数を占めている。

一般競争入札は、施工能力(実施能力)の劣る者や不誠実な者を排除することが困難なことや、過当競争、ダンピングの発生による質の低下を招くおそれがあること、入札審査等の事務量が増大するなどのデメリットがあるといわれている。このことについて市は、条件付一般競争入札や最低制限価格制度、低入札価格調査制度の導入により、一般競争入札が有するといわれているデメリットの低減に努めている。また、平成 31 年 4 月に改訂した契約事務の手引きではこれまで記載のなかった一般競争入札の手続の流れを記載しており、全庁への周知に努めている。

地方公共団体の売買、貸借、請負その他の契約は一般競争入札が原則であり、指名競争入札は例外的な取扱いであることを全庁的に再認識する必要があり、安易に指名競争入札によることは避ける必要がある。

また、指名競争入札には、事業者を指名する過程で恣意的な運用をするおそれがあることや、当該発注者に対する実績がない事業者が参加機会を得にくくなるなどのデメリットが指摘されるところである。やむを得ず指名競争入札によらざるを得ない場合は、そのようなデメリットに十分配慮し、より慎重に対応していく必要がある。

表 10 監査対象とした事業のうち一般競争入札によるもの (単位:千円)

番号	事業名	所属名	支出額
1	行政境界変更事業測量業務委託	総務法制課	26,406
6	情報共有基盤システム設計・構築業務委託	情報政策課	69,476
43	容器包装プラ分別回収事業中間処理業務委託(南部地区)	資源循環推進課	158,721
58	県道 52 号(相模原町田)建築設備設計業務委託(ポンプ・建屋)	道路整備課	24,840

表 11 監査対象とした事業のうち指名競争入札によるもの (単位:千円)

番号	事業名	所属名	支出額
7	本庁舎警備業務委託	管財課	91,532
23	相模原市南保健福祉センター警備業務委託	南障害福祉相談課	17,451

第4 外部監査の結果及び意見

番号	事業名	所属名	支出額
24	城山保健福祉センター総合管理業務委託	城山保健福祉課	25,193
37	相模原市立児童クラブ(中央区、南区)に係る労働者派遣契約	こども・若者支援課	33,910
41	公共用水域水質測定委託	環境保全課	22,464
42	資源分別回収事業収集運搬業務委託(大野南、東林地区)	資源循環推進課	199,713
44	橋本駅北口ほか公衆トイレ清掃等業務委託	清掃施設課	20,034
48	粗大ごみ等収集運搬作業委託(南部地域)	北清掃工場	70,376
53	都市計画基本図作成業務委託	都市計画課	22,323
54	平成30年度東京都市圏総合都市交通体系調査業務委託	交通政策課	19,935
55	指定地域自転車等放置防止監視業務委託	都市整備課	62,921
57	橋りょう点検業務委託(その4)	路政課	32,163
63	相模大野駅前ほか映像監視・巡回等業務委託(その2)	南土木事務所	36,464
65	緑区合同庁舎設備保守管理業務委託	緑区役所区政策課	31,287
66	城山総合事務所総合管理業務委託	城山まちづくりセンター	30,522
68	南区合同庁舎受付案内・警備業務委託	南区役所区政策課	42,854
74	リニア中央新幹線関東車両基地整備事業に伴う埋蔵文化財試掘調査補助業務委託	文化財保護課	29,113
79	相模原市立博物館総合管理業務委託	博物館	66,150

② 低入札価格調査制度の適用範囲の拡大について【意見】

平成 30 年度に都市建設局道路部道路整備課は、県道 52 号(相模原町田)建築設備設計業務(ポンプ・建屋)を委託している。

同業務は、県道 52 号内にある JR 相模線立体交差部の道路排水施設(ポンプ・建屋)の工事を実施するために必要な設計図、計画書、設計書等の作成を行うことを目的とする事業である。

本事業の入札は、平成 30 年 6 月に一般競争入札で行われた。入札は 7 者が参加して行われ、3 者が失格し、有効な者のうち最も低い価格で入札を行った者が落札した。

失格の理由は、3 者ともに最低制限価格未満での入札であったためである。3 者の失格とされた金額はいずれも 18,900 千円前後で近似しているが、市によると、仕様の解釈と金額への置き換えの過程が似たものであったこと等の要因が考えられるとのことである。

本事業の最低制限価格は相模原市最低制限価格事務取扱要領に従い決定されているが、18,900 千円前後で入札している事業者が 3 者いることを鑑みると、18,900 千円でも履行可能な事業とも考えられる。この場合、低入札価格調査制度の対象案件であれば、調査基準価格を下回っていても、契約の内容に適合した履行に問題がなければ契約は可能であり、本委託契約も支出額を減らせる可能性があったことになる。

現在、低入札価格調査の対象となるのは、地方公共団体の物品等又は特定役務の

調達手続の特例を定める政令の適用を受ける契約であって、庁舎その他の建物及びその附帯施設(これらの敷地を含む。)の清掃業務又は設備運転監視業務の委託に関する契約としている。このことについて、低入札価格調査制度の適用が可能な範囲を拡大し、仮に上記の例が生じた場合でも、柔軟な対応ができるような仕組みを整えておくことが望ましい。

表 12 県道52号(相模原町田)建築設備設計業務委託(ポンプ・建屋) の契約概要

項目	内容
契約名	県道 52 号(相模原町田)建築設備設計業務委託(ポンプ・建屋)
契約先	株式会社アジア共同設計コンサルタント 相模原営業所
平成 30 年度支出額	24,840 千円
契約の締結方法	一般競争入札
契約形態(契約期間)	総価契約(平成 30 年 6 月 20 日から平成 31 年 3 月 22 日まで)
業務内容の分類	建設事業委託料
予定価格	25,704 千円
契約額	24,840 千円
落札率	96.6%
入札参加者数	7 者
入札辞退者数	—

表 13 入札の状況 (単位:千円)

参加者	入札額	摘要
A	23,800	—
B	23,800	—
C	23,800	—
D	23,000	落札
E	18,943	失格 最低制限価格未満
F	18,942	失格 最低制限価格未満
G	18,809	失格 最低制限価格未満

2. 随意契約

(1) 概要

① 随意契約とは

随意契約とは、競争入札の方法によらず、任意の方法で特定した契約候補者と契約を締結する方法である。

地方自治法第 234 条第 1 項では、地方公共団体が締結する売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約またはせり売りの方法によるものとされている。ただし、同条第 2 項において、指名競争入札、随意契約またはせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限りできるとされており、随意契約によることができる場合は地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項に定められている。

② 随意契約によることができる場合

随意契約によることができる場合は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項の 1 号から 9 号までのいずれかに該当するときに限られている。

この規定の概要は次のとおりである。

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項(要約)

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 予定価格が普通地方公共団体の規則で定める額を超えない契約をするとき2 契約の性質又は目的が競争入札に適しない契約をするとき3 障害者支援施設等で製作された物品を当該障害者支援施設等から買入れる契約、障害者支援施設等、シルバー人材センター、母子・父子福祉団体が行う事業に係る役務の提供を受ける契約をするとき4 普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を当該認定を受けた者から買入れ若しくは借り入れる契約又は新役務の提供を受ける契約をするとき5 緊急の必要により競争入札に付することができないとき6 競争入札に付することが不利と認められるとき7 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき8 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき9 落札者が契約を締結しないとき |
|--|

③ 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号の取扱い

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号では、予定価格が普通地方公共団体の規則で定める額を超えない契約をするときは、随意契約によることができるとされている。

このことについて地方公共団体は、地方自治法施行令別表 5 に定める額の範囲内で、随意契約に関する規則を定める必要がある。

随意契約によることができる額を市は、契約規則第 26 条において、地方自治法施行令別表 5 に準拠して次のように定めている。

表 14 随意契約によることができる範囲

項目	契約規則第 26 条	地方自治法施行令の定め
工事又は製造の請負	250 万円	250 万円
財産の買入れ	160 万円	160 万円
物件の借入れ	80 万円	80 万円
財産の売払い	50 万円	50 万円
物件の貸付け	30 万円	30 万円
前各号に掲げるもの以外	100 万円	100 万円

④ 随意契約の方法

市は、契約規則第 27 条において、契約の締結を随意契約の方法によって行う場合は、2 人以上から見積書を徴することを原則としている。また、同条は、1 人を見積書の徴取で足りる場合、見積書の徴取を省略できる場合を規定している。

随意契約をするときには、2 人以上から見積書を徴し、最も有利かつ確実な条件を備えた者を選定するが、競争性を確保できない「真にやむを得ない理由」がある場合は、1 者随契が認められる。

1 者随契とする場合は理由書を作成し、契約案件ごとに契約担当者(決裁責任者)の決裁を受ける必要がある。

契約規則が定める随意契約の方法

第 27 条 契約の締結を随意契約の方法によって行う場合においては、2 人以上から見積書を徴し
なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合においては、1 人を見積
書の徴取で足りるものとする。

- (1) 契約の性質又は目的により契約の相手方を特定せざるを得ないとき。
 - (2) 災害の発生等により緊急を要するとき。
 - (3) 予定価格が 10 万円以下のとき。
 - (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が 2 人以上から見積書を徴する必要がないと認めるとき。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合においては、見積書の徴取
を省略することができる。
- (1) 官報及び新聞のほか、法令等で価格が定められているとき。
 - (2) 需用費の物品等修繕料で予定価格が 10 万円以下のとき。
 - (3) 需用費の施設修繕料で予定価格が 30 万円以下のとき。
 - (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が見積書の徴取を省略できると認めるとき。

(2) 監査の結果

① 1 者随契の理由の未公表について【結果】

市は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項の規定に基づく随意契約によることができる場合で、2 人以上から見積書を徴しない場合の手続の透明性を高めることを趣旨

第4 外部監査の結果及び意見

として、随意契約の理由等を公表している。

公表にあたっては、「随意契約で 2 人以上から見積書を徴しない場合の理由等の公表に関する事務処理要領(以下「事務処理要領」という。)」を策定し、必要な事務手続を定めている。

事務処理要領は、契約規則第 26 条に定める額を超える随意契約のうち、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号から第 9 号(第 3 号及び第 4 号を除く。)までに該当する場合で、真にやむを得ない理由により 1 者随契とする場合を公表対象としている。

公表内容は次のとおりである。ただし、契約担当者が公表することが適当でないと認める場合は契約件名のみを公表し、その他の事項は非公表としている。

- 1) 契約件名
- 2) 契約の相手方の商号又は名称
- 3) 契約の相手方を選定した理由
- 4) 法令根拠
- 5) 契約金額
- 6) 契約日
- 7) 契約担当課名

100 万円超の 1 者随契による委託契約は、契約件名や契約の相手方を選定した理由等を公表することになっている。平成 30 年度に締結された委託契約については、「地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号以外に係る随意契約の公表調書」(以下「公表調書」という。)として市のホームページで公表されている。

監査対象とした事業のうち 1 者随契によっているものについて、公表調書への記載がなされているかを確認したところ、次表に掲げる 1 者随契は公表調書に記載されていなかった。市においては、公表調書による公表がなされるよう対応を図る必要がある。

なお、次表の事業はその後追加公表されている。

表 15 1者随契の理由等が公表されていない事業 (単位:千円)

番号	事業名	支出命令額	契約の相手方の商号又は名称
4	さがみはら国際交流ラウンジ事業委託	15,256	相模原市国際化推進委員会
35	妊婦健康診査事業	347,089	一般社団法人神奈川県産科婦人科医会
59	国道 413 号災害復旧業務委託(その 4)	79,474	入江建設・防長土建共同企業体
71	小学校工事設計等委託	24,192	相模原市設計協同組合
76	相模原市立図書館窓口業務等委託	57,336	株式会社図書館流通センター

(3) 監査の意見

① 理由書を徴しない1者随契の公表の取扱いについて【意見】

市は、契約規則第 27 条第 2 項において見積書の徴取を省略することができる場合を規定しており、同項各号のいずれかに該当するとして見積書の徴取を省略した場合、契約事務の手引きでは理由書の作成も省略できるとしている。また、第 4 号の「市長が見積

書の徴取を省略できると認めるとき」について、契約事務の手引きは次のように定めている。

市長が見積書の徴取を省略できると認めるとき

- ① 食糧費の執行に係るもの
- ② (一社)相模原市医師会、(公社)相模原市病院協会、(公社)相模原市歯科医師会、(公社)相模原市薬剤師会及び自治会その他これに類する団体と契約を締結する場合で金額に裁量の余地がないもの
- ③ 不動産の売買、賃借をするとき
- ④ 公共事業に伴う補償をするとき
- ⑤ 予見不可能な天変地災で、市民の生命・財産・健康に著しい危険が生じ、即座の対応が必要な場合

「① 1 者随契の理由の未公表について【結果】」に記載したとおり、契約規則第 26 条に定める額を超える随意契約のうち、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号から第 9 号(第 3 号及び第 4 号を除く。)までに該当する場合で、真にやむを得ない理由により 1 者随契とするものについては、契約件名等を公表するとしている。

このことについて、市長が見積書の徴取を省略できると認め理由書の作成も省略できるものについては、契約規則第 26 条に定める額を超えていても契約件名等の公表が行われていない。監査対象とした事業では、次表に示した公益社団法人相模原市病院協会(以下「病院協会」という。)及び一般社団法人相模原市医師会(以下「市医師会」という。)との委託契約が公表されていない。

このことについて市は、事務処理要領第 2 条より、公表の対象となる 1 者随契は、理由書と公表調書を作成し、契約規則第 2 条第 3 号に規定する契約担当者の決裁を受けたものであり、理由書の作成が省略できるものは理由書を作成しておらず、契約担当者の決裁の対象とならないことから公表の対象にならないとしている。

しかしながら、このような取扱いは、2 人以上から見積書を徴しない場合の透明性を高めるといふ随意契約の理由等を公表する趣旨に合致していないと考える。

また、次表に記載している高齢者インフルエンザ予防接種業務について、高齢者インフルエンザ予防接種の対象者は、市外等の医療機関で予防接種を受けることもできる。次表に記載しているもの以外に市は、市外等の当該医療機関と随意契約によりインフルエンザ予防接種を委託しており、その契約は 1 者随契の理由を公表している。これとのバランスから見ても、市医師会との 1 者随契を公表しないことが適切とは考えられない。

本制度の趣旨を踏まえると、理由書の作成が省略できる委託契約も公表の対象とするよう仕組みを見直す必要がある。

表 16 理由書の作成を省略している委託契約 (単位:千円)

番号	事業名	支出命令額	契約の相手方の商号又は名称
16	小児急病診療事業委託(病院協会)	169,753	病院協会
17	夜間急病診療事業委託(医師会)	162,207	市医師会
19	精神科初期救急事業委託(医師会)	14,843	市医師会

第4 外部監査の結果及び意見

番号	事業名	支出命令額	契約の相手方の商号又は名称
30	特定健康診査業務委託	434,040	市医師会
33	高齢者インフルエンザ予防接種業務委託(市医師会)	264,073	市医師会
36	乳幼児健康診査事業	43,092	市医師会

② 随意契約における予定価格の取扱いについて【意見】

市においては、随意契約にしようとする場合の予定価格の取扱いが明確となっていない。

国は、予算決算及び会計令第99条の5で随意契約にしようとするときはあらかじめ予定価格を定めなければならないことが規定されているが、地方公共団体はそれに該当する法令が存在しない。したがって、地方公共団体は、随意契約における予定価格の取扱いを自ら決定することになる。

このことについて市は、契約規則で随意契約における予定価格の取扱いは規定していない。

随意契約によることができる場合を定めた地方自治法施行令第167条の2第1項第1号では、条文中に予定価格が用いられており、随意契約における予定価格については契約規則で定めておくことが望ましいと考える。他の指定都市の契約に関する規則を確認したところ、随意契約における予定価格の取扱いを規定している団体が見受けられた(表17参照)。

他の指定都市の状況を見ると、千葉市は、概算価格が10万円未満の契約の場合は予定価格の作成を省略することができるとしている。また、予定価格を定めた場合の予定価格調書の作成に例外を設けている指定都市も見受けられ、札幌市は、予定価格が100万円未満の場合は、予定価格調書の作成を省略することができるとしている。

契約事務の手引きや随意契約適正執行のための指針には随意契約の予定価格に言及している箇所があり、市としては随意契約においても予定価格を設定する必要があることを前提にしていると思われるが、この考え方が全庁に十分に周知されていない可能性がある。監査対象とした事業を所管する組織の中には、設計価格は設定しているが予定価格は設定していないとする組織も見受けられた。

現状では、随意契約について、予定価格の取扱いについての認識が不十分と思われる。また、設計価格と予定価格の異同や予定価格調書の作成についての認識も共通化されていないと思われる。

市においては、随意契約における予定価格の取扱いを全庁的に共通化させるよう対応していく必要がある。

表 17 随意契約における予定価格の取扱いを規定している指定都市の例

指定都市	随意契約の予定価格
札幌市	(予定価格の決定) 第20条市長は、随意契約により契約を締結しようとするときは、第7条(第4項を除く。)の規定に準じて予定価格を定めるものとする。ただし、予定価格が100万円未満の

第4 外部監査の結果及び意見

指定都市	随意契約の予定価格
	<p>とき、及び価格が法令で定められているときその他市長が特に必要がないと認めるときは、予定価格調書の作成を省略することができる。</p>
千葉市	<p>(予定価格) 第 22 条 契約事務担当職員又は当該契約事務を所管する局の長は、随意契約によるうとするときは、あらかじめ第 10 条及び第 11 条の規定に準じて予定価格を定めるものとする。</p> <p>(予定価格) 第 10 条 契約事務担当職員は、競争入札に付する事項の価格については、当該事項に関する仕様書、設計書等によって予算の範囲内において予定価格を決定しなければならない。ただし、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成 7 年政令第 372 号)の規定が適用される契約に関する予定価格については、当該契約事務を所管する局の長が決定しなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、概算価格 10 万円未満の契約の場合は、予定価格の作成を省略することができる。</p> <p>第 11 条 予定価格は、競争入札に付する事項の価格の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続してする製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価についてその予定価格を定めることができる。</p> <p>2 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。</p>
横浜市	<p>(予定価格の決定) 第 26 条随意契約により契約を締結しようとするときは、第 13 条の規定に準じて予定価格を定めなければならない。ただし、第 14 条第 1 項に規定する予定価格調書の作成は、市長が特にその必要がないと認めるときは、省略することができる。</p>
川崎市	<p>(予定価格の決定) 第 25 条市長は、随意契約をしようとするときは、あらかじめ第 13 条第 1 項及び第 14 条の規定に準じて予定価格を定めるものとする。</p>
新潟市	<p>(予定価格) 第 27 条市長は、随意契約をしようとするときは、第 11 条の規定に準じて予定価格を定めなければならない。ただし、第 26 条の規定により随意契約をする場合又は予定価格書により予定価格を定める必要がないと認める場合は、執行同等に併記することにより予定価格を定めることができる。</p>
静岡市	<p>(予定価格の設定) 第 30 条随意契約によるうとするときは、あらかじめ第 10 条の規定に準じて予定価格を定めなければならない。</p>
浜松市	<p>(予定価格) 第 20 条の 3 市長は、随意契約により契約を締結しようとするときは、第 9 条及び第 10</p>

第4 外部監査の結果及び意見

指定都市	随意契約の予定価格
	<p>条の規定に準じて、あらかじめ予定価格を定めなければならない。</p> <p>2 前項の場合において、市長が特に必要がないと認めるときは、当該予定価格を記載した書面の作成を省略することができる。</p>
名古屋市	<p>(予定価格)</p> <p>第 19 条の 2 随意契約によろうとする場合は、あらかじめ第 2 条第 4 項及び第 5 項の規定に準じて予定価格を定めなければならない。</p>
広島市	<p>(随意契約の予定価格の決定)</p> <p>第 23 条随意契約をしようとするときは、あらかじめ、第 16 条の規定に準じて予定価格を定めるものとする。</p>
北九州市	<p>(随意契約の予定価格の決定)</p> <p>第 19 条の 2 市長は、随意契約の方法によろうとするときは、あらかじめ第 13 条の規定に準じて予定価格を定めるものとする。</p>

③ 特例的な取扱いを認めている団体との契約のあり方について【意見】

市は、市医師会、病院協会、公益社団法人相模原市歯科医師会、公益社団法人相模原市薬剤師会及び自治会その他これに類する団体(以下「市医師会等」という。)と契約を締結する場合で金額に裁量の余地がないものについては、見積書の徴取を省略できるとしており理由書の作成も省略できるとしている。

特例的な取扱いを認めていることについては、金額に裁量の余地がないものとの条件を付している。厚生労働省が定める診療報酬点数を用いている場合などは、市や相手方にも裁量の余地はないが、監査対象とした事業の中には、市と相手方との間で金額を決めている項目も散見された。現状ではこのような項目も特例的な取扱いとしているが、「金額に裁量の余地がない」とはいえないと考える。

そもそも、1 者随契を行う場合には、契約の相手方としてこの事業者しかいないという理由が明確でなければならないが、市医師会等については、見積書の徴取を省略でき、理由書も不要とする市の考え方が先に立ち、契約の相手方として市医師会等しかいないという検討が十分になされていない可能性がある。たとえば、市医師会について、相模原市内には同会に所属していない医師も存在するため、委託する業務内容によっては、契約の相手方に裁量の余地がないと言い切れない可能性がある。

市医師会等に対して特例的な取扱いを認めているが、契約事務の手引きや随意契約適正執行のための指針にはそのような取扱いを行うことになった背景や目的を記した記載は見受けられず、これら以外に背景や目的を記した文書の存在は確認できなかった。そのため、現状では、特例的な取扱いを認めている背景や目的が不明確となっており、市医師会等に業務を委託している所管課によっては、背景や目的を意識することなく、市医師会等という理由だけで特例的な取扱いを継続している可能性が考えられる。

市医師会等について、特例的な取扱いを認めている背景や目的を明確化し、それを踏まえて、特例的な取扱いが現在の状況でも合理的といえるのか、これからも従前の取扱いのままで良いのか、見直すべき点はないのか等を再検討する必要がある。

④ システムの開発、保守・運用に係る委託契約について【意見】

地方公共団体は、住民記録システム、戸籍システムなど様々なシステムを利用している。そのようなシステムは外部に開発を委託し、その後の保守・運用も開発事業者に委託するケースが通常と思われる。

また、そのシステムの規模が大きいほど保守・運用に関する委託料も多額になると思われる。金額的な重要性を中心として抽出した今回の監査対象事業の中にも、システムの保守・運用に関する委託業務が含まれており、企画財政局企画部情報政策課が実施している共通基盤システム開発・保守・運用業務もその一つである。

市は、平成 26 年 3 月に「基幹システム最適化実施計画」を策定し、新基幹システムの構築に取り組んだ。本事業は、新基幹システムのうち、共通基盤システム開発・保守、ハードウェア導入・保守並びに統合運用業務を行うことを目的とするものである。

共通基盤システムとは、主に基幹システム全体の「インフラ」、各業務システムが共通的に利用する「共通機能」及び全体的なシステム運用を担う「統合運用」の 3 点から構成される基幹システム全体の基盤となるシステムである。

「インフラ」とは主にサーバ群等のハードウェアやデータセンター等のファシリティを指し、「共通機能」とは、主にシステム間のデータ連携機能、統合データベース機能及び認証機能等であり、「統合運用」とは、処理実行管理機能や障害時の通報機能等のことである。基幹システムには、共通基盤システムの他に、住民記録システム、戸籍システム、保険年金システム、総合収納システム、課税システム、福祉システム、保健システム等がある。

本事業は、平成 27 年 1 月に業者選考が行われており、以後の年度は選考された事業者と 1 者随契によっている。また、システム開発・保守・運用という一連の業務を提供することとされており、受託者は、システム開発のみならず、その後の保守・運用業務も実施するとされている。システムは 10 年間使用することを想定しており、それに合わせて支払も 10 年間の契約となっている。

システム提供会社は、全国の地方公共団体に同種のシステムを提供しており、標準仕様のシステムを自社で開発している。市も標準仕様をベースにしているが、指定都市独自の項目（「コード」等）や市の独自業務において必要な項目を追加する必要があるとして、一部の機能のカスタマイズをシステム提供会社に要求している。システムの機能としてシステム提供会社に 190 件を要求しているが、そのうち、市独自仕様となるカスタマイズを 10 件要求しており、機能のカスタマイズ率は約 5.3%（ $10 \div 190 = \text{約 } 5.3\%$ ）であった。

現状では、各地方公共団体がそれぞれシステムを構築し、運用しているケースが多く、そのコストも多大と思われ、市もシステムの開発や保守・運用に対して多大なコストが生じている。

行政活動には、条例や地域特色、実際の現場事務の進め方の差異もあることから、システムの構築においてもカスタマイズが必要な箇所もあるが、一方で、国等の要求事項の対応等から、共通・標準化される事項も多いと考える。

例に挙げた共通基盤システム開発・保守・運用業務のカスタマイズ率（約 5.3%）が適切な水準なのか判断は難しいが、今後行われる様々なシステムの開発やリプレースを

第4 外部監査の結果及び意見

施する際には、標準仕様でカバーし、カスタマイズを極力少なくする姿勢を維持することが大きなポイントと考える。

システムの開発、保守・運用費用は、ブラックボックス化しやすく、標準化を進めていくためには、システムに関するユーザー側の知識の蓄積が重要であり、継続的な情報収集が求められる。システム投資額、保守・運用費用の標準額、人員の配置状況等の概括的情報について、他の地方公共団体との共有化を図ることも一つの方法である。

また、他の地方公共団体との共通システムの検討、システム開発事業者に対する機能要望等について横並び・共通化することも一つの方法である。

市として、ブラックボックス化しやすいシステム投資額、保守・運用費用等について、十分な情報を入手し、活用していくことは市政にとって有益と考えられることから、率先して取り組むことが望まれる。

表 18 共通基盤システム開発・保守・運用業務委託契約の概要

項目	内容
契約名	共通基盤システム開発・保守・運用業務
契約先	日本電気株式会社 相模支店
平成 30 年度支出額	405,687 千円
契約の締結方法	随意契約(1 者随契)
契約形態 (契約期間)	総価契約 (平成 27 年 1 月 22 日から令和 8 年 12 月 31 日まで)
業務内容の分類	システム開発委託料
予定価格	4,366,440 千円(総合評価方式実施時)
契約額	4,147,200 千円(総合評価方式実施時)
予定価格に対する契約額の比率	95.0%
入札参加者数	—
入札辞退者数	—
予定価格の積算方法	庁内積算による
1 者随契の場合の理由	—
過年度の包括外部監査	該当なし
実施年度	—
結果・意見の有無	—
結果・意見の概要	—
措置等の概要	—

⑤ プラント・設備の保守委託契約について【意見】

金額的な重要性を中心として抽出した今回の監査対象事業の中には、北清掃工場、南清掃工場などの大型プラントの保守に係る委託や、エレベーターなどの設備の保守に係る委託が見受けられた。

大型プラントの保守やエレベーターなどの設備(以下「設備等」という。)の保守は、当

該設備等の設置業者(メーカー)もしくは設置業者の系列業者に1者随契によって委託するケースが多いと思われる。

設備等については、安定した稼働や安全性の確保が重要であり、その設備等に熟知している設置業者もしくはその系列業者に保守や通常の運行管理を委託することは、ある程度やむを得ない対応と考える。

この場合の問題点として、設置業者もしくはその系列業者が主導的立場をとって委託料が決定されるケースが多く、市が委託料の妥当性を検証する術が限られてしまうことが挙げられる。

保守等に係る委託料の適正化を図るためには、設備等の設置に係る契約を締結する際には、建設費用だけではなく、将来の保守に係る費用等を含めたライフサイクルコストを考慮した調達となるよう対応する必要がある。また、設備等の運用を開始した後には、保守等に係るコストが当初想定したどおりに発生しているか、当初の想定と異なっている場合には、差異の原因に合理性が認められるかなどを分析し、その後の対応に活かす仕組みを構築する必要がある。

このことについては、現在使用している設備等に適用することは困難であるが、当該設備等の更新時には対応を検討する必要がある。

3. 再委託

(1) 概要

委託契約の相手方が契約を履行するにあたって、委託契約の一定部分を第三者に委託すること(再委託)については法令等に別段の定めがない。

平成 18 年 8 月 25 日に財務省から各省各庁の長に発出された「公共調達適正化について」では、国の機関に対しての再委託の適正化を図るための措置が掲げられているが、地方公共団体については、そのような措置は特段明文化されていない。

「公共調達適正化について」より抜粋

2. 再委託の適正化を図るための措置

随意契約により、試験、研究、調査又はシステムの開発及び運用等を委託(委託費によるものほか庁費、調査費等庁費の類によるものを含み、予定価格が 100 万円を超えないものを除く。)する場合には、不適切な再委託により効率性が損なわれないよう、次に掲げる取扱いにより、その適正な履行を確保しなければならない。なお、競争入札による委託契約についても、再委託を行う場合には承認を必要とするなどの措置を定め、その適正な履行を確保するものとする。

(1) 一括再委託の禁止

委託契約の相手方が契約を履行するにあたって、委託契約の全部を一括して第三者に委託することを禁止しなければならない。

(2) 再委託の承認

委託契約の相手方が再委託を行う場合には、あらかじめ再委託の相手方の商号又は名称及び住所並びに再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額について記載した書面を契約の相手方に提出させ、次に掲げる事項について審査し、適当と認められる場合に承認を行うものとする。なお、再委託に関する書面に記載された事項について、変更がある場合には、委託契約の相手方に遅滞なく変更の届出を提出させ、同様に審査及び承認を行うものとする。

- ① 再委託を行う合理的理由
- ② 再委託の相手方が、再委託される業務を履行する能力
- ③ その他必要と認められる事項

なお、契約の相手方が特殊な技術又はノウハウ等を有することから「競争を許さない」として随意契約を締結したものについて、承認を行う場合には、随意契約によることとした理由と不整合とならないか特に留意しなければならない。

(3) 履行体制の把握及び報告徴収

- ① 再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した書面を委託契約の相手方に提出させることにより、委託契約に係る履行体制の把握に努めるものとする。
- ② 委託契約の適正な履行の確保のために必要があると認めるときは、委託契約の相手方に対し、報告を求める等必要な措置を講じるものとする。

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査の意見

① 再委託に関するルールの明確化について【意見】

今回の包括外部監査で監査対象とした事業では、再委託に問題のある事業が散見された。

市は、会計年度終了直前に次期年度に向けて、契約課長名で各課・機関の長宛に「入札・契約事務の適正執行について(通知)」(以下「契約課通知」という。)を发出している。

契約課通知は、委託業務における再委託の留意点に言及している。

契約課通知に記載されている再委託の留意点は次表のとおりである。留意点に特別なものはなく、各課・機関は当然に従うべきものと思われるが、現状では従っていないケースが見受けられた。契約課通知の趣旨が各課・機関に十分に伝わっていない可能性が考えられる。

契約課通知で示している再委託の留意点

(5) 再委託の留意点

受注者が委託業務の一部を第三者に再委託する場合は申請書を提出し、必ず書面により発注者の承諾を事前に得よう、契約書に次のような条文を盛り込むとともに、現場において受注者の身分確認を実施すること。

(一括再委託の禁止)

第*条 受注者は、この契約について委託業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託させることができない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得たときは、この限りではない。

なお、委託業務の性質上、再々委託は原則として認めない。ただし、真にやむを得ない事情により再々委託の必要があると認められる場合、発注者の承諾は不要であるが、再々委託を行う必要性や業務の範囲、金額及び再々委託の名称・住所を受注者から書面により提出させ、委託契約に係る履行体制の把握に努めるよう徹底すること。

「公共調達 of 適正化について」には再委託の適正化を図るための措置が掲げられているが、原則として国の機関に対するものであり、地方公共団体が再委託の適正化を図るためには地方公共団体自身が対応を検討することになる。この点に関して現状では、地方公共団体も「公共調達 of 適正化について」をベースに対応を検討することが望ましいと考える。

市も、「公共調達 of 適正化について」をベースに再委託の適正化を図っており、そのことは契約課通知に反映されている。しかしながら、契約課通知の内容が十分に伝わっていない可能性が考えられ、今回の監査で問題が散見された再委託に関しては、別の仕組みを取入れ、対応を図っていく必要がある。このことについて、再委託に関するガイドラインを作成して、全庁へ周知することも一つの方法である。

たとえば千葉県我孫子市は、平成 26 年 2 月に「再委託に関するガイドライン」を作成している。「再委託に関するガイドライン」を策定したことについて千葉県我孫子市は、発注者である市の職員及び契約の相手方が「再委託」についての認識が欠如していたこ

第4 外部監査の結果及び意見

とを策定理由の一つとしている。また、大阪府豊中市なども「再委託に関するガイドライン」を策定しており、ホームページからも閲覧可能となっている。

今回の包括外部監査の状況を見る限り、再委託のあり方に関しては問題が内在しており、千葉県我孫子市や大阪府豊中市のように再委託に関するガイドラインを策定し、その内容を全庁に周知させる取組みが必要と感じられた。

市においては、再委託に関する問題点の解決に向けて積極的に対応する必要がある。

4. その他

(1) 概要

「1. 競争入札」、「2. 随意契約」及び「3. 再委託」のほかに、「請負契約と準委任契約」及び「準委任契約における収支報告」については、ルールや考え方の明確化など全庁的な対応が求められる。

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査の意見

① 請負契約と準委任契約における対応について【意見】

金額的な重要性を中心として抽出した今回の監査対象事業の中には、「窓口受付及び証明書発行等業務委託」(中央区役所区民課)のように、従前は市職員が実施していた業務を民間事業者へ委託しているものや、「相模原市コールセンター運営業務委託」(渉外部広聴広報課)、「市立小中学校英語指導助手派遣契約(学校教育部学校教育課)」など労働集約的な業務が見受けられた。

これらの事業は民法上の請負もしくは準委任に相当するものであるが、このような業務委託は、労働者派遣事業に該当せず「偽装請負」とみなされないための配慮が求められる。

請負とは、労働の結果としての仕事の完成を目的とするもの(民法第 632 条)で、準委任は、委任者が法律行為以外の事務等を受任者に依頼するもの(民法第 656 法)である。請負、準委任とも発注者(相模原市)と業務に従事する者(労働者)との間で指揮命令関係が存在しないことが要件となる。一方、労働者派遣事業は、派遣元事業主が自己の雇用する労働者を、派遣先の指揮命令を受けて、この派遣先のために労働に従事させることを業として行うことをいう。

請負及び準委任(以下「請負等」という。)では、注文主(相模原市)と労働者との間に指揮命令関係を生じないことになり、指揮命令関係が存在すれば、契約書上は請負等の形式をとっていても労働者派遣事業に該当し、それは一般に「偽装請負」とよばれる。

「偽装請負」は、労働者派遣法等に定められている派遣元(委託先)及び派遣先(注文主)の様々な責任が曖昧になり、労働者の雇用や安全衛生面など基本的な労働条件が十分に確保されない事態が生じる可能性があることが問題とされている。

監査対象とした事業についてはいずれも、委託先の事業範囲はあらかじめ特定されている。また、労働者が、その雇用主(委託先)からではなく、市担当職員から直接、業務の指示や命令をされている場合には「偽装請負」である可能性が高いといえるが、監査対象とした事業では、仕様書等において、市担当職員が個々の労働者に直接業務の指示や命令を行うことを禁じている。また、市へのヒアリングにおいても、労働者に直接、業務の指示や命令を行うことがないよう配慮しているとのことであり、特段の問題は見受けられなかった。

第4 外部監査の結果及び意見

しかしながら一方では、「偽装請負」の回避を重視しすぎると業務の不効率化を招く可能性もある。また、業務を一括して委託することにより、将来には、委託した業務を従前に経験した市職員がいない状態で委託業務の管理監督を行わなければならない状況を招く可能性もある。

このことについては、「相模原市 PPP(公民連携)活用指針」で言及しているように、特定の民間等だけに業務のノウハウが蓄積することを防ぐ必要がある。そのために、業務を可視化し、業務実施の手順や手法、運営上の留意点などの公共サービスの質の維持に欠かせない定型的事項をマニュアル化する必要がある。市は、他の民間等の参入や業務の管理・監督に必要な知識や能力の維持を図っていく必要がある。

業務の非効率化を防ぐため、また、市に管理・監督に必要な知識や能力を蓄積するために、業務の可視化、マニュアル化を積極的に行う必要がある。FAQ の整備を図り、その共有化を図ることも対応の一つと考える。

業務の監査対象とした事業の中には、マニュアルを作成し、受託者との共有化を図っているとしているものもあったが、そのような取組みが全庁的になされるよう対応を図っていく必要がある。

② 準委任契約における収支報告について【意見】

一般に業務委託は、受託者が成果物を作成し、これを提出するパターン(以下「成果物型」という。)と、受託者が役務を提供するパターン(以下「役務型」という。)に大別されるところと考える。

「成果物型」は、成果物の作成・提出によって仕事が完成するもので請負に該当する。請負は、当事者の一方がある仕事を完成することを約し、相手方がその仕事の結果に対してその報酬を支払うことを約することによって、その効力を生ずるものである(民法第632条)。

一方、「役務型」は、委任(準委任を含む。)と請負に大別される。委任は、当事者の一方が法律行為をすることを相手方に委託し、相手方がこれを承諾することによって、その効力を生ずるものである(民法第643条)。また、委任には準委任とよばれるものが含まれる。委任は法律行為を要件としているが、受託者が役務を提供する業務の中には法律行為を要件としないものも存在しており、このようなものは準委任とよばれている。今回の監査対象事業の中にも準委任契約に該当するものが見受けられた。

「役務型」において請負契約と準委任契約の違いは、請負契約では受託者は仕事の完成を約し、委託者はその仕事の完成を確認した上で受託者に報酬を支払う。準委任契約は、仕事の完成ではなく、一定の事務処理を行うことを約する契約で、仕事の完成は要件とされていない。

準委任契約では、受任者は、善管注意義務を負う(民法第644条)。仕事の完成を要件としない準委任契約においては、委託者は、受託者が善管注意義務を果たして適切に業務を遂行したかどうかを確認する必要性が高いと考える。

準委任契約では、受託者は、業務を遂行したことについて委託者への「報告書」をもって行うが、この報告書は、受託者が提供したサービスの内容だけではなく、それに伴って生じたコストの報告も必要と考える。

準委任契約について、委託料は公費から支出されることを踏まえると、受託者は善管注意義務を果たしているか、委託料の使途が適切であったかを確認する必要性は高い。

現在、市では、準委任契約に関して収支報告を求めることはルール化していないが、市民等への説明責任を果たす意味からも、たとえば委託料が一定額を超える準委任契約については、受託者に対して収支報告を求めることをルール化しておくことが望ましいと考える。

II. 総務局

1. 相模原市コールセンター運營業務委託(渉外部広聴広報課)

(1) 概要

① 事業内容

本事業は、相模原市コールセンター運營業務として、電話・ファクス・電子メール・SNS による市民対応、申込受付業務、電話転送対応、関係職員との連絡調整、FAQ 作成支援とそれら運営に必要となる対応履歴入力や、各種統計データ等の管理システム、コールセンター検索用のデータベースの作成を行うものである。

コールセンターSNS 運用業務及び相模原市ごみ情報一般公開用 WEB システム保守運用業務も本事業に含まれている。

② 委託契約の概要

項目	内容
契約名	相模原市コールセンター運營業務委託
契約先	相模原市コールセンター運營業務委託コンソーシアム (代表企業) 凸版印刷株式会社横浜営業所 (構成員) キューアンドエー株式会社
平成 30 年度支出額	94,348 千円
契約の締結方法	随意契約(企画競争)
契約形態 (契約期間)	総価契約・長期継続契約 (平成 28 年 10 月 1 日から令和 3 年 9 月 30 日まで)
業務内容の分類	事務作業等委託料
予定価格	94,348 千円
契約額	94,348 千円
予定価格に対する契約 額の比率	100%
入札参加者数	—
入札辞退者数	—
予定価格の積算方法	業者見積による
1 者随契の場合の理由	業務委託する業者の選定にあたり、金額のみでなく、業務体制、従事者への研修体制、個人情報取扱にかかる取組みなどを総合的に評価するため、プロポーザル方式による選定とした。 平成 28 年 4 月に「相模原市コールセンター運營業務委託業者選定会議」を設置し、企画提案のプレゼンテーション等の工程を経て、審査、評価を行った結果、当該業者を代表企業とするコンソーシアム(企業連合)を選定したものの。
過年度の包括外部監査	該当なし

項目	内容
実施年度	—
結果・意見の有無	—
結果・意見の概要	—
措置等の概要	—

(2) 監査の結果

① 再委託に関する承認手続について(その1)【結果】

業務委託契約書第6条及び個人情報の取扱いに関する特記事項第7条において、再委託に関して次のとおり規定している。

契約書より抜粋

<p>(再委託の禁止)</p> <p>第6条 受注者は、委託業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得て委託業務の一部を第三者に委託する場合は、この限りではない。</p> <p>2 前項ただし書の規定により、受注者は、委託業務の一部を第三者に委託する場合は、その内容を明確にした書面を発注者に届出し、承認を受けるとともに、当該第三者の行為のすべてについて責任を負うものとする。</p>

個人情報の取扱いに関する特記事項より抜粋

<p>(再委託)</p> <p>第7条 受注者は、本委託業務を第三者へ委託(以下「再委託」という。)してはならない。</p> <p>2 受注者は、本委託業務の一部をやむをえず再委託する必要がある場合は、業務の着手前に次の各号に規定する項目を明確にした上で、書面により再委託する旨を発注者に申請し、その承諾を得なければならない。</p> <p>(1) 再委託先の名称</p> <p>(2) 再委託する理由</p> <p>(3) 再委託して処理する内容</p> <p>(4) 再委託先において取り扱う情報</p> <p>(5) 再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法</p> <p>3～6 (略)</p>
--

委託先から提出された受付・保守連絡体制表に、委託先以外の事業者である株式会社トッパンコミュニケーションプロダクツ及びワンダークラフト株式会社が含まれており、業務の一部が再委託されている。しかしながら、契約書第6条及び個人情報の取扱いに関する特記事項第7条に規定する再委託に関する手続がなされていない。

契約書等に従い、再委託に関する承認手続を適切に行う必要がある。

第4 外部監査の結果及び意見

② 再委託に関する承認手続について(その2)【結果】

本事業の一部である通話記録の取得・保持・消去に関する業務は株式会社コラボスに再委託されている。当該再委託については、個人情報の取扱いに関する特記事項第7条に基づき再委託承認申請がなされ、市は再委託承認通知書により承認している。

しかしながら、契約書第6条に基づく再委託に関する承認手続はなされていない。

個人情報の取扱いに関する特記事項第7条に基づく再委託の承認は、その承認内容から判断すると契約書第6条に基づく再委託の承認を兼ねることができるものと考えますが、手続的には別個のものである。契約書等に従い再委託に関する承認手続に漏れがないよう対応する必要がある。

(3) 監査の意見

特に記載すべき事項はない。

2. さがみはら国際交流ラウンジ事業委託(渉外部シティセールス・親善交流課)

(1) 概要

① 事業内容

「さがみはら国際プラン(改定版)」の趣旨に基づき、在住外国人に対する情報提供の場として、また外国人と市民、ボランティアグループとのコミュニケーションの場として、「ハローインターナショナルサロン」や「エフエムさがみでの多言語放送の実施」等の事業を行うものである。

② 委託契約の概要

項目	内容
契約名	さがみはら国際交流ラウンジ事業委託
契約先	相模原市国際化推進委員会
平成30年度支出額	15,256千円
契約の締結方法	随意契約(1者随契)
契約形態 (契約期間)	総価契約 (平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)
業務内容の分類	施設等管理運営委託料
予定価格	16,493千円
契約額	16,493千円
予定価格に対する契約額の比率	100%
入札参加者数	—
入札辞退者数	—
予定価格の積算方法	—
1者随契の場合の理由	当該業務は、外国人市民への情報提供や国際交流の場、外国人へのボランティア活動の場として設置された「さがみはら国際交流ラウンジ」において、様々な事業を運営するものであり、幅広い国際理解と協調に基づき、世界に開かれた地域づくりに寄与することが求められるため、これを実現するために組織された当委員会以外では運営することができない。
過年度の包括外部監査	該当なし
実施年度	—
結果・意見の有無	—
結果・意見の概要	—
措置等の概要	—

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

第4 外部監査の結果及び意見

(3) 監査の意見

① 委託契約の見直しについて【意見】

本事業は、相模原市国際化推進委員会(以下「委員会」という。)との1者随契によっている。委員会の概要は次のとおりである。

表 19 委員会の概要

項目	内容
名称	相模原市国際化推進委員会
目的	委員会は、相模原市と諸外国都市との友好のための諸事業や市内に在住する外国人の支援のための諸事業を推進し、もって国際理解と協調に基づいた世界に開かれた地域づくりに寄与すること
事業	(1) 友好都市等との市民交流の推進に関する事業 (2) 市内に在住する外国人の支援や市内で活動する国際化を推進するボランティア団体の支援に関する事業 (3) 国際化情報の収集や提供、市民の国際意識の啓発に関する事業 (4) 国際化の推進に関する相模原市からの受託事業 (5) その他、委員会の目的達成に必要なと認める事業
構成団体	相模原市、相模原市自治会連合会、市医師会、相模原商工会議所、相模原ライオンズクラブ、相模原ロータリークラブ、一般社団法人相模原市観光協会、相模原市国際交流協会等の46団体
役員	会長1名、副会長3名、会計1名、理事5名以内及び監事2名 平成30年度の会長は杉岡芳樹(商工会議所会頭)
事務局	市役所国際交流事業主管課に置く

(出典:相模原市国際化推進委員会規約他より監査人が作成)

委員会は昭和60年2月の設立以降34年にわたり、市内に在住する外国人支援や友好都市等との市民交流の推進等にご貢献してきた組織である。総合計画審議会実施の平成29年度事業に対する評価では、「評価指標の目標値には達していないが、外国人市民に対する情報の提供や外国人と市民、ボランティアの活動の拠点である、さがみはら国際交流ラウンジについて、スタッフの勤務体制の見直しや認知度向上の取組みを行った。」との評価を得られている。

また、委員会内においても定例会を開催し、実施事業の振り返りや今後の予定を共有することにより、事業内容の向上に努めている。

一方、委員会が直接雇用する職員は国際交流ラウンジの受付業務を行うアルバイトのみであり、事務手続を行える者はいない。また、委員会の事務局は市役所国際交流事業主管課に置かれており、事務手続は市職員が職務として行っている。具体的な手続としては、物品購入、アルバイトの採用、給与計算・振込、年末調整、決算、消費税申告書の作成・申告等が挙げられる。民間委託における一般的なメリットとして、人員削減や事務量増大への対応による経費削減といったことが挙げられるが、本事業においてはこれらに関する明確な効果は確認できなかった。

加えて、委託先の選定を行う市の担当者と受託者側である委員会の事務職員が実質的に同一の者となるため、相互牽制のチェック機能が働きにくい体制となり、透明性の確保も難しい。

また、本事業は委員会と17年間連続で1者随契を行っている。1者随契の理由は委託契約の概要に記載のとおりであるが、一方で、事業の一部は別の2者に再委託されている。1者随契を行っているにもかかわらず、その事業の重要な一部を再委託すること自体が望ましくなく、また、金額的にも望ましいとはいえない。

すなわち、本事業の全体予算16,493千円のうち6割以上が国際交流ラウンジ管理運営事業に掛かるため、管理費・事務費以外の自主事業予算は3,025千円となるが、そのうち2,492千円(82.3%)が再委託費に使われている。したがって、委員会で独自に使用している事業予算は533千円となり、非常に少ないといえる。

このように、法人形態をとらず、事務局は市役所内にあり、実質的な事務処理ができる従業員もいなく、業務の重要な一部は再委託されている等の現状から考えると、委員会と委託契約を締結する合理性は乏しいといわざるを得ない。

このような現状を解消する方法としては、委員会を法人化する方法と本事業自体を市の直営で実施する方法の二通りが考えられる。

法人化する場合には、市と独立した形で事務局を設置し、職員を確保することになるが、現状の委員会では市からの受託事業以外には主となる事業はなく、独立した財源の確保は難しいと思われるため現実的ではない。

したがって、本事業は、市の直営で行い業務の透明化と事務処理の簡略化を図ることが望ましい。直営で行うことにより、現在の再委託先と直接契約を締結でき、また、市職員が実施していた委員会の決算や税務申告等の団体運営に関する事務手続は不要になる。

Ⅲ. 企画財政局

1. 情報共有基盤システム設計・構築業務委託(企画部情報政策課)

(1) 概要

① 事業内容

市職員が庁内での情報交換で利用している、従前のグループウェア等システムが抱える課題の解消を図り、職員が利用しやすい「情報共有基盤システム」の構築を行うことを目的とする事業である。

市職員が庁内での情報交換で利用していた従来のシステムでは、庁内の共通掲示板やプロジェクト内でのディスカッション掲示板などの提供が不十分であったことや、人事異動処理時に手動設定しなければならない項目があったこと等、日常的な業務をサポートすることについて不十分な点があった。本件の新システム導入により、従来のシステムが抱えていた諸課題が解消され、職員が利用しやすい情報共有基盤システムが構築され運用されている。

② 委託契約の概要

項目	内容
契約名	情報共有基盤システム設計・構築業務委託
契約先	株式会社内田洋行営業本部
平成30年度支出額	69,476千円
契約の締結方法	一般競争入札
契約形態 (契約期間)	総価契約 (平成30年6月8日から平成31年3月31日まで)
業務内容の分類	事務作業等委託料
予定価格	82,944千円
契約額	69,476千円
落札率	83.8%
入札参加者数	1者
入札辞退者数	1者
予定価格の積算方法	業者見積による
1者随契の場合の理由	—
過年度の包括外部監査	該当なし
実施年度	—
結果・意見の有無	—
結果・意見の概要	—
措置等の概要	—

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査の意見

① 入札不参加の事業者への対応について【意見】

一般競争入札を実施するにあたって、3 者から入札参加用の書類の提出を受けたものの、書類審査の結果、1 者は入札参加条件を満たしていなかったことから2 者が入札に参加する予定であった。しかしながら、そのうちの1 者の入札書が不着であったことから、結果として1 者による入札となった。

本事業の入札は1 者の入札書が不着であったため、結果として1 者による入札となったが、市は、この不着の理由を確認していない。

このような予定価格が多額な入札においては、今後の契約事務に活かすべく、入札に参加しなかった事業者に対して、不参加の理由を事後に確認しておくことが望ましい。

表 20 入札状況

書類提出	入札予定	入札参加
株式会社内田洋行	株式会社内田洋行	株式会社内田洋行
株式会社協和エクシオ	—	—
株式会社大塚商会	株式会社大塚商会	—

2. 本庁舎警備業務委託(財務部管財課)

(1) 概要

① 事業内容

相模原市役所本庁舎全体を常に最適な環境状態に保ち、秩序を平穩に維持し、安全確保に当たるため警備業務を実施するものである。

② 委託契約の概要

項目	内容
契約名	本庁舎警備業務委託
契約先	株式会社セノン神奈川支社
平成30年度支出額	91,532千円
契約の締結方法	指名競争入札
契約形態 (契約期間)	総価契約・長期継続契約 (平成30年6月1日から令和3年5月31日まで)
業務内容の分類	施設等管理運営委託料
予定価格	294,782千円
契約額	279,721千円
落札率	94.8%
入札参加者数	2者
入札辞退者数	3者
予定価格の積算方法	2者から見積を徴取し、平均して算定
1者随契の場合の理由	—
過年度の包括外部監査	該当なし
実施年度	—
結果・意見の有無	—
結果・意見の概要	—
措置等の概要	—

(2) 監査の結果

① 予定価格の作成について【結果】

本事業では、予定価格を作成するにあたって3者に見積書の提出を依頼したが、1者からは提出がなかったため、2者からの見積を平均して予定価格を作成している。見積は、直接人件費、直接物件費、業務管理費、一般管理費の4つの費目に分けて計算するように依頼したが、1者については直接人件費及び直接物件費の記載しかなく、業務管理費と一般管理費については記載されていなかった。

本事業の予定価格の作成にあたっては、各費目の平均値を算定し、その合計を予定価格とするため、見積額が4つの費目に分かれていなくても金額的な影響はない。しかしながら本事業は最低制限価格を採用しており、その計算にあたっては、直接人件費は

予定価格の 85%で計算し、その他の直接物件費、業務管理費、一般管理費は予定価格の 70%で計算されるため、直接人件費とその他 3 費目との入り繰りが最低制限価格の計算に影響を及ぼすことになる。

見積書の徴取にあたっては、各費目に正確に分類して金額を算定するとともに、依頼した事業者からは確実に提出を受ける必要がある。

② 資格証明の確認について【結果】

本事業では、業務上の必要性から、①防火管理者若しくは防災管理者、②応急手当普及員若しくは上級救命講習修了者、③自衛消防業務受講者の資格を有する者を1名以上常駐することが規定されている。また、資格を有することを明確にするため、契約時に資格証明の写しが提出されている。

しかしながら、資格証明の写しに 2 点の不備が発見された。一つは、上級救命講習修了書である。海老名市消防本部と横浜市消防局発行の証明書が提出されているが、証明書の提出面には氏名の記載がなく、本人が取得した証明書か否かの判断ができない。もう一つは、消防技能認定証であり、提出された用紙に記載された氏名と証明書記載の氏名が一致していない者が 2 名発見された。

資格証明の写しが提出されたときには、提出された証明書の顔写真や氏名が本人と一致していることを確認する必要がある。

(3) 監査の意見

① 指名競争入札における競争性の確保について【意見】

本事業の指名競争入札は、6 者を指名して行われたが、参加者は 2 者であり、3 者が辞退し、残りの 1 者は不参加であった。予定価格(税抜)が 272,947 千円であったのに対し、1 者は 408,237 千円で入札し、予定価格を 135,290 千円も上回る結果になった。また、落札者は 259,001 千円で落札し、落札率は 94. 8%であった。

本事業は本庁舎の警備業務で 3 年間の長期継続契約であるが、受注を希望する民間事業者は非常に少なく、現在の事業者が参加を辞退したら、受注する事業者がいないう状況であった。業務内容、委託金額、実施時期等を再確認し、少なくとも 3 者以上で価格競争ができる仕組みを構築し、次期の設計に反映できるよう検討する必要がある。

3. 土地使用図等修正業務委託(税務部資産税課)

(1) 概要

① 事業内容

地方税法第 408 条に基づき行う現地調査、その他固定資産評価事務に必要な図面を作成するため、毎年 1 月 1 日時点の土地の状況を反映させた土地使用図及び地番編集図等を作成するものである。

② 委託契約の概要

項目	内容
契約名	土地使用図等修正業務委託
契約先	朝日航洋株式会社横浜支店
平成 30 年度支出額	39,992 千円
契約の締結方法	随意契約(1 者随契)
契約形態 (契約期間)	総価契約 (平成 30 年 4 月 2 日から平成 31 年 3 月 29 日まで)
業務内容の分類	事務作業等委託料
予定価格	39,992 千円
契約額	39,992 千円
予定価格に対する契約額の比率	100%
入札参加者数	—
入札辞退者数	—
予定価格の積算方法	業者見積による
1 者随契の場合の理由	土地使用図は、固定資産税賦課期日における路線、土地の形状、家屋の有無等を反映させた課税資料となる現地調査図面であり、土地分合筆、家屋の新築、増築、減失等の経年異動を反映させるため、毎年度修正が必要である。 他社が本業務を履行する場合、使用機器が異なることからデータ変換作業等が発生し、作業に 6 か月以上を要するため、毎年度 7 月からの現地調査を予定どおり実施できず、業務全体に支障を来すことから、本市が要求する本業務の履行について、同社以外に履行できるものがなく、同社を契約の相手方とするものである。
過年度の包括外部監査	該当なし
実施年度	—
結果・意見の有無	—
結果・意見の概要	—
措置等の概要	—

(2) 監査の結果

① 1者随契の理由について【結果】

本事業については、平成元年から30年にわたり、同一の事業者と1者随契を行っている。平成26年度から平成30年度までの1者随契の理由を調べたところ、平成26年度から平成28年度においては追加の費用負担が生じるという金額的な側面の記載があるものの、本質的な理由は各年度同一の記載であり、「作業に6か月以上を要するため、毎年度7月からの現地調査を予定どおり実施できず、業務全体に支障を来す」という履行時期を考えて現在の事業者を契約の相手方とするものである。また、1者随契の根拠法令は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「契約の性質又は目的が競争入札に適しない契約をするとき」としている。

ただし、本事業は時期的な制約以外には、同一の事業者で実施しなければならない理由は考えにくく、市も競争入札の可否について検討している。また、市は、第2号を根拠法令としているが、第2号は一般的には、不動産の買入や特殊な技術の必要性等から契約の相手方特定される場合を想定しており、本事業を1者随契で行う理由としては当てはまらないように思われる。

確かに市が主張するように他の事業者が本事業を履行するのであればデータ変換に時間を要し、加えて基礎データを作成するための費用が追加で発生するため、効率的でないばかりか業務全体に支障をきたすことも十分理解できる。しかしながら、それはあくまでも単年度で考えた場合に当てはまる理由であり、そのような状況にある場合には、あらかじめ汎用性を持った変換データを準備するなど、どのような対策を取れば他の事業者でも受注できる業務体制を構築できるのか検討する必要がある。しかも、本事業においては、例外的に認められる1者随契の状態が30年間も同一の事業者で継続しており、問題解消の緊急度は高い。

固定資産の課税標準となる土地及び家屋の評価替えは3年ごとに行われており、今後は令和3年度、令和6年度に評価替えが行われる。評価替えの年度を視野に入れ、競争性が発揮される仕組みを構築する必要がある。

(3) 監査の意見

特に記載すべき事項はない。

IV. 市民局

1. シティ・プラザはしもと(6階)施設管理業務委託(消費生活総合センター)

(1)概要

① 事業内容

北消費生活センターや橋本公民館など、計 5 施設が置かれているシティ・プラザはしもと(6階)の清掃、警備及び設備の保守点検を行うものである。

② 委託契約の概要

項目	内容
契約名	シティ・プラザはしもと(6階)施設管理業務委託
契約先	橋本駅北口第一再開発ビル株式会社
平成 30 年度支出額	18,635 千円
契約の締結方法	随意契約(1者随契)
契約形態 (契約期間)	総価契約 (平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで)
業務内容の分類	施設等管理運営委託料
予定価格	—
契約額	18,635 千円
予定価格に対する契約額の比率	—
入札参加者数	—
入札辞退者数	—
予定価格の積算方法	—
1者随契の場合の理由	シティ・プラザはしもとが入っている橋本駅北口地区市街地再開発ビルは共同テナントビルとなっており、ビルの共用部についてはビルの管理組合が当該業者に清掃業務、警備業務を始めとする施設管理を委託し、各種設備(エレベーター等)の取扱いを一体的に行っている。 シティ・プラザはしもとがビルの 6 階部分に位置することから、来訪者等の安全確保、清掃、設備整備等の一体的なサービス提供による効率的な施設管理が可能である。 以上の理由から、シティ・プラザはしもとの施設管理業務について、当該業者を契約の相手方とするものである。
過年度の包括外部監査	該当なし
実施年度	—
結果・意見の有無	—
結果・意見の概要	—
措置等の概要	—

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査の意見

① 1者随契における再委託について【意見】

本事業は1者随契によっており、その理由は、概要にも記載のとおり、シティ・プラザはしもとが入っているビルの共用部の施設管理は橋本駅北口第一再開発ビル株式会社が一体的に取り扱っており、同ビルの6階部分の施設管理業務も同社が一体的に行うことで、効率的な管理が可能であるためとされている。

しかしながら、本事業の業務全部はイオンディライト株式会社に再委託されている。再委託の理由は、「当ビル全体の業務を一括して行うことが効率的かつ効果的であり、円滑及び迅速に業務を遂行するために上記再委託先へ委託する。」とされている。

これらの状況を鑑みると市は、本事業については、再委託者と直接契約を締結するか競争入札の実施の可否を検討する必要があると考えた。

市が締結する契約は、競争性や透明性の確保が必要であり、1者随契とする場合は、その経過や契約の相手方としてこの事業者しかいないという理由が明確でなければならない。1者随契によって締結した委託業務については、安易に再委託を承認せず、再委託の理由が契約事業者以外にいないという1者随契の理由に反するものでないか、契約の透明性が確保されているかなど、慎重に検討する必要がある。

② 再委託金額の確認について【意見】

本事業は1者随契によっているが、事業は再委託されている。

随意契約の方法による時、見積書は2人以上から徴することが原則であるが、競争性を確保できない「真にやむを得ない理由」がある場合は、1者随契によることになる。

委託金額の妥当性は入札や複数の見積書により証明することが本来であるが、1者随契の場合はそれが行われていない。

1者随契で再委託を行う場合には、少なくとも委託先以外にその業務を実施できる事業者が存在し、市と直接契約を締結する可能性も考えられる。市と直接契約する場合には、契約規則等のルールに則り処理されるが、再委託となるとその手続は行われずに承認されてしまう。

1者随契で再委託を行う場合には、見積書を徴取するなどして再委託金額の妥当性を確認する必要がある。

③ 再々委託への対応について【意見】

再委託業務の中に、「設備保守点検業務」があり、イオンディライト株式会社を再委託会社として承認しているが、実際に業務を実施したのは株式会社神奈川ナブコであり、再々委託が行われている。

契約書には再々委託に関する規定はないが、業務実施前に市の承認を得る必要性

第4 外部監査の結果及び意見

は再委託と同じである。この点、契約事務の手引きの Q&A に次のように記載されている。

Q&A に従い、再々委託についても、必要事項を記載した書面の提出を求める必要がある。

<契約の履行関係>

Q21	業務委託契約において、受注者から業務の一部を委託された再委託先が、さらに第三者にその業務の一部を委託する場合、市(発注者)の承認は必要か。
A21	業務委託の性質上、再々委託は原則として認めません。ただし、真にやむを得ない事情により再々委託の必要があると認められる場合は、市(発注者)の承認は不要ですが、再々委託を行う必要性や業務の範囲、金額及び再々委託先の名称・住所を記載した書面を受注者から提出させ、委託契約に係る履行体制の把握に努めてください。

V. 健康福祉局

1. 就労体験・社会参加等支援事業実施委託(福祉部地域福祉課)

(1) 概要

① 事業内容

稼働年齢層の生活保護世帯に対する自立支援を強化するために、規則正しい生活や、社会との関わりを取り戻すためのボランティアや就労体験の場を提供しながら、キャリアカウンセラー等による就労意欲の喚起から就労支援までを総合的に実施するものである。

具体的には、就業カウンセリングを実施するカウンセラーを各福祉事務所に配置し、ボランティア活動・農業体験・就労体験から就労までを総合的に支援する。

生活困窮者の就労準備支援事業と一体的に実施している。

② 委託契約の概要

項目	内容
契約名	就労体験・社会参加等支援事業実施委託
契約先	パーソルテンプスタッフ株式会社神奈川営業部
平成30年度支出額	58,533千円
契約の締結方法	随意契約(1者随契)
契約形態 (契約期間)	総価契約 (平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)
業務内容の分類	施策事業委託料(福祉、保健、医療)
予定価格	58,533千円
契約額	58,533千円
予定価格に対する契約額の比率	100%
入札参加者数	—
入札辞退者数	—
予定価格の積算方法	業者見積による
1者随契の場合の理由	本事業は、未就労ですぐに就労支援が行えない生活保護受給者を対象に、社会参加活動(ボランティア活動等)や就労体験等を通じて、生活の立て直し、自尊心の回復、就労意欲の喚起等を図るとともに、職業相談の資格をもつキャリアカウンセラーのカウンセリングにより、就労意欲喚起・就労促進に関して被保護者の状況に合ったきめ細かな支援を図りながら、求人と求職を効果的に繋ぐことで就労意欲喚起から就労までを総合的に支援するものである。参加者のスキル向上等の支援には、継続した相談援助体制を確保し、相談者の精神的負担等の軽減を図ることが不可欠であ

第4 外部監査の結果及び意見

項目	内容
	るとともに、市内での地域資源の開拓や居場所機能における地域との連携の構築による社会資源を活用した入口から出口まで一体的な支援が必須である。本市においてこのような支援の実績を持つ者とは、本市の無料職業紹介事業管理運営業務(相模原市就職支援センター)を受託しているパーソルテンプスタッフ株式会社以外に、引き続き同法人と契約を締結するもの。
過年度の包括外部監査	該当なし
実施年度	—
結果・意見の有無	—
結果・意見の概要	—
措置等の概要	—

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査の意見

① 仕様書の記載内容について【意見】

就労体験・社会参加等支援事業実施委託仕様書には、委託する業務内容が次のように記載されている。

5 業務内容

- (1) スキルアップや就労意欲喚起のためのカウンセリングを行い、適宜、就労意欲喚起・向上に関するセミナーを開催する。
- (2) 社会参加活動(ボランティア活動等)や就労体験等の実施により、対象者に合ったステップアップ支援を行う。
- (3) 求職活動において不採用であった場合の原因及び解決のための支援を行い、就労意欲減退が生じないよう支援を行う。
- (4) 対象者の能力や希望職種等に合わせた就労体験先の開拓及び求人情報の提供支援を行う。
- (5) 就職決定者への職場定着に向けた支援を行う。
- (6) 就労支援及び就労体験・社会参加等支援に関する福祉事務所職員に対する研修を行う。
- (7) その他、上記各号に付随する事項。
- (8) その他発注者と受注者が協議し必要と認める業務。

また、本事業は再委託が行われており、業務再委託承認願(以下「承認願」という。)には、再委託する内容が次のように記載されている。

(3) 再委託して処理する内容

- ① セミナーの実施
- ② 技能習得訓練の実施(清掃)

- ③ 技能習得訓練の実施(小売)
- ④ 技能習得訓練の実施(介護初任者研修)
- ⑤ 就農訓練事業の実施
- ⑥ 就労体験センターの運営
- ⑦ 飲食店における訓練の実施
- ⑧ その他、社会活動(農業体験、ボランティア等)に関わる開拓、調整

仕様書と承認願の記載内容を比較すると、「セミナー」や「就労体験」等の共通している用語を使用している業務は、仕様書の業務を再委託していることが確認できる。しかしながら、それ以外の内容については仕様書と承認願の業務内容が明確には一致しないため、承認願に記載の業務が委託契約を締結した業務に該当するのかどうかの判断が難しい。

再委託を行うにあたっては、発注者である市の承認が必要となるが、承認するにあたっては、委託業務のどの業務を再委託するかが明確でなければならない。

本事業は生活保護受給者を対象に実施しており、生活保護受給者の状況に合わせてセミナーや訓練の内容を柔軟に選択するため、仕様書に実施業務名、実施回数、実施時期等の業務内容を明確に記載することは難しいと思われるが、再委託の承認を行うにあたっては、再委託する内容が仕様書に記載しているどの業務に該当するかを明確にしておく必要がある。

② 1者随契における再委託について【意見】

本事業は1者随契によっているが、その理由は、概要にも記載のとおり、市において本事業で求められる総合的支援の実績を持つ者は、市の無料職業紹介事業管理運営業務(相模原市就職支援センター)を受託しているパーソルテンプスタッフ株式会社以外にないとしている。

一方、本事業の重要な一部は特定非営利活動法人ナレッジ・リンクに再委託されており、再委託の理由は「ノウハウが豊富な団体に委託することで、相模原地域において効果的な事業が展開できるため。」とされている。

これらの状況を鑑みると市は、再委託された業務は、再委託者と直接契約を締結するか競争入札の実施の可否を検討する必要があると考えた。

市が締結する契約は、競争性や透明性の確保が必要であり、1者随契とする場合は、その経過や契約の相手方としてこの事業者しかいないという理由が明確でなければならない。1者随契によって締結した委託業務については、安易に再委託を承認せず、再委託の理由が契約事業者以外にいないという1者随契の理由に反するものでないか、契約の透明性が確保されているかなど慎重に検討する必要がある。

③ 再委託金額の確認について【意見】

本事業は1者随契によっている一方で、事業の重要な一部は再委託されている。

随意契約の方法による時、見積書は2人以上から徴することが原則であるが、競争性を確保できない「真にやむを得ない理由」がある場合は、1者と契約を締結することに

第4 外部監査の結果及び意見

なり、これが1者随契である。すなわち、本来は委託金額の妥当性は入札や複数の見積書により証明するものであるが、1者随契の場合はそれが行われていない。

1者随契で再委託を行う場合には、少なくとも委託先以外にその業務を実施できる事業者が存在し、市と直接契約を締結する可能性も考えられる。市と直接契約する場合には、契約規則等のルールに則り処理されるが、再委託となるとその手続は行われずに承認されてしまう。

1者随契で再委託を行う場合には、見積書を徴取するなどして再委託金額の妥当性を確認する必要がある。

2. 小児急病診療事業委託(病院協会)(福祉部地域医療課)

(1)概要

① 事業内容

毎夜間並びに土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び平成30年12月29日から平成31年1月3日までの日の昼間において発生した、入院等を要する小児急病患者に対して必要な医療を確保するため、小児急病診療事業を、病院協会への委託により実施している。

病院協会に所属する市内5つの病院から交代で1か所、当該時間帯に医師、看護師、検査技師、放射線技師、薬剤師、事務員から成る医療チームを組成して、小児急病患者の入院治療受入れに備えている。

② 委託契約の概要

項目	内容
契約名	小児急病診療事業委託(病院協会)
契約先	公益社団法人相模原市病院協会
平成30年度支出額	169,753千円 (概算払の年度末精算による9,406千円の減額後)
契約の締結方法	随意契約(1者随契)
契約形態 (契約期間)	総価契約 (平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)
業務内容の分類	施策事業委託料(福祉、保健、医療)
予定価格	—
契約額	179,160千円
予定価格に対する契約額の比率	—
入札参加者数	—
入札辞退者数	—
予定価格の積算方法	—
1者随契の場合の理由	契約規則第27条第2項第4号により省略
過年度の包括外部監査	該当なし
実施年度	—
結果・意見の有無	—
結果・意見の概要	—
措置等の概要	—

第4 外部監査の結果及び意見

(2) 監査の結果

① 見積書の未徴取について【結果】

本事業については、休日・夜間等の区分に応じた単価にスタッフ数及び実施日数を乗じて積み上げた金額で病院協会と契約している。

市から、スタッフ数については、小児急病患者を診療するために必要な体制を各病院に確保してもらうことに対して委託料を払うという考え方が説明された。この体制は、検査、入院、手術、会計に必要な人員として毎年、市と病院協会で決めたものであり、各スタッフの単価は、本事業実施当初から市と病院協会の協議で決めているとのことである。具体的には、各スタッフの単価は厚生労働省が実施している「医療経済実態調査」の職種別常勤職員1人平均給与年(度)額等を基に、非常勤医師の求人情報をwebで確認するなどして病院協会と協議の上決定しているとのことであった。

このことについて市は、契約規則第27条ただし書きに該当するとして、病院協会から見積を徴していない。

契約規則第27条第2項第4号について、契約事務の手引きでは、「一般社団法人相模原市医師会、公益社団法人相模原市病院協会、公益社団法人相模原市歯科医師会、公益社団法人相模原市薬剤師会及び自治会その他これに類する団体と契約を締結する場合で金額に裁量の余地がないもの」と説明している。

これを本事業にあてはめると、契約先として病院協会は確かに該当するが、金額は市と病院協会の協議で決めていることから、「金額に裁量の余地がない」とはいえない。

市は委託料の積算資料を作成し、病院において本委託事業を継続的に実施可能な水準であるとしている。これを閲覧したところ、基本となる職種ごとの単価は前年度単価が基礎となっており、なぜその単価なのか、診療報酬点数や何らかの実績、あるいは職種ごとの平均給与等に基づくものであるのかどうかは示されていない。

市は、病院協会から見積書を徴取する必要がある。また、徴取した見積書に関して市は、説明責任を果たすために金額単価の根拠を把握しておく必要がある。

契約規則より抜粋

第27条 契約の締結を随意契約の方法によって行う場合においては、2人以上から見積書を徴しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合においては、1人の見積書の徴取で足りるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合においては、見積書の徴取を省略することができる。

(1)(2)(3) 省略

(4)前3号に定めるもののほか、市長が見積書の徴取を省略できると認めるもの

(3) 監査の意見

特に記載すべき事項はない。

3. 夜間急病診療事業委託(医師会)(福祉部地域医療課)

(1) 概要

① 事業内容

毎夜間における市民の急病に対する医療の確保を図るため、夜間急病診療事業を市医師会への委託により実施している。

実施場所は、相模原中央、相模原南、相模原北の各メディカルセンター3 か所である。これらの実施場所に、市医師会に所属する医師等が輪番で勤務する。

② 委託契約の概要

項目	内容
契約名	夜間急病診療事業委託(医師会)
契約先	一般社団法人相模原市医師会
平成30年度支出額	162,207千円
契約の締結方法	随意契約(1者随契)
契約形態 (契約期間)	総価契約 (平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)
業務内容の分類	施策事業委託料(福祉、保健、医療)
予定価格	—
契約額	162,207千円
予定価格に対する契約額の比率	—
入札参加者数	—
入札辞退者数	—
予定価格の積算方法	—
1者随契の場合の理由	契約規則第27条第2項第4号により省略
過年度の包括外部監査	該当なし
実施年度	—
結果・意見の有無	—
結果・意見の概要	—
措置等の概要	—

(2) 監査の結果

① 見積書の未徴取について【結果】

「2. 小児急病診療事業委託(病院協会)」と同様である。

本事業においては、委託金額の中に医師・看護師等に対する人件費以外に、後述する「(3) 監査の意見 ① 事務局費等について【意見】」に記載するとおり、事務局費等が含まれている。これらは「金額に裁量の余地がない」とはいえないものである。

第4 外部監査の結果及び意見

(3) 監査の意見

① 事務局費等について【意見】

本事業において市医師会に対する平成 30 年度支出額の内訳は次のとおりである。

表 21 支出額の内訳

項目	金額(千円)
医師等人件費	73,048
事務局人件費	40,530
事務局費	4,517
事務費	32,096
合計	150,192
合計(税込額)	162,207

(出典:積算額内訳書)

市は、夜間急病診療に直接従事する医師等の person 費 73,048 千円以外に、市医師会に対して事務局人件費 40,530 千円、事務局費 4,517 千円、事務費 32,096 千円、合計 77,143 千円を支出している。

市によれば、事務局人件費は、市医師会で夜間急病診療に対応する体制を組むために要する医師会事務局の person 費であり、事務局費は、事務局内での消耗品等、事務費は、警備、清掃等各メディカルセンターの運営に係る費用とのことである。この予算については、過去の実績の把握、市医師会から徴取した見積書や積算資料の確認、市医師会事務局へのヒアリング等を行った上で決定しているという説明を受けた。

事務局費 4,517 千円、事務費 32,096 千円について、市が作成した積算表(予算査定資料)を閲覧したところ、需用費・役務費等の科目ごとに平成 29 年度予算、平成 30 年度市医師会要望、平成 30 年度予算(案)が並列で記載されているものの、過去の実績数値は記載されていなかった。

市に確認したところ、平成 30 年度予算については、実績を踏まえて予算が積算されたことがわかる資料は保管していないとのことである。そのため、過去の実績がどのように事務局費 4,517 千円及び事務費 32,096 千円につながっていくのか、そのプロセスが明確になっていない。

また事務局人件費 40,530 千円は、本事業を含め市から市医師会へ委託等を行っている 22 の事業について、事業の実施にあたって必要な人員の給与を算定し、各事業の業務負担割合に応じて配分したものとのことである。給与の算定から事業への配分までを予算ベースで行っているが、予算に対する実績は不明である。

なお、人件費の配分は地域医療課が行っているが、その配分に関しては「11. 特定健康診査業務委託 (1)概要 ④ 管理運営費(人件費)」を参照されたい。

市は、説明責任を果たすために事務局の事業実施体制を正確に把握し、事務局費等が市医師会の実績に基づくものであれば、その実績を把握しておく必要がある。

4. 平成30年度相模原市障害者相談支援キーステーション事業委託(福祉部障害政策課)

(1) 概要

① 事業内容

障害者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域の相談支援の拠点として総合的かつ専門的な相談への対応、人材育成や関係機関の連携支援等を行う事業である。

② 委託契約の概要

項目	内容
契約名	平成30年度相模原市障害者相談支援キーステーション事業委託
契約先	社会福祉法人相模原市社会福祉事業団
平成30年度支出額	56,408千円
契約の締結方法	随意契約(1者随契)
契約形態 (契約期間)	総価契約 (平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)
業務内容の分類	施策事業委託料(福祉、保健、医療)
予定価格	61,850千円
契約額	61,850千円 (平成31年2月8日付け契約変更により56,850千円)
予定価格に対する契約額の比率	100%
入札参加者数	—
入札辞退者数	—
予定価格の積算方法	業者見積による
1者随契の場合の理由	<p>本事業は、南区と緑区に設置した障害者相談支援キーステーションにおいて、地域の全ての障害に対応できる総合的、専門的な相談支援を実施するとともに、相談支援事業所の人材育成や相談機関との連携など本市の相談支援体制の強化等を図ることを目的に実施しているものである。</p> <p>そのため、事業実施にあたっては、相談支援に関する理解や実績、公的相談窓口等と民間相談支援事業者との連携と調整力、相談支援専門員技術向上のための研修事業等の実施が求められる。</p> <p>(福)相模原市社会福祉事業団は、平成18年度より障害者支援センター松が丘園の指定管理者として、支援体制の構築において中核を成す唯一の団体である。</p> <p>これらのことを踏まえ、本事業の実施は、当該法人しかできないものである。</p>

第4 外部監査の結果及び意見

項目	内容
過年度の包括外部監査	該当なし
実施年度	—
結果・意見の有無	—
結果・意見の概要	—
措置等の概要	—

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査の意見

① 再委託理由の明確化について【意見】

本事業は 1 者随契によっており、その理由は、概要にも記載のとおり、市において本事業で求められる総合的、専門的な相談支援を実施できる事業者は、平成 18 年度より障害者支援センター松が丘園の指定管理者として、支援体制の構築において中核を成す社会福祉法人相模原市社会福祉事業団(以下「事業団」という。)以外にないとしている。

一方、本事業の支出金額 56,408 千円のうち 59.4%にあたる 33,550 千円は 4 者に対する再委託費として使用されており、事業団以外の事業者が事業を実施している。再委託の理由は、事業団が市に提出している再委託の申請書によると「障害者の相談支援に関する専門的知識や経験を必要とするため。」とされており、再委託先は、3 者が社会福祉法人で 1 者が NPO 法人である。

これらの状況を鑑みると、市は、再委託された業務については、再委託者と直接契約を締結するか競争入札の実施の可否について検討すべきであったとの疑義が生じる。

再委託の理由としては、上記の他に、相談支援事業所の人材育成という目的も含まれているとのことであり、これはまさにキーステーション設置・運営の主目的の一つであるが、このことは再委託の申請書には記載されていない。

市が締結する契約は、競争性や透明性の確保が必要であり、1 者随契とする場合は、その経過や契約の相手方としてこの事業者しかいないという理由が明確でなければならない。1 者随契によって締結した委託業務については、安易に再委託を承認せず、再委託の理由が契約事業者以外にいないという 1 者随契の理由に反するものでないか、また、委託業務を細分化することにより、競争性・透明性が発揮できないかなど、慎重に検討する必要がある。

本事業においては、再委託の理由として、相談支援事業所の人材育成という目的も含まれているのであれば再委託の申請書に明記する必要がある。また、委託契約の時点で人材育成のために他事業者への業務依頼が見込まれているのであれば、そのことを含めた事業委託として契約書に明記することにより、現在の再委託の方法とは違った業務形態にすることも検討する必要がある。

② 予算額の妥当性について【意見】

平成26年度から平成30年度までの予算額と決算額の推移は次のとおりである。

表 22 予算額と決算額の推移

(単位:千円)

項目	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
予算額	59,100	65,633	61,850	61,850	61,850
決算額	52,452	55,891	54,916	56,060	56,408
対前年度決算差額	—	3,439	▲975	1,143	347
対前年度決算比	—	6.6%	▲1.7%	2.1%	0.6%
差額(予算-決算)	6,647	9,741	6,933	5,789	5,441

市は、事業団から見積書を徴取し、見積額を委託契約額としている。本事業は、精算方式を採用しており、期中は概算払が行われ、契約期間が終了したときには委託料の精算が行われる。表からわかるとおり、平成26年度から平成30年度では、毎年度5百万円以上の額が市に返還等されている。

精算が行われるため、最終的には実施した事業に対する対価が支払われていると考えられるが、予算と決算との差額が毎年5百万円以上生じている状況は、見積額の精査が十分にできていないとも考えられる。

事業を委託するにあたっては、見積額の内容や金額の妥当性を十分精査するとともに、事業の実施状況を適宜確認すること等により、精算差額をできる限り低くするように努力する必要がある。

また、市は精算書の提出時に資金収支決算書の提出も求めている。資金収支決算書は決算額の記載のみであるが、精算差額の縮減や次年度以降の事業改善に役立つことなどから、予算額、予算決算差額及び差額が発生した原因の追加記載を求めることが望ましい。

第4 外部監査の結果及び意見

5. 精神科初期救急事業委託(医師会)(福祉部精神保健福祉課)

(1) 概要

① 事業内容

本事業は、初期の治療を要する精神疾患患者に対して必要な医療を確保するため、精神科初期救急事業を委託するものである。

② 委託契約の概要

項目	内容
契約名	精神科初期救急事業委託(医師会)
契約先	一般社団法人相模原市医師会
平成30年度支出額	14,843千円
契約の締結方法	随意契約(1者随契)
契約形態 (契約期間)	総価契約 (平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)
業務内容の分類	施策事業委託料(福祉、保健、医療)
予定価格	—
契約額	14,843千円
予定価格に対する契約額の比率	—
入札参加者数	—
入札辞退者数	—
予定価格の積算方法	—
1者随契の場合の理由	契約規則第27条第2項第4号により省略
過年度の包括外部監査	該当なし
実施年度	—
結果・意見の有無	—
結果・意見の概要	—
措置等の概要	—

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査の意見

① 委託先の選定について【意見】

本事業は、初期の治療を要する精神疾患患者に対して必要な医療を確保するため、精神科初期救急事業を委託するものである。受注者は、初期救急医療機関を日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日の午前9時から午後5時までの間、相模原南メディカルセンター急病診療所に開設する必要がある。

精神科救急医療体制については、神奈川県、横浜市、川崎市及び相模原市の4 県市による4 県市協調体制で実施されており、そのうち、精神科初期救急医療体制については、4 県市協調体制を補完するものとして、身近な地域で安心して救急医療を受けられるようそれぞれの県市で独自の医療体制を整備している。

本事業は、市医師会との1 者随契によっている。

1 者随契を行う場合には、契約の相手方としてこの事業者しかいないという理由が明確でなければならないが、市医師会との1 者随契については契約規則第27 条第2 項第4 号により見積書の徴取を省略でき、理由書も不要とされているためどちらの手続も行われていない。

市医師会との契約を行う場合は、一般的に価格競争は行われなため、見積書の徴取は不要であると考えられるが、1 者随契の場合には相手方としてはこの事業者しかいないという理由を明確にしなければならないという要請は市医師会と契約する場合にも必要となる。確かに市医師会と契約を締結すれば市医師会所属の医師を適正に配置できると考えられるが、市には市医師会に所属していない医師も存在するため、契約の相手方として裁量の余地がないとは言い切れない。

この点について市は、類似の業務において「精神保健指定医の応援に関する調査への御協力について(依頼)」というアンケートを定期的実施しており、市内における精神科救急医療体制への協力状況の把握に努めており、状況が厳しいことも把握している。しかしながら、本事業を行うにあたっては医師会所属の有無に限らず、市内における全ての精神科医に対してアンケートや医療機関への訪問を実施し、事業者の実施可能性を検討することが望まれる。

6. 平成30年度相模原市中央区生活保護世帯高齢者等自立サポート事業委託(福祉部中央第1生活支援課)

(1) 概要

① 事業内容

生活保護法による被保護者のうち、高齢者、障害者、傷病者を対象として家庭訪問を充実させ、きめ細やかな生活の見守りを行うことにより早急に課題を発見、解消しながら、対象者が地域で安心して居宅生活を送ることができるよう、安定した日常生活の継続を支援し、自立助長を図ることを目的とする事業である。

本事業は、1)訪問相談支援、2)課題解決支援、3)社会参加促進支援を行っている。

1)訪問相談支援では、主に、自立サポート支援員が月に1度、居所を訪問し、安否確認、生活状況の把握を行い、日常的な相談を受けている。

2)課題解決支援では、主に、介護保険、介護予防、障害福祉等の各サービスの利用の提案、関係機関との連携・調整、手続の案内、金銭管理の方法や公共料金等の支払に関する事、消費生活被害相談・法律相談の利用に関する事、住居の維持管理に関する事、入院、入所等に伴う手続に関する事の支援を行っている。

3)社会参加促進支援では、主に、地域行事やボランティア活動への参加提案、憩いの場の提供、委託先法人内施設で実施されるイベントへの参加や就労支援等を行っている。

② 委託契約の概要

項目	内容
契約名	平成30年度相模原市中央区生活保護世帯高齢者等自立サポート事業委託
契約先	社会福祉法人相模福祉村
平成30年度支出額	47,193千円
契約の締結方法	随意契約(1者随契)
契約形態 (契約期間)	総価契約 (平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)
業務内容の分類	施策事業委託料(福祉、保健、医療)
予定価格	47,193千円
契約額	47,193千円
予定価格に対する契約額の比率	100%
入札参加者数	—
入札辞退者数	—
予定価格の積算方法	業者見積による
1者随契の場合の理由	本事業は、生活保護を利用されている人への自立支援推進の一環として、生活保護法の被保護世帯のうち、高齢者、障害者、傷病者が安心して居宅生活が継続できるよう、

項目	内容
	見守りや生活上の課題解消に向けた支援をすることを目的としている。現時点において、高齢者等の状況や精神面など福祉的な課題に配慮しながら継続的に支援の実施が行える団体は、事業開始から継続して事業を実施してきた同法人以外にはなく、引き続き同法人と契約するもの。現在、国において本事業の見直しが検討されており、その見直し内容を踏まえ、来年度はプロポーザル方式での選考を行うこととする。
過年度の包括外部監査	該当なし
実施年度	—
結果・意見の有無	—
結果・意見の概要	—
措置等の概要	—

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査の意見

① 再委託条項について【意見】

「Ⅱ. 総務局 1. 相模原市コールセンター運營業務委託」と同様に、契約書第8条及び個人情報等の取扱いに関する特記事項第7条において再委託に関して規定している。契約書第8条の規定は次のとおりである。

契約書より抜粋

(再委託の禁止)
第8条 受注者は、業務を第三者に委託し、又は請負わせてはならない。ただし、発注者の指定、又は承諾した業務についてはこの限りではない。

このとおり、「Ⅱ. 総務局 1. 相模原市コールセンター運營業務委託」の規定と異なり、再委託の書面による承認手続に関する条項がない。市によると、ひな形をアレンジする過程で削除した可能性があるとのことである。なお、個人情報等の取扱いに関する特記事項では当該条項を削除していない。

再委託については、その責任関係を明らかにする必要があることから、再委託の書面による承認手続を契約書に定めておくことが望ましい。

② 精算書等の記載内容の確認の実施について【意見】

契約書第5条に基づき、業務完了後に精算額内訳書が提出されている。

第4 外部監査の結果及び意見

契約書より抜粋

(精算書の提出)

第5条 受注者は、業務完了後、精算書、委託業務にかかる収支を明らかにした調書及びその他精算に必要な書類を遅滞なく発注者に提出しなければならない。

精算額内訳書には、収支の科目ごとに予算額、精算額、内容等が記載されている。支出については、人件費、事業費、事務費の区分があり、さらに小区分が設けられている。

平成30年度の予算額と決算額の差異は、次のとおりである。

表 23 予算額と決算額の比較

(単位:円)

区分		予算額 A	決算額 B	差異 A-B
収入	受託事業収入	47,193,840	47,193,840	0
	事業活動収入計(税込み)	47,193,840	47,193,840	0
支出	人件費	34,760,000	34,066,962	693,038
	事業費	660,000	532,693	127,307
	事務費	8,278,000	9,098,345	▲820,345
	経費合計	43,698,000	43,698,000	0
	消費税(8%)	3,495,840	3,495,840	0
	事業活動支出計(税込み)	47,193,840	47,193,840	0
平成30年度精算額		0	0	—

(出典:平成30年度精算額内訳書)

このとおり、収入総額、支出総額とも、予算額と決算額に差異が生じていないため、平成30年度精算額はゼロとなっている。しかしながら、区分別にみると、支出の予算額と決算額に差異が生じている。人件費及び事業費については、それぞれ693,038円、127,307円の執行残となっている一方、事務費については、820,345円の支出超過となっている。結果的に、支出総額では予算額と決算額が一致しているが、区分別の支出状況を踏まえると、1円単位まで一致することは考えにくい。精算額が生じないようにするために、決算額の調整を行っていると考えられる。

この点、市にヒアリングしたところ、精算額内訳書については、収入総額及び支出総額の予算額と決算額が一致していることを確認するのみであり、それ以上の内訳等についての確認は行っていないとのことであった。

市は、本事業に係る収支が適切であることを確認する必要がある。全ての支出項目についての確認を行うことが望ましいが、項目を絞って証票確認を行う方法や、指導監査課と連携して確認を行う方法など、確認をどのように行うかについて検討した上で、精算書等の記載内容等の確認を実施する必要がある。

7. 平成30年度相模原市南区生活保護世帯高齢者等自立サポート事業 業務委託(福祉部南生活支援課)

(1) 概要

① 事業内容

社会的に孤立しがちな生活保護受給世帯の高齢者を対象に、訪問等による相談支援や社会参加に向けた支援を行うものである。

生活保護世帯の高齢者の特徴として、単身世帯、扶養義務者との交流が疎遠、社会的に孤立した世帯が増加しているといった課題があった。これらを踏まえ、生活保護世帯の高齢者に対して、きめ細かな支援の必要性があったことから、自立支援プログラムの一環として事業が創設されている。

② 委託契約の概要

項目	内容
契約名	平成30年度相模原市南区生活保護世帯高齢者等自立サポート事業業務委託
契約先	特定非営利活動法人ワーカーズコープ
平成30年度支出額	28,170千円
契約の締結方法	随意契約(1者随契)
契約形態 (契約期間)	総価契約 (平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)
業務内容の分類	施策事業委託料(福祉、保健、医療)
予定価格	28,170千円
契約額	28,170千円
予定価格に対する契約額の比率	100%
入札参加者数	—
入札辞退者数	—
予定価格の積算方法	業者見積による
1者随契の場合の理由	<p>本事業は、生活保護を利用されている人への自立支援推進の一環として、生活保護法の被保護世帯のうち、高齢者、障害者、傷病者が安心して居住生活が継続できるよう、見守りや生活上の課題解消に向けた支援をすることを目的としている。</p> <p>現時点において、高齢者等の状況や精神面など福祉的な課題に配慮しながら継続的に支援の実施が行える団体は、事業開始から継続して事業を実施してきた同法人以外にはなく、引き続き同法人と契約するもの。現在、国において本事業の見直しが検討されており、その見直し内容を踏まえ、来年度はプロポーザル方式での選考を行うこととしている。</p>

第4 外部監査の結果及び意見

項目	内容
過年度の包括外部監査	該当なし
実施年度	—
結果・意見の有無	—
結果・意見の概要	—
措置等の概要	—

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査の意見

① 見積書の精査について【意見】

本事業は、特定非営利活動法人ワーカーズコープ(以下「ワーカーズ」という。)を相手方とする1者随契を締結している。

契約を締結するにあたってはワーカーズから見積書を徴取している。平成30年度と令和元年度の支援員人件費の見積額を比較すると次のようになる。

表 24 見積額の比較 (単位:千円)

項目	平成30年度 (a)	令和元年度 (b)	差額 (b-a)
支援員新規5名	10,800	10,800	0
責任手当	480	380	▲100
賞与(7月12月)	2,583	2,430	▲152
交通費	420	470	50
給与総額	14,283	14,080	▲202
法定福利費	1,640	2,081	441
割合	11.4%	14.7%	—

平成30年度と令和元年度を比較すると、給与総額は202千円減少すると見積もっているが、法定福利費は441千円増加すると見積もっている。市は人件費見積の増減額についてその原因を把握していなかった。法定福利費の事業者負担分は一般的に給与総額に変動がなければ大きな増減は発生しない。

見積書の提出を受けた場合には、内容を分析し、主な増加項目や減少項目について質問し、その内容を確認する必要がある。

② 事業の継続性について【意見】

本事業は、平成24年7月より東林間地区及び大野南地区の一部でモデル事業として開始し、平成25年度より、南区全域に拡大し、居場所「一休」の開所や自立サポート員の増員を図り、平成26年度からは現状の5名体制で自立サポート業務を実施してきた。

被保護世帯や被保護人員が増加傾向にある南区において、本事業では一定の成果を挙げてきているが、利用者数や居場所における課題も抱えている。令和元年度の利用想定数を370名と設定しているが、平成31年3月末の利用者の登録数が328名となっている。対象者が高齢者世帯のため、世帯員の死亡、施設入所等による自然減が生じ、新規登録者数と拮抗するため、増加にはつながっていない。また、事業開始時の居場所は「一休」のみであり、遠隔地に居住する利用者は居場所を活用することができず、来所者が限定的であった。そのため、各地区の公民館を借用し、イベントを行う「出張一休」を開設するなど利用拡大に向けての対応を計画的に実施したものの、イベント利用者の固定化により、新規参加者数の増加が図れない状況が続いている。

このような状況の中、委託契約の概要に記載のとおり、令和元年度はプロポーザル方式で委託先の選定を行った。しかしながら、南区においては、企画提案書を提出したのは現契約者のワーカーズだけであった。なお、見積価格及び提案事業にも問題はなく、受託事業者として継続して業務を実施している。

生活困窮者に対する最後のセーフティーネットとして生活保護制度は存在するが、生活保護受給者数のうち、高齢者世帯は増加傾向にあり、社会的に「孤立」する高齢者の増加が大きな問題となっている。孤立しがちな高齢者等と向き合い、見守りや支えあいによるまちづくりに貢献する本事業への期待は大きく、事業の継続が期待される。

しかしながら、プロポーザル方式での提案者は結果的には継続した事業者の1者しかなく、予定していた事業者間の競争は行われなかった。緑区や中央区の提案書とも比較分析・検討し、価格面も含めて、複数の事業者が参加できる仕組みを構築する必要がある。

8. 相模原市南保健福祉センター警備業務委託(福祉部南障害福祉相談課)

(1) 概要

① 事業内容

相模原市南保健福祉センター(以下「センター」という。)の秩序を平穩に維持するために、必要な監視並びに火災、盗難等の予防及び発見、不測の事故及びセンターの秩序を乱す行為に対する臨機応変の処置及び関係者への連絡を取ることを主な業務とし、平常はセンター出入口の警備、駐車場整理、センターの巡視、美観維持及び案内等、センターの安全確保に当たる業務を実施する。

② 委託契約の概要

項目	内容
契約名	相模原市南保健福祉センター警備業務委託
契約先	株式会社 KSP 相模原営業所
平成 30 年度支出額	17,451 千円
契約の締結方法	指名競争入札
契約形態 (契約期間)	総価契約・長期継続契約 (平成 30 年 6 月 1 日から令和 2 年 9 月 30 日まで)
業務内容の分類	施設等管理運営委託料
予定価格	52,010 千円
契約額	48,864 千円
落札率	93. 9%
入札参加者数	4 者
入札辞退者数	4 者
予定価格の積算方法	3 者から見積を徴取し、最低額を採用
1 者随契の場合の理由	—
過年度の包括外部監査	該当なし
実施年度	—
結果・意見の有無	—
結果・意見の概要	—
措置等の概要	—

(2) 監査の結果

① 予定価格の積算(直接人件費)について【結果】

本事業の予定価格の積算では、直接人件費を 35,884 千円、見込時間を 35,727 時間としている。この場合、時給は 1,004 円と計算され、市は、平成 30 年度の労働報酬下限額の 1,000 円は超えていると判断している。

しかしながら、次表を見ると、見込時間の 35,727 時間のうち時間外労働等割増賃金の対象となる時間が 17,551 時間ある。

第4 外部監査の結果及び意見

使用者は、時間外労働の場合は通常の労働時間の賃金の計算額の2割5分以上の率で計算した割増賃金を、休日労働の場合は通常の労働時間の賃金の計算額の3割5分以上の率で計算した割増賃金を支払う必要がある。また、原則午後10時から午前5時までの間に労働させた場合、使用者は、通常の労働時間の賃金の計算額の2割5分以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。

時間外労働等割増賃金の対象となる17,551時間について、仮に時間割増賃金である1.25倍を時間として考慮すると見込時間は40,114時間となり、労働報酬下限額の1,000円を下回る結果になる。

予定価格及び最低制限価格の算定において見込時間を使用するにあたっては、時間外労働や休日労働等に係る割増賃金を適正に反映させる必要がある。

表 25 予定価格積算における基礎データ

項目		内容
直接人件費		35,884 千円
直接人件費見込時間		35,727 時間
時給		1,004 円
労働報酬下限額(H30)		1,000 円
直接人件費見込時間の 内訳	時間内労働時間	18,176 時間
	時間外労働時間	8,520 時間
	深夜労働	568 時間
	休日労働	8,463 時間
	合計	35,727 時間

(3) 監査の意見

① 予定価格の作成及び入札結果の分析について【意見】

表 26 見積書金額

(単位:千円)

項目	A者	B者	C者	平均
直接人件費	35,884	51,660	46,445	44,663
係数	0.85	0.85	0.85	—
係数乗算後	35,727 ※	43,911	39,478	39,705
その他経費	12,273	15,360	21,400	16,344
係数	0.7	0.7	0.7	—
係数乗算後	8,591	10,752	14,980	11,441
経費合計	48,158	67,020	67,845	61,007
係数乗算後合計	44,318	54,663	54,458	51,146

※ 労働報酬下限額で計算

本事業では、A者・B者・C者の3者から見積書を徴取し、最も低い金額を提示したA者の額(48,158千円)を予定価格(税抜)としている。また、最低制限価格は各項目に係

第4 外部監査の結果及び意見

数を乗じて計算し、44,318 千円(税抜)と計算された。

入札の状況は次表のとおりである。A 者が見積額よりさらに低い金額で入札し、次点の B 者と 2 千万円以上の差で落札している。また、B 者、C 者及び D 者は予定価格を超える結果となった。

表 27 入札結果 (単位:千円)

項目	A 者	B 者	C 者	D 者
入札額	45,245	67,020	68,000	80,000
結果	落札			

市が、予定価格算定のため複数者から見積書を徴取し、見積書を使用してどのように計算するかについては詳細の規則はなく、市に任せられている。本事業では市にとって金額的に最も有利な A 者の見積額をそのまま採用している。

3 者の見積額を比較すると、A 者の金額が B 者・C 者に比べてかなり低い事がわかる。仮に、B 者と C 者の見積額も予定価格に反映するために 3 者の平均を取ると、予定価格(税抜)は 61,007 千円で、最低制限価格は 51,146 千円(税抜)となる。したがって、A 者は最低制限価格以下となるが、やはり B 者、C 者及び D 者は予定価格を超える結果となり、入札のやり直しとなる。

本事業は、結果としては最も低い金額で入札した事業者が落札するという当たり前の結果となっているが、実際には 8 者を指名したものの 4 者は辞退しており、落札者以外の 3 者は予定価格を超えているという、競争性が十分に発揮されていないと思われる状況にある。

このような状況になった原因を分析し、次期契約では競争性が発揮される仕組みを構築する必要がある。

9. 介護保険要介護認定事務等業務委託(平成30年8月～平成31年3月)(保険高齢部介護保険課)

(1) 概要

① 事業内容

介護保険の要介護認定に係る事務等の作業を委託する。要介護認定を行うのではなく、認定申請書の内容確認、認定調査票及び主治医意見書の発送・受領、介護認定審査会の資料準備、認定結果通知等の封入封緘・発送事務などを行う業務である。

② 委託契約の概要

項目	内容
契約名	介護保険要介護認定事務等業務委託
契約先	パーソルテンプスタッフ株式会社神奈川営業部
平成30年度支出額	43,966千円
契約の締結方法	随意契約(企画競争)
契約形態 (契約期間)	総価契約 (平成30年8月1日から平成31年3月31日まで)
業務内容の分類	事務作業等委託料
予定価格	—
契約額	43,966千円
予定価格に対する契約額の比率	—
入札参加者数	—
入札辞退者数	—
予定価格の積算方法	業者見積による
1者随契の場合の理由	本業務は、要介護認定事務のうち、認定申請書の内容確認、認定調査票及び主治医意見書の発送・受領、介護認定審査会の資料準備、認定結果通知等の封入封緘・発送事務などを行う業務であり、専門性や習熟度等の総合的な観点から評価を行うため、平成30年5月にプロポーザルによる企画競争を実施し、選定した者を契約の相手方とするものである。
過年度の包括外部監査	該当なし
実施年度	—
結果・意見の有無	—
結果・意見の概要	—
措置等の概要	—

第4 外部監査の結果及び意見

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査の意見

① 業務定例会について【意見】

市は委託先との間で毎月 1 回「業務定例会」を開催し、前月の業務の報告を得るとともに、委託先からの相談事を聴取し打合せを行っている。

「業務定例会」は市によるモニタリングの観点から、契約義務の履行状況を確認する上でも、また業務改善の必要上も重要なもので、委託先にとっても市との業務を円滑に遂行する上で有意義なものと推測される。

「業務定例会」の会議録は行政文書として市が作成しているが、当該会議の開催については契約書、仕様書ともに規定されていない。

市が委託先に確認したところ、「業務定例会」への出席は委託先において業務の一環と認識されているとのことである。

「業務定例会」の開催を契約書ないし仕様書において明文化しておく必要がある。

10. 介護保険システム改修作業委託(平成30年度制度改正対応)(保険
高齢部介護保険課)

(1)概要

① 事業内容

平成30年度介護保険法改正による介護保険システムの変更に対応するため、システム改修作業を委託するものである。

② 委託契約の概要

項目	内容
契約名	介護保険システム改修作業委託(平成30年度制度改正対応)
契約先	日本電気株式会社相模支店
平成30年度支出額	39,421千円
契約の締結方法	随意契約(1者随契)
契約形態 (契約期間)	総価契約 (平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)
業務内容の分類	システム開発委託料
予定価格	—
契約額	39,421千円
予定価格に対する契約額の比率	—
入札参加者数	—
入札辞退者数	—
予定価格の積算方法	3年前の法改正時の実績額
1者随契の場合の理由	介護保険システムは、日本電気株式会社製のパッケージシステムを導入し運用等を実施している。平成30年度に施行される介護保険法改正内容について、システム対応するためには、同パッケージシステム全体を熟知している同社以外では本業務を実行できないため、同社と契約を締結するものである。
過年度の包括外部監査	該当なし
実施年度	—
結果・意見の有無	—
結果・意見の概要	—
措置等の概要	—

第4 外部監査の結果及び意見

(2) 監査の結果

① 業務委託仕様書等の整合性について【結果】

本事業は、日本電気株式会社製の法改正に係るパッケージソフトを市の仕様に改修し介護保険システムに導入するものである。

業務委託仕様書の「4. 委託業務の内容」を確認したところ本契約の本体部分であるパッケージソフトの記載がないにもかかわらず、委託先からの見積書には「パッケージ法改正モジュール」という項目が含まれている。この点について市に確認したところ、業務委託仕様書の「4. 委託業務の内容」に「(1)パッケージ説明」があり、市と委託先の双方において、パッケージソフトを導入することを認識し、それを前提としてパッケージ説明を受けているとのことである。しかしながら、業務委託仕様書と見積書の整合が取れていない。

また、本契約については委託先からの再委託承認申請書に基づいて業務の一部を再委託しているが、業務委託仕様書にパッケージソフトの記載がないため、同様に整合が取れておらず、「4. 委託業務の内容」に記載されているすべての業務が再委託されているかのような記載となっている。

表 28 業務委託仕様書等の記載内容

分類	業務委託仕様書	見積書	再委託承認申請書
再委託部分	パッケージ説明・要件定義・基本設計	パッケージ説明 (要件定義/基本設計)	パッケージ説明
再委託部分	パッケージ適用作業	パッケージ適用作業	パッケージ適用作業
再委託部分	相模原市検証環境への適用作業	パッケージ改修	
再委託部分	総合テスト仕様書の作成 および総合テストの実施	総合テスト	総合テスト
再委託部分	受入テスト実施支援	受入テスト支援(操作支援含む)	受入テスト支援
再委託部分	本番リリース作業・立会い	プレラン・本番立会い	本番立会い
本体部分	《記載なし》	プロジェクト管理	—
本体部分	《記載なし》	パッケージ法改正モジュール	—

市は、業務委託仕様書、見積書、再委託承認申請書の一連の書類について整合性を保つ必要がある。また、再委託を行う場合は、仕様書のどの部分が再委託されているのか、またその金額はどの程度なのかを確認する必要がある。

なお、平成31年3月に、統一した契約書・仕様書サンプルが情報政策課から示されたことで、令和元年度の介護保険システム改修における業務委託仕様書の「委託業務の内容」には対象業務パッケージソフトを明記するよう改善しているとのことである。

(3) 監査の意見

特に記載すべき事項はない。

11. 特定健康診査業務委託(保険高齢部国民健康保険課)

(1) 概要

① 事業内容

高齢者の医療の確保に関する法律第 20 条の規定に基づく特定健康診査を実施することを目的とするものである。

特定健康診査とは、高齢者の医療の確保に関する法律第 20 条に定められたものであり、40 歳から 74 歳のすべての被保険者を対象に実施される。日本人の死亡原因の約 6割を占める生活習慣病の予防のために、メタボリックシンドロームに着目した健康診査を行い、予防と改善をはかることが大きな目的とされている。

なお、75 歳以上の者(一定の障害がある 65 歳以上の者で、後期高齢者医療制度の被保険者の者を含む。)は、市が実施する「後期高齢者健康診査」を受診することができるが、本事業とは関係がない。

② 委託契約の概要

項目	内容
契約名	特定健康診査業務委託
契約先	一般社団法人相模原市医師会
平成 30 年度支出額	434,040 千円
契約の締結方法	随意契約(1 者随契)
契約形態 (契約期間)	単価契約 (平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで)
業務内容の分類	事務作業等委託料
予定価格	(省略)
契約額	(省略)
予定価格に対する契約額の比率	—
入札参加者数	—
入札辞退者数	—
予定価格の積算方法	庁内積算による
1 者随契の場合の理由	契約規則第 27 条第 2 項第 4 号により省略
過年度の包括外部監査	該当なし
実施年度	—
結果・意見の有無	—
結果・意見の概要	—
措置等の概要	—

③ 委託先からの委託料の請求について

本事業の委託先は市医師会であり、市は医師会と委託契約(特定健康診査業務委託契約)を締結している。

第4 外部監査の結果及び意見

特定健康診査に係る委託料については、契約書において、神奈川県国民健康保険団体連合会(以下「県国保連」という。)を通して市に請求するとされている。ただし、県国保連で決済できない検査料及び過誤により生じた金額は、市医師会が市に直接請求するとされている。また、情報提供料、健康指導料、事務費及び管理運営費(人件費)も、市医師会が市に直接請求するとされている。

平成30年度の支出額434,040千円のうち284,803千円は、市から県国保連へ支払われており、149,237千円は市が市医師会に直接支払っている。

今回の包括外部監査では、市医師会との特定健康診査業務委託契約の内容を検討し、支払いについては県国保連に対する支払いを確認した。

④ 管理運営費(人件費)

管理運営費(人件費)として、市医師会に対する支払(月額701,460円)が契約書に記載されている。これは、市医師会の職員一人あたりの給料及び事業に必要な工数をもとに地域医療課にて算定しているもので、市医師会での管理運営業務を対象として支払われるものである。

なお、平成29年度では、月額274,860円とされていたものであるが、平成30年度に701,460円に増額されている。このことは、平成28年度に実施された「補助金に係る財務に関する事務の執行について」の包括外部監査において、補助事業と委託事業の人件費を区別するよう指摘を受けたことに伴い、従来、委託事業に必要な人件費の一部を補助事業に含めて支出していたものを、平成30年度予算から各課で全額支出することになったことによる。当該増額分は、補助事業から減額されている。

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査の意見

① 診療報酬点数によらない単価の取扱いについて【意見】

本事業が対象とする特定健康診査は、高齢者の医療の確保に関する法律第20条に定められたものであり、多数の医師を組織的に配置できる団体が、市内では市医師会しかないとの判断から1者随契での締結が行われているところである。

本事業は単価契約である。単価は、厚生労働省が定める診療報酬点数をもとに市が算定したものであり、契約書を確認したところ、次表に示すとおり、多くの項目は診療報酬点数をそのまま用いて決定している。そのため、当該部分については市の裁量の余地はないが、一部診療報酬点数を用いていないものもあり、それらについては市の裁量の余地がある。

次表に示した単価のうち、情報提供料及び健康指導料各2,571円、情報提供手数料383円、事務費257円は診療報酬点数によっていない。

これら単価は、平成25年度では2,500円、373円、250円であったため、それぞれ2.7%~2.8%増額している。

第4 外部監査の結果及び意見

市は、説明責任を果たすためにもこれら単価の金額の算出根拠を明確にしておく必要がある。

表 29 平成 30 年度単価

(単位:円)

項目	単価	摘要
基本的な健診（空腹時血糖検査・ヘモグロビン A1c 検査）	8,910	診療報酬点数どおり
貧血検査	226	診療報酬点数どおり
心電図検査	1,404	診療報酬点数どおり
眼底検査	1,209	診療報酬点数どおり
追加項目	237	診療報酬点数どおり
情報提供料	2,571	—
健康指導料	2,571	—
情報提供手数料	383	—
事務費	257	—

12. 高齢者インフルエンザ予防接種業務委託(市医師会)(保健所疾病対策課)

(1) 概要

① 事業内容

予防接種法等に基づき、市内の高齢者を対象とするインフルエンザ予防接種を市医師会への委託により実施している。

表 30 相模原市高齢者インフルエンザ予防接種の概要

項目	内容
対象者	接種日現在、市に住民登録(外国人登録含む)があり、次に該当する者 ①65歳以上の者 ②60歳以上 65歳未満で心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者
接種場所	協力医療機関
接種期間	原則として10月10日から12月31日まで (平成30年度は、ワクチン供給の遅れにより1月31日まで延長)
接種回数	1回
接種費用	1,500円(窓口負担額)
費用の免除	次のいずれかに該当する場合は接種費用が免除となる。 ①生活保護受給世帯 ②世帯全員が市民税非課税 ③中国残留邦人等への支援給付を受けている

② 委託契約の概要

項目	内容
契約名	高齢者インフルエンザ予防接種業務委託
契約先	一般社団法人相模原市医師会
平成30年度支出額	264,073千円
契約の締結方法	随意契約(1者随契)
契約形態 (契約期間)	単価契約 (平成30年10月10日から平成31年1月31日まで)
業務内容の分類	施策事業委託料(福祉、保健、医療)
予定価格	(省略)
契約額	(省略)
予定価格に対する契約額の比率	—
入札参加者数	—

項目	内容
入札辞退者数	—
予定価格の積算方法	業者見積による
1者随契の場合の理由	契約規則第27条第2項第4号により省略
過年度の包括外部監査	該当なし
実施年度	—
結果・意見の有無	—
結果・意見の概要	—
措置等の概要	—

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査の意見

① 事務費単価の根拠について【意見】

予防接種 1 件あたりの契約単価はワクチン単価と事務費部分から成る。ワクチン単価については市医師会を經由して実際に予防接種を行った医療機関に支払われる。一方事務費部分は市医師会の収入となる。事務費部分の単価は、予防接種 1 件あたり 162 円(税込)とされているが、その計算根拠が不明である。

事務費単価は 162 円であるが、事務費総額では 11,155 千円にのぼる。市の説明では、事務費は次のような内容から成るとのことである。

- ・市医師会事務局の消耗品費、その他の諸経費
- ・医療機関への振込手数料
- ・市医師会役員等への費用弁償等

しかしながら、これらの使途に実際どのくらいの金額がかかり、それが事務費単価 162 円の算出にどのようにつながるのかは明確になっていない。

市は、説明責任を果たすためにも事務費単価の目的、金額の算出根拠を明確にしておく必要がある。

VI. こども・若者未来局

1. 妊婦健康診査事業(こども家庭課)

(1) 概要

① 事業内容

妊婦健康診査は母子保健法第 13 条に基づくものである。実施主体である市町村の自治事務であるため、事業の実施方法(実施回数、公費負担額等)は、各市町村の判断によっている。

市は、妊婦健康診査事業を相模原市母子保健事業実施要綱第 2 条第 4 号及び第 6 条第 2 項第 1 号で規定しており、必要な事項については、相模原市妊婦健康診査実施要綱(以下「実施要綱」という。)に規定している。

母子保健法より抜粋

第 13 条 前条の健康診査のほか、市町村は、必要に応じ、妊産婦又は乳児若しくは幼児に対して、健康診査を行い、又は健康診査を受けることを勧奨しなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の規定による妊婦に対する健康診査についての望ましい基準を定めるものとする。

相模原市母子保健事業実施要綱より抜粋

(実施事業)

第 2 条 この要綱により実施する母子保健事業は、次のとおりとする。

(4) 健康診査事業

(健康診査事業)

第 6 条 健康診査事業は、母性及び乳幼児の疾病、異常の早期発見と発育、発達の遅れなどについて適切な指導を行い、母性及び乳幼児の健康の保持、増進に資するために行うものとする。

2 前項の健康診査事業は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 妊婦健康診査

妊婦健康診査は、一般社団法人神奈川県産科婦人科医会との契約医療機関(以下「協力医療機関」という。)及び市内協力助産所が実施している(実施要綱第 3 条)。

健康診査の助成は、母子健康手帳と一緒に渡される妊婦健康診査費用補助券(以下「補助券」という。)により行われている。補助券の上限額等は、次のとおりである。

表 31 補助券等の上限額

補助券の上限額	交付枚数	有効期限及び使用条件
18,000 円	1 枚	交付日から妊娠 15 週 6 日までの期間に、医療機関で受診した健康診査に限る。
7,000 円	1 枚	妊娠 16 週 0 日から妊娠 31 週 6 日までの期間に、医療機関で受診した健康診査に限る。
8,000 円	1 枚	妊娠 32 週 0 日から分娩の前までの期間に、医療機関で受診した健康診査に限る。

補助券の上限額	交付枚数	有効期限及び使用条件
4,000 円	8 枚	交付日から分娩の前までの期間
5,000 円	5 枚	4,000 円の補助券を全て使用した後から分娩までの期間

(出典:実施要綱)

健康診査の標準的な検査項目は、次のとおりである。

- 1) 問診及び診察
- 2) 血圧及び体重測定
- 3) 尿化学検査
- 4) 超音波検査
- 5) 血液検査等
- 6) その他必要に応じて行う医学的検査のうち、ノンストレステスト等特に市長が認めるもの
- 7) 保健指導

② 委託契約の概要

項目	内容
契約名	ア 妊婦健康診査事務委託 イ 妊婦健康診査(助産所)業務委託
契約先	ア 一般社団法人神奈川県産科婦人科医会 イ つくい助産院、一般社団法人子育てサポートハウス marimo 助産院
平成 30 年度支出額	347,714 千円
契約の締結方法	随意契約(1 者随契)
契約形態 (契約期間)	単価契約 (平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで)
業務内容の分類	施策事業委託料(福祉、保健、医療)
予定価格	(省略)
契約額	(省略)
予定価格に対する契約額の比率	100%
入札参加者数	—
入札辞退者数	—
予定価格の積算方法	業者見積による
1 者随契の場合の理由	ア 平成 9 年の母子保健法の改正により、都道府県で行われてきた妊婦健康診査が市町村に事務移譲された。その時点から本市は神奈川県内 1,000 人余の産婦人科医からなる団体である神奈川県産科婦人科医会へ妊婦健康診査を委託してきた。 神奈川県産科婦人科医会は神奈川県域のみならず、全国の医療機関からの請求に対し支払が可能であり、市民の利便性の向上と事務の効率化が図られるものである。

第4 外部監査の結果及び意見

項目	内容
	イ 母子保健法に基づき、妊婦健康診査業務委託を実施している。医療機関だけではなく、助産所においても妊婦健康診査業務委託を実施するためには、基本的な妊婦健康診査を実施するための設備及び助産師の資格が必要である。本市で条件に合致している助産所は、平成 30 年 4 月 1 日現在 2 箇所のみであり、その両助産所と契約を締結するため。
過年度の包括外部監査	該当なし
実施年度	—
結果・意見の有無	—
結果・意見の概要	—
措置等の概要	—

(2) 監査の結果

① 契約書及び実施要綱の規定の見直しについて【結果】

一般社団法人神奈川県産科婦人科医会(以下「産科婦人科医会」という。)との契約分については、健康診査が実施された翌月に補助券を1か月分集積して市に報告がなされることになっている(契約書第5条)。しかしながら、実際は、市への報告は2か月後になされていた。

具体的には、協力医療機関から産科婦人科医会への補助券の提出を翌月10日までとしており、その後、産科婦人科医会が集積しているため、市への報告が翌々月となっている状況である。この点、実施要綱においても、産科婦人科医会から市への報告については、「速やかに」と規定されているのみであって、翌々月が「速やかに」に含まれるの可否が不明瞭な部分もある。

いずれにしても、市への報告期限について、契約書第5条に従っていない状況にあることから、契約書第5条に従い翌月に報告を求めるのか、実務上の取扱いを勘案して契約書の規定を見直すか、対応する必要がある。また、実施要綱の規定も合わせて見直す必要がある。

契約書より抜粋

(委託料の請求及び支払い)
 第5条 発注者が受注者に支払う委託料は、原則として当該健診が実施された翌月に受注者が医療機関から補助券を1箇月分集積して報告する。(以下、略)

実施要綱より抜粋

(補助券の取扱い)
 第7条 第5条第1項の規定により健康診査の受診者から提出された補助券は、協力医療機関にあっては県産科医会に、市内協力助産所にあつては市長に送付するものとする。
 2 県産科医会は、協力医療機関から補助券の提出があつたときは、内容及び受診件数を確認して事務処理をした後、速やかに市長に送付するものとする。

② 実施報告書の提出遅延について【結果】

助産所との契約分について、次のとおり、健康診査が実施された翌月 15 日までに補助券を添付して、市に妊婦健康診査実施報告書兼請求書(以下「実施報告書」という。)を提出することになっている。

しかしながら、実施報告書の提出が遅れ、2 か月分を同時に提出している事例があった。助産所にとっても請求遅れという状況は好ましくないと思われる。

翌月 15 日までに実施報告書が提出されるよう、市は、助産所に対応を求める必要がある。

妊婦健康診査(助産所)委託業務仕様書より抜粋

5 実施報告

妊婦健康診査を実施した助産所は、当該月分を取りまとめ、妊婦健康診査実施報告書兼請求書に補助券を添付し、原則として翌月 15 日までに市長へ報告しなければならない。

(3) 監査の意見

特に記載すべき事項はない。

2. 乳幼児健康診査事業(こども家庭課)

(1) 概要

① 事業内容

乳幼児健康診査は、母子保健法及び相模原市母子保健事業実施要綱第2条第4号及び第6条第2項第2号に基づくものである。指定会場で受診する4か月児・1歳6か月児(歯科)・2歳6か月児(歯科)・3歳6か月児健康診査(集団健診)と、協力医療機関で受診期間内に受診する8か月児・1歳児・1歳6か月児(医科)健康診査(個別健診)がある。以下では個別健診のうち1歳児健康診査を対象に監査を実施した。

必要な事項については、8か月児健康診査実施要領、1歳児健康診査実施要領及び1歳6か月児(医科)健康診査実施要領(以下合わせて「実施要領」という。)に規定している。

なお、相互乗り入れを実施しているため、相模原市のほか座間市、町田市にも協力医療機関があり市民の利便性の向上を図っている。

② 委託契約の概要

項目	内容
契約名	ア 乳幼児健康診査(医科)業務委託 イ 乳幼児健康診査業務委託
契約先	ア 一般社団法人相模原市医師会 イ 一般社団法人町田市医師会
平成30年度支出額	43,490 千円
契約の締結方法	随意契約(1者随契)
契約形態 (契約期間)	単価契約 (平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)
業務内容の分類	施策事業委託料(福祉、保健、医療)
予定価格	(省略)
契約額	(省略)
予定価格に対する契約額の比率	100%
入札参加者数	—
入札辞退者数	—
予定価格の積算方法	乳幼児健康診査の健康診査委託料の単価設定に関する覚書による
1者随契の場合の理由	契約規則第27条第2項第4号により省略
過年度の包括外部監査	該当なし
実施年度	—
結果・意見の有無	—
結果・意見の概要	—
措置等の概要	—

(2) 監査の結果

① 契約書の規定の見直しについて【結果】

受注者である市医師会は、乳幼児健康診査を実施したときは、乳幼児健康診査実施報告書(以下「実施報告書」という。)を市に提出しなければならない(契約書第4条)。しかしながら、実施報告書は、市医師会からではなく協力医療機関から直接市に提出されていた。

市によると、発達障害等の早期把握と対応のために保健師が内容を早く確認できるよう、協力医療機関から直接提出を受けているとのことであった。確かに、実施要領では、健康診査を実施した協力医療機関が市に実施報告書を提出することとされている。

このように、契約書の規定と実施要領の規定とが整合していない状況にある。発達障害等の早期把握と対応のためにとっている現状の取扱いと整合するように契約書の規定を見直す必要がある。

(3) 監査の意見

特に記載すべき事項はない。

3. 相模原市立児童クラブ(中央区、南区)に係る労働者派遣契約(こども・若者支援課)

(1) 概要

① 事業内容

市には、市内の小校区ごとに児童クラブが設置されている。このうち中央区、南区の市立こどもセンター内の児童クラブ運営補助業務に係る労働者派遣である。

こどもセンター内の児童クラブ 8 館に各 2 人ずつ、合計 16 人の派遣労働者を配置する。業務内容は児童の活動の安全確保や児童へのおやつを提供を主とし、指導員はそれに加えて補助員への指導、おやつ代の管理、サービス報告等を行う。勤務日は指導員・補助員ともに平日週 5 日、4～7.5 時間である(学校の授業時間、夏季休暇等で異なる)。

市は児童クラブの待機児童解消に向けて、クラブ増設や定員増加などの対策を行っているが、職員が慢性的に不足している中、さらに増員が必要であることから、児童の健全育成に関する熱意を持った即戦力となる職員を確保するため、民間での経験豊富な人材を派遣職員として導入するものである。

児童と直接関わる業務であるため、安全面や情操面でも、同じ派遣会社の職員が長期にわたって従事することが望ましく、複数年にわたり継続的な契約が不可欠であるとして、長期継続契約が行われている。

② 委託契約の概要

項目	内容
契約名	相模原市立児童クラブ(中央区、南区)に係る労働者派遣契約
契約先	株式会社アスカ
平成 30 年度支出額	33,910 千円
契約の締結方法	指名競争入札
契約形態 (契約期間)	単価契約・長期継続契約 (平成 30 年 3 月 26 日から令和 2 年 2 月 29 日まで)
業務内容の分類	施設等管理運営委託料
予定価格	100,568 千円
契約額	74,708 千円
落札率	74.3%
入札参加者数	4 者
入札辞退者数	1 者
予定価格の積算方法	業者見積による
1 者随契の場合の理由	—
過年度の包括外部監査	該当なし
実施年度	—
結果・意見の有無	—
結果・意見の概要	—
措置等の概要	—

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査の意見

① 最低賃金の順守状況の確認について【意見】

相模原市立児童クラブ(中央区、南区)に係る労働者派遣契約は公契約条例の対象外であるが、委託先が最低賃金を順守しているかについて、市は確認しておく必要がある。

市は、委託先である株式会社アスカから徴取した参考見積をもって予定価格としている。この時の時間単価は 2,100 円であった。指名競争入札において株式会社アスカが応札した時の時間単価は 1,560 円と、参考見積の 74.3%である。

平成 24 年 10 月 1 日施行の改正労働者派遣法により、派遣会社は労働者や派遣先となる事業主がより適切な派遣会社を選択できるよう、インターネットなどにより派遣会社のマージン率や教育訓練に関する取組み状況などの情報提供が義務化された。これに基づいて株式会社アスカは、自社ホームページで、支店ごとにマージン率の情報公開を行っている。今回の相模原市立児童クラブ(中央区、南区)に係る労働者派遣契約の派遣元である株式会社アスカの高崎本社については、平成 29 年 11 月 1 日現在の前事業年度マージン率が 21.3%と公表されている。この数値を用いると、派遣労働者の手取りは 1 時間あたり 1,228 円(=1,560×(1-0.213))となる。

神奈川県最低賃金は平成 29 年 10 月 1 日以降 956 円、平成 30 年 10 月 1 日以降 983 円であるから、1,228 円は最低賃金をクリアしている。

ただし、最低賃金は上昇傾向にあり、マージン率についても年度や支店により変動すると推測される。そこで、市は委託先の最低賃金の順守状況について、委託先選定にあたってマージン率を確認する他、長期継続契約の期間中も適時に把握しておく必要がある。具体的には、次期の契約に際して最低賃金の順守状況を市への定期的な報告事項としてあらかじめ定めておくほか、現行契約についても市から委託先に確認を行うか、委託先ホームページで確認するといった方法が考えられる。

VII. 環境経済局

1. さがみはらグローバル展開事業業務委託(経済部産業政策課)

(1) 概要

① 事業内容

今後も経済成長が見込まれる東南アジア地域をはじめとした海外地域での販路開拓支援を行う「さがみはらグローバル展開事業」を、市の外郭団体である公益財団法人相模原市産業振興財団(以下「振興財団」という。)に委託して行うものである。

② 委託契約の概要

項目	内容
契約名	さがみはらグローバル展開事業業務委託
契約先	公益財団法人相模原市産業振興財団
平成30年度支出額	20,000千円
契約の締結方法	随意契約(1者随契)
契約形態 (契約期間)	総価契約 (平成30年4月5日から平成31年3月29日まで)
業務内容の分類	事務作業等委託料
予定価格	20,000千円
契約額	20,000千円
予定価格に対する契約額の比率	100%
入札参加者数	—
入札辞退者数	—
予定価格の積算方法	庁内積算による
1者随契の場合の理由	本事業を実施するためには、企業の国内・海外展開に必要な専門知識とスキルに加え、市内中小企業や、関連支援機関等との幅広いネットワークを有していることが必要不可欠である。振興財団は、これまでに国内外の展示会への相模原ブース共同出展事業や、企業が独自に出展する際の支援事業などに取り組んできており、展示会を活用した販路開拓支援についての実績・ノウハウを有している。また、本事業においてはタイにおける高度人材確保に向けた取組みを予定しており、こうした取組みの遂行には関係機関との幅広い連携が必要不可欠であるが、同財団はJETROやJICAなどの海外展開支援機関のみならず、泰日経済技術振興協会や泰日工業大学、バンコク日本人商工会議所など現地組織とのネットワークも有している。これらのノウハウやネットワークを保有する組織は他には存在しないことから、本委託事業の契約相手方として、同財団を選定するも

項目	内容
過年度の包括外部監査	のである。 平成 29 年度の包括外部監査において、振興財団が委託先となっている「ものづくり企業総合支援事業」について、次の指摘がなされている。
実施年度	平成 29 年度
結果・意見の有無	結果
結果・意見の概要	不適切な随意契約（指摘） 所管課が作成した業務仕様書や委託先である産業振興財団が作成した業務実績報告書からは、随意契約とせざるを得ないという専門性は認められず、また、ネットワークについては、業務実績報告書に記載そのものがないため判断のしようがない。 委託事業のなかの専門家派遣の業務についても相模原市の団体では、中小企業診断士、弁理士、デザイナー等が対応しているが、横浜市や川崎市の団体では、窓口相談ではあるが、法律、労務、総務、IT等の各専門家が対応している。経営課題の把握や経営課題解決といった目的に照らし合わせると、中小企業に対して提供するサービスに再考の余地があると考える。
措置等の概要	不適切な随意契約（指摘の措置） 随意契約の理由としてあげた「高い専門性」という文言からは、必要とする専門性の方向性が読み取りにくかったことを勘案し、平成29年度の契約からは「業種や事業段階に応じたきめ細かな支援が提供できる」ことや、「市内企業の展示会出展や国等の競争的資金の獲得に関する豊富な支援実績を有している」という専門性に関する記載を随意契約理由に明記するよう改めた。

③ 目標値による事業の効果の測定

本事業の効果測定するため、市では次表の3つの指標を用意している。

実績値については、振興財団が参加した企業に対してアンケート調査を実施して集計したものである。

指標1、3については達成している。指標2については未達成であった(次表)。

表 32 目標値による事業の効果の測定

項目	指標内容	目標値	平成30年度実績
指標1	グローバル展開による雇用創出数(人)	12	15
指標2	企業の海外取引に伴う海外売上増額(千円)	24,000	20,000
指標3	外国人研究者等高度人材招へい数(人)	12	13

第4 外部監査の結果及び意見

(2) 監査の結果

① 1者随契の理由について【結果】

本事業は平成 29 年度から開始しているが、市内中小企業を各種展示会での相模原ブース共同出展に参加させる事業は以前より行っており、以前から今回の委託先である振興財団に委託している。

本事業は 1 者随契によっており、その理由としては、振興財団が企業の国内・海外展開に必要な専門知識とスキルに加え、市内中小企業や、関連支援機関等との幅広いネットワークを有していること、これまでの実績、JETRO・JICA・現地組織とのネットワークも有しており、これらのノウハウやネットワークを保有する組織は他には存在しないためとしている。他には存在しないことを調査した結果報告書の提出を求めたが、調査結果をまとめた文書は残されていないとのことであり、他には存在しないことが明確となっていない状況であった。

このことについて、本事業のさがみはらグローバル展開事業業務委託仕様書(以下「仕様書」という。)及び業務実績報告書からは、振興財団のみが実施しうる内容であるとの専門性は認められず、1 者随契する理由として不十分であり、事務を改善する必要がある。また、理由の見直しにあわせて、契約金額の妥当性を確認する意味でも、本事業の委託先の選定においては入札もしくは公募を検討する必要がある。

② 仕様書の見直しについて【結果】

仕様書には、海外販路拡大によるグローバル展開支援事業、グローバル人材の育成事業、海外人材の活用促進事業について次のように記載されている。

さがみはらグローバル展開事業業務委託仕様書

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1. 海外販路拡大によるグローバル展開支援事業<ol style="list-style-type: none">(1) 東南アジアにおける展開(販路開拓・人材活用等)のため、現地の支援機関等と連携するための調査・研究を行う。(2) 高度な海外人材の活用に向けたセミナーを開催する。(3) 今後の市場拡大が見込める東南アジアで開催される製造業向けの見本市に、市内中小企業を取りまとめてさがみはらブースとして共同出展する。(4) 国内はもとより国際的にも市場が拡大し、取引実績につながりやすい成長産業(医療、電気電子機器など)を対象に国内で開催される専門見本市に、市内中小企業を取りまとめてさがみはらブースとして共同出展する。(5) 海外・国内の見本市への出展をより効果的なものとし、事後のフォローによって取引につなげるためのプレゼンス支援を行う。2. グローバル人材の育成事業
グローバル人材に必要な知識・ノウハウに関するセミナーを開催し、効果的な販路拡大を担える専門人材を育成する。3. 海外人材の活用促進事業
市内教育機関等との協力により、留学生などの外国人材と市内企業のマッチングを実施する。 |
|---|

仕様書への記載は上記のみであり、業務を管理するために通常記載されるはずの、業務計画書の作成と提出期限、成果物の要求項目と提出期限の記載はない。

なお、委託契約書第7条には、業務を完了したときは、遅滞なく業務実績報告書を提出しなければならないとする定めがある。

この点、成果物として、海外各所で行われた見本市での式次第、振興財団が作成した進行用資料、海外を含む協賛企業が作成したプレゼンテーション用資料、同行した企業担当者から回収したアンケート等が綴られた報告書(200ページほど)は平成31年3月29日付で提出されている。

業務委託仕様書には、業務管理のための業務計画書の作成・提出期限の記載や、業務実績報告書の提出形態等についての記載がない。このため、委託業務が市の期待するものとなるか否かが不確かな状況となっている。

委託した業務が適切な時期に適切に実施されるであろうことは、市と振興財団両者間で合意されていると考えられるが、そのことが業務委託仕様書では確認ができない。

また、仕様書は、市とは無関係の者に対する委託の場合には精緻な要求を記載していることに対して、本事業の業務委託仕様書の記載は不十分であり、事務を改善する必要がある。

また、本事業で予定していた金額は、予算要求の際に市が積算したものであり、この後に行われた予定価格の決定の際、同額の業者見積を市は徴取しているが、この見積書は、市が積算した金額を振興財団に通知し、その金額を所与として振興財団が作成したものである。このことから、市と振興財団の一体性が感じられる。市と振興財団とは別組織であり、契約によって定められた委託者と受託者であるという事実に沿った事務を行う必要がある。

(3) 監査の意見

① 再委託について【意見】

振興財団から提出された平成30年度の精算書の記載の中に、「委託費 5,727,771円」という再委託の項目があった。

再委託したものについては、振興財団自身が、振興財団内部では効率的な事業実施ができないとした部分であることから、市が直接発注するよう仕様を改めるか、少なくとも金額的合理性を確認するため、振興財団の再委託に関する契約事務が、市と同等のものであることを確認する必要がある。

表 33 精算書 (再委託部分のみ)

(単位:円)

項目	決算額	摘要
委託費	5,727,771	
海外展示ブース装飾	2,634,610	海外展示会ブース装飾費(3か国)
国内展示ブース装飾	3,093,161	国内展示会ブース装飾費(3展示会)

2. 無料職業紹介事業管理運営業務委託(経済部雇用政策課)

(1) 概要

① 事業内容

相模原市就職支援センター(以下「就職支援センター」という。)等で行う「無料職業紹介事業」を委託により実施するものである。

表 34 就職支援センターの概要

項目	内容
所在地	相模原市緑区橋本 6-2-1 シティ・プラザはしもと6階(イオン橋本店 6階)
利用時間	月～金曜日、第2・4土曜日(祝日、年末年始を除く)午前8時30分～午後5時
対象者	若年者(概ね39歳まで)、女性、生活保護受給者、生活困窮者及び母子家庭の母親等
出張職業紹介	日時:毎週火・木曜日(祝日、年末年始を除く)午前9時30分～午後4時 場所:南保健福祉センター1階「自立支援相談窓口」内(南区相模大野 6-22-1)

② 委託契約の概要

項目	内容
契約名	無料職業紹介事業管理運営業務委託
契約先	パーソルテンプスタッフ株式会社神奈川営業部
平成30年度支出額	34,517千円
契約の締結方法	随意契約(1者随契)
契約形態 (契約期間)	総価契約・総価単価契約 (平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)
業務内容の分類	事務作業等委託料
予定価格	35,093千円
契約額	35,093千円
予定価格に対する契約額の比率	100%
入札参加者数	—
入札辞退者数	—
予定価格の積算方法	プロポーザルによる
1者随契の場合の理由	本事業は「相模原市民間活力の活用に関する指針」に基づき、意欲と能力のある法人その他の団体から「企画提案」を募り、最優秀提案者と契約する公募プロポーザル方式を採用し、平成29年7月に事業者選定を行った。支障なく業務を行い、双方異議がない場合は、平成32年9月末(令和2年9月末)までは随意契約とする。

項目	内容
	パーソルテンプスタッフ株式会社神奈川営業部は、その選考委員会において選定されたため、契約相手方とするものである。 ※令和2年10月以降の事業者についても、プロポーザル方式で選定を行う予定。
過年度の包括外部監査	該当なし
実施年度	—
結果・意見の有無	—
結果・意見の概要	—
措置等の概要	—

(2) 監査の結果

① 総価単価契約における契約書の表記について【結果】

本事業に係る契約書には、契約金額の内訳が次のとおり記載されている。このうち求人開拓業務、求職者支援講座実施業務の2つの業務が総価単価契約である。

表 35 契約金額の内訳

項目	金額(円)
就職支援センター管理運営業務等	7,158,000
キャリアカウンセリング・職業紹介業務	12,672,000
求人開拓業務	10,752,000
求職者支援講座実施業務	311,040
受付案内業務	4,200,000
合計	35,093,040

市では委託先からの業務完了報告書と請求書に基づき、委託料を支出している。しかしながら、これら2つの業務について、契約書に記載された金額は契約の上限額のみであって、単価、予定数量の表記がなく、仕様書にも表記がない。

総価単価契約部分については、市は見積書の単価を用いて計算しているとのことである。この点に関し、契約事務の手引きには次のとおり記載されている。

契約事務の手引きより抜粋

6 契約書作成にあたっての主な注意事項 契約書を作成するにあたり、下記の事項等について <u>複数の職員で確認</u> してください。
(1)～(6) 省略
(7) 単価契約の場合 ・総価単価契約の場合、契約の上限額、単価、予定数量の表記はあるか。 ・契約書に記載する単価は、税込みか、税抜きか、記載されているか。
(8)～(11) 省略

第4 外部監査の結果及び意見

契約事務の手引きにしたがって、契約書には上限額のみではなく単価と予定数量を記載する必要がある。

② 再委託の承認について【結果】

本事業の契約書は、再委託について次のとおり定めている。

業務委託契約書より抜粋

(再委託の禁止)

第 17 条 受注者は、委託業務を自ら行うものとし、他の者にその処理を再委託してはならない。ただし、再委託の必要が生じた場合には、別途、発注者と協議するものとする。

委託先は、本事業に係る業務の一部を他の事業者へ再委託したいとして市に「個人情報の取扱いに係る再委託承認申請書」を平成 30 年 4 月 1 日付で提出し、市はこれを承認している。ただし、業務委託契約書第 17 条に定める協議に関する協議書類は作成されていない。

「個人情報の取扱いに係る再委託承認申請書」によると、再委託する業務の内容は求職者支援講座の実施となっている。再委託する理由としては、再委託先に「就職困難者に対する支援ノウハウが蓄積されており、講座の実施を委託することでノウハウが活用でき、市民サービス向上に繋がると考えられるため」ということである。しかしながら、委託先がプロポーザルの時点で再委託を前提としていたかどうかは市において不明とのことであり、市としてどのような必要性を認めて再委託を承認したのかが協議書類がないため不明となっている。プロポーザルにより選定した場合であっても、1 者随契による場合は、他の事業者では本事業を代替できないことが明らかになっていると思われる。

「個人情報の取扱いに係る再委託承認申請書」においては、再委託に係る金額が記載されておらず、再委託に関する契約書案も添付されていない。再委託の承認にあたっては金額を明らかにする必要があるとともに、再委託に関する契約書案を徴取するなどして再委託の内容を吟味し、委託先との協議についての記録を書面で残しておく必要がある。

さらに、委託先から提出された業務完了報告書(年報)には、求職者支援講座の一部が再委託により実施されたことについての記載がないため、再委託の実態があいまいとなっている。市は、再委託の実態について承認したとおりに実施されているかを確認する必要がある。

なお、求職者支援講座については、平成 30 年度においてあらためて再委託の必要性を検討した結果、令和元年度より再委託を行わず、委託先において直接運営するよう見直し済みであるとの説明を受けた。

(3) 監査の意見

特に記載すべき事項はない。

3. 公共用水域水質測定委託(環境共生部環境保全課)

(1) 概要

① 事業内容

水質汚濁防止法に基づき市が実施する公共用水域測定委託について、その内容を取りまとめるものである。

② 委託契約の概要

項目	内容
契約名	公共用水域水質測定委託
契約先	株式会社アクアパルス
平成30年度支出額	22,464千円
契約の締結方法	指名競争入札
契約形態 (契約期間)	総価契約 (平成30年4月5日から平成31年3月31日まで)
業務内容の分類	事務作業等委託料
予定価格	23,003千円
契約額	22,464千円
落札率	97.6%
入札参加者数	9者
入札辞退者数	—
予定価格の積算方法	3者から見積を徴取し、平均して算出
1者随契の場合の理由	—
過年度の包括外部監査	該当なし
実施年度	—
結果・意見の有無	—
結果・意見の概要	—
措置等の概要	—

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査の意見

① 指名業者の選定について【意見】

本事業は、水質汚濁防止法第16条の規定に基づき、神奈川県内の公共用水域の水質の測定について必要な事項を定める「平成30年度公共用水域水質測定計画」に基づき行われる水質測定業務の委託契約である。契約は指名競争入札の方法を採用しており、指名業者は、「環境測定委託に関するアンケート調査」の中から、一定の条件を満たす事業者としている。

第4 外部監査の結果及び意見

アンケートにより本事業を実施できる事業者を慎重に選んでおり、安全で良質な事業が確保されていると考えられるため最低制限価格は設定されていない。

一方、アンケートは平成 28 年度に実施されており、平成 30 年度の事業者の指名時には 2 年前のものとなるため、アンケート時の状況が契約時にも維持されているかが明確ではない。また、アンケートから契約までの間に新規参入の事業者があった場合には、その事業者は業務の実施可能性を備えていたとしても指名業者からは外れてしまう可能性もある。

事業者の指名についてアンケートを利用することは、法令で決められている業務を確実に実施するためには大きな効果を発揮する反面、現状ではタイムリーな情報を把握するには不十分な側面があることも否定できない。

事業者の指名にあたって継続的にアンケート調査を利用する場合には、電話によるヒアリングなど、アンケートのマイナス面を補完する対応の検討が望まれる。

4. 橋本駅北口ほか公衆トイレ清掃等業務委託(資源循環部清掃施設課)

(1) 概要

① 事業内容

8か所の駅前公衆トイレについて、床面や便器等の清掃や消耗品の補充を一日2回行う日常清掃業務と、外壁や屋上、照明器具や換気口等を1回清掃する定期清掃業務を委託で実施するものである。

② 委託契約の概要

項目	内容
契約名	橋本駅北口ほか公衆トイレ清掃等業務委託
契約先	株式会社鈴成ビルサービス
平成30年度支出額	20,034千円
契約の締結方法	指名競争入札
契約形態 (契約期間)	総価契約 (平成30年6月1日から平成31年3月31日まで)
業務内容の分類	施設等管理運営委託料
予定価格	20,196千円
契約額	20,034千円
落札率	99.1%
入札参加者数	8者
入札辞退者数	—
予定価格の積算方法	3者から見積を徴取し、最低額を採用
1者随契の場合の理由	—
過年度の包括外部監査	該当なし
実施年度	—
結果・意見の有無	—
結果・意見の概要	—
措置等の概要	—

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査の意見

① 複数年連続同一業者の落札について【意見】

本事業の平成30年度を含め過去5期間の入札等の状況は次のとおりである。

第4 外部監査の結果及び意見

表 36 入札等の状況 (単位:千円)

項目	平成 30 年度	平成 29 年度	平成 28 年度	平成 27 年度	平成 26 年度
入札参加者数	8 者	8 者	6 者	6 者	6 者
入札比較価格①	18,700	18,200	17,691	17,475	17,118
落札額②	18,550	18,200	17,650	17,450	16,900
落札率(①/②)	99. 2%	99. 9%	99. 7%	99. 8%	98. 7%
次点者の入札額③	19,320	19,234	18,520	18,194	17,490
差額④(③-②)	770	1,034	870	744	590
乖離率(④/①)	4. 1%	5. 6%	4. 9%	4. 2%	3. 4%

平成 26 年度から平成 30 年度において入札参加者は 6 者以上であり、参加者数が競争を行う上で不足している状況にはない。

落札率はいずれも 98%以上であり、かなり高いことがわかる。本事業において市は、予定価格を算定するにあたって 3 者から見積を徴取し、最も低い金額を予定価格としているため、落札率は高めになる傾向があると考えられる。

また、各年度において指名競争入札の手続等に特別な状況は発生していないが、結果的には、同一の事業者が 5 年連続で落札している。

ここで、この 5 年間の落札者と次点で受注できなかった事業者との差額及びその差額の予定価格に対する割合(乖離率)をみると、平成 26 年度が最も低く 590 千円(3. 4%)であり、平成 29 年度が最も高く 1,034 千円(5. 6%)であった。このことから、本事業においては、一度受注すると業務内容が把握でき、作業や業務管理の効率化が図られることがわかる。また、受注していない事業者とは、業務実施上や見積を計算する情報量も含め、差が生じ、その差は縮まりにくい傾向にあるといえる。

このような性質を持つ本事業においては、比較的長い期間で契約を締結し、受注事業者の企業努力により、業務の確実な実施と業務の更なる効率化が期待される。そのため、長期継続契約を視野に入れて委託先の選考方法を再考することが望ましい。

5. 電気計装設備更新委託(資源循環部南清掃工場)

(1) 概要

① 事業内容

本事業は、南清掃工場における電気計装設備の更新を行い、工場の機能保全を図るものである。更新対象となる設備の内容は次のとおりである。

- 中央制御システム(DCS)
- 高圧インバータ
- 各機器制御盤
- 公害監視用パソコン

② 委託契約の概要

項目	内容
契約名	電気計装設備更新委託
契約先	株式会社神鋼環境ソリューション 東京支社
平成30年度支出額	250,560千円
契約の締結方法	随意契約(1者随契)
契約形態 (契約期間)	総価契約 (平成30年4月9日から平成31年3月31日まで)
業務内容の分類	建設事業委託料
予定価格	250,560千円
契約額	250,560千円
予定価格に対する契約額の比率	100%
入札参加者数	—
入札辞退者数	—
予定価格の積算方法	業者見積による
1者随契の場合の理由	更新を行う当工場の制御システム、大型ファンの高圧インバータ盤、バグフィルタ制御盤及び公害監視システムは、株式会社神鋼環境ソリューションが相模原市専用に設計・施工している。当該業者以外では性能保証を満たす更新を行うことが出来ないものであるため、当該業者を契約の相手側とするものである。
過年度の包括外部監査	該当なし
実施年度	—
結果・意見の有無	—
結果・意見の概要	—
措置等の概要	—

第4 外部監査の結果及び意見

(2) 監査の結果

① 再々委託の状況把握について【結果】

本事業の委託先は株式会社神鋼環境ソリューションであるが、その業務の一部は次のとおり再委託されている。

表 37 再委託の内容

一部再委託業務内容	事業者名称	発注予定金額(税抜)
仕様書第1章 1 中央制御システム(DCS)更新	株式会社ケイディーエス	123,922 千円
仕様書第2章 1 高圧インバータ更新		
仕様書第3章 1 各機器制御盤更新	株式会社白川電機製作所	1,980 千円
仕様書第4章 1 公害監視用パソコン更新	大勝電工株式会社	3,291 千円
合計		129,193 千円

また、この再委託業務の一部は再々委託されている。再々委託の業務内容は次のとおりである。

表 38 再々委託の内容

一部再々委託業務内容		事業者名称
仕様書第1章	1 中央制御システム(DCS)更新	富士電機株式会社
仕様書第2章	1 高圧インバータ更新	
仕様書第4章	1 公害監視用パソコン更新	日本セック株式会社

ここで、市は再々委託の契約金額を把握できていない。これは、株式会社神鋼環境ソリューションから、再々委託業務は、「再委託事業者からの発注となり、当社の所掌外であること、再委託事業者から当社への報告義務も無いこと」を理由として、契約金額の提示がなかったためである。

一方、再委託先のうち、株式会社ケイディーエスと大勝電工株式会社は、それぞれ、再々委託先である富士電機株式会社と日本セック株式会社の販売代理店である。このように再委託先が販売代理店のようないわゆる仲介事業者である場合、当該販売代理店の果たしている役割や実際に関与した業務の内容によっては、販売代理店の利益分が本事業の契約金額に不合理な形で上乗せされている可能性がある。したがって、市は、再委託先と再々委託先の契約金額を把握し、販売代理店の果たしている役割や実際に関与した業務の内容を検討する必要がある。

なお、北清掃工場においても同様に、清掃工場運営の根幹に係る業務(ごみ焼却設備定期保守点検業務委託)が委託事業によって行われているが、再委託先より再々委託先への契約金額をヒアリングにより把握しており、再委託先が再々委託先と結んだ個々の契約金額等から判断する限りでは、再委託先の取り分と業務内容に著しい不合理があると思われる点は見受けられなかった。

(3) 監査の意見

① 契約金額の設計について【意見】

本事業の契約金額の内訳は次のとおりである。金額は全て税抜で記載している。

表 39 契約金額の内訳

大項目	金額	直接工事費に対する割合
1. 中央制御システム(DCS)	170,078 千円	
2. 高圧インバータ	10,009 千円	
3. 各機器制御盤	6,855 千円	
4. 公害監視用パソコン	5,385 千円	
直接工事費	192,328 千円	
共通仮設費	3,958 千円	2.1%
現場管理費	17,929 千円	9.3%
一般管理費	17,784 千円	9.2%
合計	232,000 千円	

(出典:平成 30 年度 電気計装設備更新委託設計書(参考))

上記のうち、たとえば、「1. 中央制御システム(DCS)」の労務費の項目は次のように記載されている。

表 40 契約金額(労務費)の内訳

大項目	中項目	小項目	数量	単位	単価	金額	備考
中央制御システム(DCS)	労務費	1) 既設ソフトバックアップ作業費	1	式		98,496 千円	対象となるアプリケーションの照合作業(エンジニアリングパソコンと OS-Server)
		2) 既設システムOS変更作業費(Windows-10 コンバート作業)	1	式			①更新内容・設定方針の検討 ②コンバート・設計範囲の検討 ③コンバート作業 ④画面解像度確認作業 ⑤画面定義作業 ⑥設計検証作業 ⑦機材レンタル費
		3) デバックマシンシステム構築作業費	1	式			①社内構築作業費 ②機材レンタル費
		4) 社内動作確認作業費	1	式			①ソフトロード作業 ②画面デザイン確認
		5) 現地交換作業費	1	式			・事前作業 ・更新作業 ・改造作業 ・動作確認作業 ・運転立会 ・提出図書作成
		小計					98,496 千円

第4 外部監査の結果及び意見

作業内容については、上記の内容でも概ね把握できる。しかしながら、本事業は、委託先となる事業者のみから見積書を徴している随意契約で行われている。委託費の積算は、この見積書について市で検討した上で決定されているが、大部分は事業者が提示した見積金額をベースにしており、事業者の言い値になっている可能性があると考えられる。

したがって、委託先となる事業者のみから見積書を徴している随意契約の場合、市としては、その契約金額の妥当性を説明する責務が入札による場合に比してはるかに大きいと考えなければならない。少なくとも労務費の項目については、より詳細な人工(所要日数×人員数)を記載する必要がある。また、当該年度終了後には日報などを確認し、見積と実際の所要日数との間で著しい差が生じていないことを確認する必要もある。

本事業のように契約金額が大きな事業の場合には、透明性の観点から市民の目線をより考慮した事務を行う必要がある。

6. 北清掃工場ごみ焼却設備定期保守点検業務委託(資源循環部北清掃工場)

(1) 概要

① 事業内容

北清掃工場のごみ焼却設備について、電気事業法、労働安全衛生法等に基づき、定期検査並びに自主検査を行うために必要な各種の点検・整備、各設備の保守点検・整備を行うものである。具体的な点検・整備の項目は次のとおりである。

<ul style="list-style-type: none"> ・ 燃焼ガス冷却設備及び付属設備の点検整備 ・ 燃焼設備の点検整備 ・ 排ガス処理設備の点検整備 ・ 余熱利用設備の点検整備 ・ 通風設備の点検整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 灰出設備の点検整備 ・ 電気設備の点検整備 ・ 計装設備の点検整備 ・ その他設備の点検整備
--	---

② 委託契約の概要

項目	内容
契約名	北清掃工場ごみ焼却設備定期保守点検業務委託
契約先	三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社
平成30年度支出額	208,656千円
契約の締結方法	随意契約(1者随契)
契約形態 (契約期間)	総価契約 (平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)
業務内容の分類	施設維持管理費
予定価格	208,656千円
契約額	208,656千円
予定価格に対する契約額の比率	100%
入札参加者数	—
入札辞退者数	—
予定価格の積算方法	業者見積による
1者随契の場合の理由	本設備は大型特注設備であり、各機器の詳細図面を有し当設備に精通している三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社以外では保守点検できないため。
過年度の包括外部監査	あり
実施年度	平成25年度
結果・意見の有無	意見あり
結果・意見の概要	事業者作成の見積書を設計書の代わりとしており、設計書を自ら作成することはしていない。委託先からの見積書だけでなく、自ら仕様書をもとに設計書を作成してみることで業務内容に関

第4 外部監査の結果及び意見

項目	内容
措置等の概要	する理解が深まり、人材の育成にもつながると期待される。 一部の項目が措置済

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査の意見

① 設計書の作成について【意見】

平成 25 年度における包括外部監査において、本事業に関して次のような意見が付されている。

《委託業務の技術やノウハウの蓄積について【意見】》

委託業務に関して市内部での技術やノウハウの蓄積は、業務の品質管理や代替性確保の面からも不可欠である。清掃工場を運営管理する技術やノウハウが空洞化しないように、日常的な取組から次のような点にも留意する必要がある。

たとえば、「ごみ焼却設備定期保守点検委託」など、多く委託契約では設計書の作成は行われていない。委託先からの見積書だけでなく、自ら仕様書をもとに設計書を作成することで業務内容に関する理解が深まり、人材の育成にもつながると期待される。

また、委託先と市との間で業務に関してやりとりされる実施計画や日報、月報等の記載をよりきめ細かくすることが考えられる。

現状では、日常的に委託先から報告を受けて情報の共有がされているとのことであるが、たとえば、「ごみ焼却設備日常保守管理業務委託」では月報にあまり詳細な記載はなく、計画と実績との比較、日報と月報の整合性なども十分とは言えない。計画や実績のやりとりと、必要に応じて確認や立会をすることによって、委託業務に係る技術やノウハウ等を収集し、それを記録して組織的に蓄積することが望ましい。

この点について、意見前半に記載されている北清掃工場では独自の設計書は現在も作成されていない。一方、上記の意見は単に委託先からの見積書を書き写すことを要求しているわけではなく、その提示された見積金額が仕様書とどのように関係し、金額決定がなされているか検討し、もって委託業務に係る技術やノウハウ等を組織的に蓄積することの重要性を訴えるものである。

特に、本事業については、委託先となる事業者のみから見積書を徴している随意契約であることは強調しておく必要がある。委託先の業務を管理していく上で、また事業者の言いなりにならず契約金額の妥当性をチェックできる能力を持つためにも、市として必要な知識の集積にはより意欲的に取組む必要がある。

北清掃工場においては、こういった見積金額の妥当性に係る検討を加えた上で予定価格を作成しているが、現状ではそれが目に見える形で保存されていないため、今後はその点を考慮した事務が必要である。

7. 一般ごみ等収集運搬業務委託(麻溝台環境事業所・橋本台環境事業所)

(1) 概要

① 事業内容

本事業は、麻溝台環境事業所と橋本台環境事業所がそれぞれ所管している一般ごみ等収集運搬業務の民間委託に係るものである。

麻溝台環境事業所と橋本台環境事業所は、それぞれが担当している収集地域を複数の地区に分割し、その一部を民間企業に委託している。今般の監査では、次の地域に係る委託事業を監査対象とした。

表 41 一般ごみ等収集運搬業務委託(麻溝台環境事業所所管:相模原市南区)

業務区域	収集日	
	一般ごみ	乾電池
・相南(夜間収集箇所は除く。) ・松が枝町(夜間収集箇所は除く。)	月曜日、木曜日	木曜日
・栄町 ・南台	火曜日、金曜日	金曜日
・上鶴間2丁目、3丁目、4丁目、5丁目、7丁目、8丁目	水曜日、土曜日	土曜日

表 42 一般ごみ等収集運搬業務委託(橋本台環境事業所所管:相模原市中央区)

業務区域	収集日	
	一般ごみ	乾電池
・淵野辺本町1丁目、2丁目 ・鹿沼台1丁目、2丁目	月曜日、木曜日	木曜日
・矢部3丁目、4丁目 ・富士見2丁目、3丁目、4丁目、5丁目 ・上溝7丁目、上溝(地番)	火曜日、金曜日	金曜日
・相生1丁目、2丁目、3丁目、4丁目 ・千代田1丁目、2丁目、3丁目、4丁目、5丁目、6丁目、7丁目	水曜日、土曜日	土曜日

② 委託契約の概要

項目	内容	
	麻溝台環境事業所所管	橋本台環境事業所所管
契約名	一般ごみ等収集運搬業務委託(麻溝台環境事業所所管B地区)	一般ごみ等収集運搬業務委託(淵野辺本町の一部、鹿沼台、富士見の一部、相生、矢部の一部、千代田、上溝の一部)
契約先	株式会社環境システムサービス神奈川支店	株式会社ローゼカンキョウ

第4 外部監査の結果及び意見

項目	内容	
	麻溝台環境事業所所管	橋本台環境事業所所管
平成 30 年度支出額	48,600 千円	38,880 千円
契約の締結方法	—	—
契約形態 (契約期間)	総価契約・長期継続契約 (平成 28 年 10 月 1 日から 令和元年 9 月 30 日まで)	総価契約・長期継続契約 (平成 28 年 10 月 1 日から 令和元年 9 月 30 日まで)
業務内容の分類	事務作業等委託料	事務作業等委託料
予定価格	4,452 千円	3,564 千円
契約額	4,050 千円	3,240 千円
落札率	91.0%	90.9%
入札参加者数	14 者	14 者
入札辞退者数	無効 1 者	1 者
予定価格の積算方法	庁内積算による	庁内積算による
1 者随契の場合の理由	—	—
過年度の包括外部監査	あり	
実施年度	平成 25 年度	
結果・意見の有無	意見あり	
結果・意見の概要	適切な新規職員の採用計画を前提としない目標設定には問題がある。現状では、「平成 32 年度までに民間委託を 50%まで進める」という目標は現実的でないと考えられる。民間委託を進める一方で、収集業務のノウハウを市自身も持ち続けようとするならば、若年層職員の新規採用計画を立て、かつ、ベテランの再任用等によるノウハウ伝授の機会の場を作るなど、合理的な計画を立てて対応を図っていく必要がある。	
措置等の概要	対応中	

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査の意見

① 委託化の目標達成と人員計画について【意見】

市は、「相模原市一般廃棄物処理基本計画」において、平成 32 年度(※当時。以下「令和 2 年度」とする。)までにゴミ収集の委託化を 50%まで進めるとしていた。そして、これについては、令和元年 10 月以降採用される民間委託エリアの改定により達成される見通しである。

表 43 新旧エリア別の民間委託の状況

区分	事業所	直営	民間委託	合計
新規の民間委託エリアによる収集量	麻溝台環境事業所	29,650トン	25,249トン	54,899トン
	橋本台環境事業所	27,850トン	26,724トン	54,574トン
	津久井クリーンセンター	—	13,608トン	13,608トン
	合計	57,500トン	65,581トン	123,081トン
	比率	46.7%	53.3%	100%
従前の民間委託エリアによる収集量	麻溝台環境事業所	42,010トン	12,889トン	54,899トン
	橋本台環境事業所	41,212トン	13,362トン	54,574トン
	津久井クリーンセンター	—	13,608トン	13,608トン
	合計	83,222トン	39,859トン	123,081トン
	比率	67.6%	32.4%	100%

※ 収集量の総量は、平成 28 年 10 月から平成 29 年 9 月までの 12 か月分を用いている。

※ 民間委託には夜間収集も含まれている。

上記のように、民間委託化 50%は、直営による収集地区と委託による収集地区の地区割を見直すことにより実現したものである。それによって、直営による収集地区は縮小されたため、一時的にはあるが人員や設備には余剰が発生すると考えられる。

表 44 車両の減台及び職員定数の減員

<p>○ 麻溝台環境事業所</p> <ul style="list-style-type: none"> 《車両》 $12,360 \text{トン} \div 2,000 \text{トン} \approx 6 \text{台}$ (※2,000トンは車両 1 台の年間収集量) よって、現在の 22 台から 6 台減台して、16 台にする。 《環境整備員定数》 $6 \text{台} \times 2 \text{名乗車} \times 1.3 \text{(指定休等率)} \approx 16 \text{名}$ よって、現在の 58 名から 16 名減員して、42 名にする。
<p>○ 橋本台環境事業所</p> <ul style="list-style-type: none"> 《車両》 $13,362 \text{トン} \div 2,000 \text{トン} \approx 6 \text{台}$ よって、現在の 21 台から 6 台減台して、15 台にする。 《環境整備員定数》 $6 \text{台} \times 2 \text{名乗車} \times 1.3 \text{(指定休等率)} \approx 16 \text{名}$ よって、現在の 55 名から 16 名減員して、39 名にする。

上記から、麻溝台環境事業所と橋本台環境事業所では、令和元年 9 月までに取組んでいた仕事量のうちそれぞれ 16 名分の仕事量が消滅することがわかる。市が令和 2 年度までにゴミ収集の委託化を 50%まで進めるとしたのは、環境整備員の年齢構成から逆算してこの時期に環境整備員の大量退職が見込まれることが背景にあると考えられる。そのため、このような仕事量と環境整備員数のミスマッチは一時的といえるのだが、短い期間でも仕事量に比して環境整備員の人数が多くなることは事実である。市においては、環境整備員が余剰である状況を看過せず、有意義な業務を与えるなど対策を講じる必要がある。因みに、現状では、令和元年 10 月の台風やそれに伴う豪雨による津久井地

第4 外部監査の結果及び意見

区の一部で発生した水害や土砂災害の復旧対応や災害ごみ対応に多くの環境整備員があたっている。

一方、現在の市全体(南清掃工場、北清掃工場、麻溝台環境事業所、橋本台環境事業所、相模台収集事務所及び津久井クリーンセンター)における環境整備員の年齢構成は次のようになっている。なお、令和元年度における定員は 177 名であるため、現状は 9 名不足している。新規の民間委託エリアに移行後は 145 名が定員となる。

表 45 環境整備員の年齢構成(令和元年度)

年齢	定年退職年月日	人数
62(再任用)	平成 30 年 3 月末日	8
61(再任用)	平成 31 年 3 月末日	5
60	令和 2 年 3 月末日	13
59	令和 3 年 3 月末日	16
58	令和 4 年 3 月末日	5
57	令和 5 年 3 月末日	12
56	令和 6 年 3 月末日	14
51～55	—	47
46～50	—	28
41～45	—	6
36～40	—	8
31～35	—	6
合計		168
うち再任用		13

(出典:市提出資料から監査人作成)

令和元年度における環境整備員の年齢構成から、委託化 50%を達成することは一時的な余剰人員を生むが、その後は一転、人員不足が急激に進むことが予測できる。

60 歳を超えた再任用職員によって環境整備員の人数不足を補うことも考えられるが、これを含めても令和 3 年頃には人員不足に陥る可能性がある。加えて、再任用職員はどうしても高齢であるため、重労働の環境整備員の職務が若手と比べてどの程度務まるのか不透明な点もある。

市は、一般ごみ等収集運搬業務についてその業務量の 50%を委託するという方針を打ち立てている。これは、「効率化を追求すること」と「市がノウハウを保持し続けること」という 2 つの目標を掲げていることを意味する。この 2 つの目標を達成させることは組織として業務を担っていく体制や戦略なくしては成り立たないものであり、より長期的な計画を立てて対応する必要がある。

Ⅷ. 都市建設局

1. 都市計画基本図作成業務委託(まちづくり計画部都市計画課)

(1) 概要

① 事業内容

市の都市計画基本図を、平成 29 年度に実施した空中写真測量の成果を用いて修正を行うことを目的とする事業である。

都市計画基本図の修正業務は、概ね 5 年を周期とし、2 か年かけて作業を行っている。前回は平成 25 年に旧相模原地域を、平成 26 年度に津久井地域を主な対象として実施した。空中写真測量については、資産税課が毎年実施しており、本事業はその成果の提供を受けて実施している。

都市計画基本図は、都市計画の決定及び変更を行う際の都市計画図書(都市計画法第 14 条第 1 項に規定する総括図及び計画図)の基図となるものである。

都市計画図書を根拠として、土地の合理的な利用のため私権を制限するとともに、土地に関し権利を有するものが、自己の権利に係る土地が市街化区域または市街化調整区域のいずれかに含まれるかどうか等を容易に判断できるものでなければならぬため、正確な都市計画基本図が必要となる。

② 委託契約の概要

項目	内容
契約名	都市計画基本図作成業務委託
契約先	株式会社パスコ横浜支店
平成 30 年度支出額	22,323 千円
契約の締結方法	指名競争入札
契約形態 (契約期間)	総価契約 (平成 30 年 6 月 20 日から平成 30 年 12 月 12 日まで)
業務内容の分類	事務作業等委託料
予定価格	43,837 千円
契約額	22,323 千円
落札率	50.9%
入札参加者数	9 者
入札辞退者数	—
予定価格の積算方法	庁内積算による
1 者随契の場合の理由	—
過年度の包括外部監査	該当なし
実施年度	—
結果・意見の有無	—
結果・意見の概要	—
措置等の概要	—

第4 外部監査の結果及び意見

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査の意見

① 労働者災害補償保険の加入状況の確認について【意見】

本事業の測量業務共通仕様書(以下「仕様書」という。)の第 37 条では、受託者は、「雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。」と定めている。そして、この実効性を担保すべく、入札に参加するための競争入札参加資格の認定申請に際し、社会保険(健康保険・厚生年金保険・雇用保険)の加入状況を確認している。しかしながら、労働者災害補償保険(以下「労災」という。)の加入状況を確認する仕組みがなく、市は労災の加入状況は確認していない。

市が使用している神奈川県電子入札共通システム(神奈川県が開発し、市が一部調整したもの。)では、入札をしようとする者に対して、これらの加入状況を示す文書を提出させることとしており、提出された文書は契約課において確認されることとなる。しかしながら、労働者災害補償保険の加入状況を示す文書は、システム上、要求文書とされていない。よって、神奈川県電子入札共通システムでは労災の加入状況の確認は行っていない。また、市は、本事業を受注した事業者に対して、労災の加入状況の個別確認も実施していない。

労災は、労働者災害補償保険法第 3 条第 1 項により労働者を使用する事業はすべて対象となる。測量業務共通仕様書の第 37 条で労働者災害補償保険の加入を求める記載は国土交通省が提供している仕様書例示を踏襲したものであり、仕様書としては標準的な記載であると考えられる。また、労働者の保護の観点からは事業者の労災の加入状況の確認は重要な事項と考える。

労働保険(労災と雇用保険を総称)の加入状況については、厚生労働省の「労働保険適用事業場検索」で調べることが可能である。これを用いて市が事業者の労災の加入状況を調査することも一つの方法である。あるいは、市が使用している神奈川県電子入札共通システムの要求文書を見直すか、事業者に追加の文書提出を求めるなどの対応も考えられる。

いずれにしても市においては、事業者の労災の加入状況を確認する仕組みを構築する必要がある。

2. 平成30年度東京都市圏総合都市交通体系調査業務委託(まちづくり計画部交通政策課)

(1) 概要

① 事業内容

東京都市圏総合交通体系調査(パーソントリップ調査)は、東京都市圏内(東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県及び茨城県南部)における交通手段の利用状況を把握し、各種計画の基礎となるデータを取得するために実施している調査である。

平成30年度は第6回パーソントリップ調査の本体調査を実施しており、市は、市内居住者のうち無作為に抽出した約12,000世帯に対し実態調査を実施している。

② 委託契約の概要

項目	内容
契約名	平成30年度東京都市圏総合都市交通体系調査業務委託
契約先	株式会社近代設計横浜営業所
平成30年度支出額	19,935千円
契約の締結方法	指名競争入札
契約形態 (契約期間)	総価契約 (平成30年6月29日から平成31年3月26日まで)
業務内容の分類	施策事業委託料(その他)
予定価格	21,448千円
契約額	16,200千円 (平成31年2月8日付け契約変更により19,935千円)
落札率	75.5%
入札参加者数	4者
入札辞退者数	—
予定価格の積算方法	3者から見積を徴取し、最低額を採用
1者随契の場合の理由	—
過年度の包括外部監査	該当なし
実施年度	—
結果・意見の有無	—
結果・意見の概要	—
措置等の概要	—

(2) 監査の結果

① 再委託の理由等について【結果】

本事業のうち、「調査対象者からの問合せ対応の為のサポートセンターの設置」業務は別業者に再委託されており、平成30年8月23日に再委託の承認が行われている。

第4 外部監査の結果及び意見

契約書に含まれている個人情報の取扱いに関する特記事項第7条では、再委託するにあたっては次の項目を明確にし、書面により再委託の承諾を得なければならないと規定されている。

- 1)再委託先の名称
- 2)再委託する理由
- 3)再委託して処理する内容
- 4)再委託先において取り扱う情報
- 5)再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法

本事業の「個人情報の取扱いに係る再委託承認申請書」には、②再委託する理由について「調査対象者からの問合せ対応の為」と記載されている。しかしながら、同記載はサポートセンターを設置する理由であり、サポートセンターの設置を本来実施すべき受託会社以外に再委託する理由ではない。また、⑤については、空欄であり記載が行われてなく、後日別紙書類の提出を受けたものの、決裁書類には添付されていなかった。

再委託の承認にあたっては、承認申請書を形式的に提出させるだけでなく、記載内容が規則に照らして妥当であることを確認する必要がある。

(3)監査の意見

特に記載すべき事項はない。

3. 指定地域自転車等放置防止監視業務委託(まちづくり事業部都市整備課)

(1) 概要

① 事業内容

駅周辺等の公共の場所に放置されている自転車及び原動機付自転車(以下「自転車等」という。)により、歩行者および自動車の通行の妨げとなっている場所での自転車等の放置を防止するための放置防止監視業務及びその他必要な業務(以下「監視業務」という。)を行うことを目的とする事業である。

市は、相模原市自転車等の放置防止に関する条例に基づき、自転車等放置禁止区域の指定や、放置自転車等の撤去等を行っているところである。本事業は、これに付随する業務として、放置を防止するために、放置しようとする自転車等利用者に対して、自転車等放置禁止区域であることを説明して放置防止及び自転車駐車場の利用を指導すること、市が作成した放置防止に関するチラシや自転車駐車場案内図等を配布すること等を行う業務である。自転車等放置禁止区域に指定された市内主要駅周辺で業務を行うこととなる。

② 委託契約の概要

項目	内容
契約名	指定地域自転車等放置防止監視業務委託
契約先	神奈川中央警備保障株式会社
平成30年度支出額	62,921千円
契約の締結方法	指名競争入札
契約形態 (契約期間)	総価契約 (平成30年5月1日から平成31年3月31日まで)
業務内容の分類	事務作業等委託料
予定価格	62,921千円(※)
契約額	62,921千円(※)
落札率	100%
入札参加者数	5者
入札辞退者数	1者
予定価格の積算方法	業者見積による
1者随契の場合の理由	—
過年度の包括外部監査	該当なし
実施年度	—
結果・意見の有無	—
結果・意見の概要	—
措置等の概要	—

※ 予定価格と契約価格が同一であるのは、予定価格を2者の事業者から見積を徴取し、安価なものを予定価格として採用し、指名入札を実施したところ、入札参加者数5者による入札の結果、落札者が当該見積書の提出者であったことによる。なお、入札は毎年行われている。

第4 外部監査の結果及び意見

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査の意見

① 事業内容の見直しについて【意見】

本事業は、相模原市自転車等の放置防止に関する条例に基づき行っている業務であるが、公設・民設の駐輪場の整備が進んだことや、市民の駐輪に対する認識の浸透が進んだこと等から、平成 16 年度をピークに市内の放置自転車等は減少している。

放置自転車等が減少傾向にあることもあり、放置しようとする自転車等利用者に対して指導していく本事業は、所期の目的を達成しつつあると考えられる。

現在の業務は、勤務時間は 7 時から 20 時(休憩時間 1 時間)までである。

勤務日は、月別・駅別にそれぞれ定められているが、たとえば平成 31 年 2 月の淵野辺駅、小田急相模原駅、東林間駅では、毎日行うこととされている(28 日間)。

配置人数は、月別・駅別にそれぞれ定められているが、たとえば平成 31 年 2 月の淵野辺駅は 2 人、小田急相模原駅は 3 人、東林間駅は 1 人とされている。最も多いのは相模大野駅の 4 人である(25 日間)。

より効率的な運用を図るため業務仕様書で定める配置地域や時間帯を見直すことが望ましい。

表 46 放置自転車等の撤去実績

(単位:台)

年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
台数	4,911	4,805	4,521	2,722	2,416	1,971	1,233	1,017
年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	
台数	991	880	751	468	477	413	332	

4. JR橋本駅前ほか2昇降施設等保守点検業務委託(道路部緑土木事務所)

(1)概要

① 事業内容

本事業は、昇降施設の性能及び機能を長期間円滑に発揮させるために、次の保守点検業務を行うものである。

表 47 事業内容

1)橋本駅前昇降施設保守点検業務
<ul style="list-style-type: none"> ・保守点検場所：北口ペDESTリアンデッキ、橋本小山歩道橋、南口自由通路 ・昇降機保守点検業務 ・映像監視システム保守点検業務 ・エレベーター機械室内空調機保守点検業務 ・グリストラップ等清掃
2)小山公園前跨線橋昇降施設保守点検業務
<ul style="list-style-type: none"> ・保守点検場所：小山公園前跨線橋 ・昇降機保守点検業務 ・映像監視システム保守点検業務
3)相原元橋本立体昇降施設保守点検業務
<ul style="list-style-type: none"> ・保守点検場所：相原元橋本立体 ・昇降機保守点検業務 ・映像監視システム保守点検業務

② 委託契約の概要

項目	内容
契約名	JR 橋本駅前ほか 2 昇降施設等保守点検業務委託
契約先	三菱電機ビルテクノサービス株式会社横浜支社さがみ支店
平成 30 年度支出額	23,685 千円
契約の締結方法	随意契約(1 者随契)
契約形態 (契約期間)	総価契約 (平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで)
業務内容の分類	施設等管理運営委託料
予定価格	23,685 千円
契約額	23,685 千円
予定価格に対する契約額の比率	100%
入札参加者数	—
入札辞退者数	—
予定価格の積算方法	業者見積による
1 者随契の場合の理由	駅や跨線橋に設置されているエレベーター及びエスカレーター等の昇降機は、駅利用者を含む市民の快適な生活に

第4 外部監査の結果及び意見

項目	内容
	不可欠な設備である。 当該設備の健全な状態を維持するには、フルメンテナンスによる保守契約が必要不可欠であり、その契約を締結できる契約の相手方は当該設備の製造メーカーの管理部門である当該相手方のみであるため、当該相手方と契約する以外にない。
過年度の包括外部監査	該当なし
実施年度	—
結果・意見の有無	—
結果・意見の概要	—
措置等の概要	—

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査の意見

① 正式な仕様書の管理について【意見】

本事業の簿冊を閲覧したところ、「業務委託仕様書(案)」が綴られていたが、決裁後の正式な「業務委託仕様書」が保管されていなかった。

仕様書には、業務の内容等が詳細に記載されており、業務の実施にあたり順守すべき重要な書類である。正式な仕様書を明確にし、適切に保管しておく必要がある。

② 業務報告書の日付記入の徹底について【意見】

受注者は、毎月の業務を完了したときは契約書に規定する期日までに、市に業務報告書を提出しなければならない(仕様書第 12 条)。各種点検報告書を閲覧したところ、漏れなく提出されていたが、報告日が記載されていないものが散見された。

何月分の業務報告書であるかを明確にするためにも、報告日は重要であり、日付記入を徹底する必要がある。

③ ライフサイクルコストを考慮した調達方法の検討について【意見】

当該委託契約は、当該昇降施設のメーカー系の三菱電機ビルテクノサービス株式会社横浜支社さがみ支店との 1 者随契によっている。このような設備に係る保守委託契約は、当該設備の設置業者(メーカー)が受注することが多いが、契約金額については、契約事業者側が主導的立場で決定されるケースが多く、市としては契約金額の妥当性を検証する術が限られているのが実情である。つまり、一度設備を設置してしまうと、当該設備の設置業者と 1 者随契にて保守委託契約を交わすことがほぼ確定してしまい、そうなるからでは、事業の経済性を考える余地が減ってしまう。

そこで、少しでも経費を節減するために、設備の保守委託契約については、最初の調

達時において、将来の保守費用を含めたライフサイクルコストを考慮した調達となるよう、複数年度にわたる期間を前提とした契約を行うことが望ましい。

当該昇降施設の設置に関しては設置担当部署にて契約が行われており、その後の保守委託は緑土木事務所にて契約が行われている。そのため、保守委託を契約する段階においては、委託先事業者が事実上決定してしまっており、事業の経済性を考える余地が減っている状況にある。

当該設備の調達を行う際に、保守点検業務等を含めた複数年度契約を行うことはできないか、保守点検業務等も評価する総合評価方式による一般競争入札に改めることができないか等を検討することが望ましい。

④ 予定価格の妥当性の検証について【意見】

当該委託契約は業者見積により予定価格を設計している。見積書は項目ごとに数量、単位、単価、金額が示されている。次表は、見積書をもとに1機あたり単価を計算し、抜粋したものである。

表 48 1機あたり単価

項目		単価(円)
屋外用エスカレーター(三菱メンテナンス契約)		
橋本駅前	A1号機～A4号機	194,700
	A5号機～A6号機	188,400
	B1号機	103,700
機械室レスロープ式エレベーター(エレファーストi契約)		
橋本駅前	No.5号機	46,200
小山公園前跨線橋	No.1・2号機	46,450
相原元橋本立体	1.2号機	57,800
映像監視システム設備保守		
橋本駅前	1式	671,800
小山公園前跨線橋	1式	140,000
相原元橋本立体	1式	140,000

このように、同じ項目でも昇降施設によって単価が異なっている。たとえば、屋外用エスカレーター(三菱メンテナンス契約)では、A1号機とB1号機とでは、単価差が91,000円あるが、この単価差が妥当であるか否か不明である。

映像監視システム設備保守についても、橋本駅前の1式671,800円と小山公園前跨線橋及び相原元橋本立体の1式140,000円では金額差が531,800円となっているが、その差が妥当であるか否か根拠が明確になっていない。

同じ項目における単価差も含め、各項目の単価の妥当性を検証し、その根拠を明らかにしておく必要がある。

第4 外部監査の結果及び意見

⑤ 予定価格の妥当性の横断的な検証について【意見】

昇降施設等保守点検業務委託については、市ホームページに公表されている公表調書(平成 30 年度)によると、本庁舎エレベーターやこどもセンター、産業会館など 20 件超の契約が締結されている。いずれの契約も、設置した昇降施設のメーカー系の事業者との 1 者随契によっている。

「④ 予定価格の妥当性の検証について【意見】」で述べたとおり、1 本の契約内でも昇降施設や設置場所によって単価が異なっている状況であったことから、契約が異なるケースでは様々な単価が設定されていることが推察される。

ここで、当該契約「4. JR橋本駅前ほか2昇降施設等保守点検業務委託」と次で述べる契約「5. 相模原駅前ほか昇降施設等保守点検業務委託」の見積書をもとに各単価を計算したところ、次のとおりとなった。

表 49 単価比較

項目		単価(円)	
屋外用エスカレーター(三菱メンテナンス契約)			
4	橋本駅前	A1 号機～A4 号機	194,700
		A5 号機～A6 号機	188,400
		B1 号機	103,700
5	相模原駅前	A1・B1 号機	112,500
	矢部駅南北自由通路	A1 号機	105,600
		A2 号機	103,100
	淵野辺駅北口	A1・A2 号機	103,650
南橋本駅東西自由通路	A1・A2 号機	111,250	
油圧式エレベーター(三菱ニュースーパーメンテナンス契約)			
4	橋本駅前	No.1～3 号機	44,100
5	相模原駅前	No.1～4 号機	44,720
		No.5 号機	44,720
	上溝駅前歩道橋	No.1 号機	49,100
		No.2 号機	45,900
機械室レスロープ式エレベーター(エレファースト i 契約)			
4	橋本駅前	No.5 号機	46,200
	小山公園前跨線橋	No.1・2 号機	46,450
	相原元橋本立体	1.2 号機	57,800
5	矢部駅南北自由通路	No.1 号機、No.2 号機	47,500
	淵野辺跨線橋	No.1 号機	46,400
	淵野辺駅北口	No.2 号機	44,400
	南橋本駅東西自由通路	No.1・2 号機	44,400
	橋本小山ふれあい立体	No.1・2 号機	44,400

第4 外部監査の結果及び意見

項目		単価(円)	
映像監視システム設備保守			
4	橋本駅前	1 式	671,800
	小山公園前跨線橋	1 式	140,000
	相原元橋本立体	1 式	140,000
5	相模原駅前	1 式	500,000
	矢部駅南北自由通路	1 式	260,000
	矢部駅地下通路	1 式	102,000
	淵野辺跨線橋	1 式	140,000
	淵野辺駅北口	1 式	150,000
	南橋本駅東西自由通路	1 式	260,000
	上溝駅前歩道橋	1 式	140,000
	南昇降施設管理センター	1 式	600,000
	橋本小山ふれあい立体	1 式	140,000
	空調機保守エレベーター機械室内		
4	橋本駅前	1 台あたり	19,000
5	相模原駅前	1 台あたり	20,200
	上溝駅前歩道橋	1 台あたり	18,900
昇降機用グリストラップ汚泥処理及び清掃			
4	橋本駅前	1 か所あたり	89,200
5	相模原駅前	1 か所あたり	69,000
	淵野辺駅北口	1 か所あたり	189,000

このように、2つの契約を比較してみると、1本の契約内で見ると単価差がさらに広がっている。たとえば、屋外用エスカレーター（三菱メンテナンス契約）では、橋本駅前のA1号機と矢部駅南北自由通路のA2号機の単価差は91,600円となり、油圧式エレベーター（三菱ニュースーパーメンテナンス契約）では、橋本駅前のNo.1号機と上溝駅前歩道橋のNo.1号機の単価差は5,000円となるなど、1本の契約内で見ると単価差が広がっている。

予定価格の妥当性については、同一契約内での検証にとどまらず、同種契約については、契約間においても比較するなど、横断的な検証を行う必要がある。

5. 相模原駅前ほか昇降施設等保守点検業務委託(道路部中央土木事務所)

(1) 概要

① 事業内容

本事業は、昇降施設の性能及び機能を長期間円滑に発揮させるために、次の保守点検業務を行うものである。

表 50 事業内容

1)相模原駅前昇降施設保守点検業務 ・保守点検場所:南口ペDESTリアンデッキ、北側通路 ・昇降機保守点検業務 ・映像監視システム設備保守点検業務 ・エレベーター側設置消防設備保守点検業務 ・エレベーター機械室内空調機保守点検業務 ・監視サービス業務 ・昇降機用グリストラップ保守業務	6)橋本小山ふれあい 立体昇降施設保守点検業務 ・保守点検場所 : 橋本小山ふれあい 立体 ・昇降機保守点検業務 ・映像監視システム設備保守点検業務
2)矢部駅南北自由通路昇降施設保守点検業務 ・保守点検場所 : 南北自由通路 ・昇降機保守点検業務 ・映像監視システム設備保守点検業務	7)南橋本駅東西自由通路昇降施設保守点検業務 ・保守点検場所 : 東西自由通路 ・昇降機保守点検業務 ・映像監視システム設備保守点検業務
3)矢部駅地下通路監視装置保守点検業務 ・保守点検場所 : 地下通路 ・映像監視システム設備保守点検業務	8)上溝駅前歩道橋昇降施設保守点検業務 ・保守点検場所 : 上溝駅前歩道橋 ・昇降機保守点検業務 ・映像監視システム設備保守点検業務 ・エレベーター機械室内空調機保守点検業務
4)淵野辺跨線橋昇降施設保守点検業務 ・保守点検場所 : 淵野辺跨線橋 ・昇降機保守点検業務 ・映像監視システム設備保守点検業務	9)南昇降施設管理センター設備保守点検業務 ・保守点検場所 : 南昇降施設管理センター ・映像監視システム設備保守点検業務 ・南昇降施設管理センター内空調機保守点検業務
5)淵野辺駅北口昇降施設保守点検業務 ・保守点検場所 : 北口ペDESTリアンデッキ ・昇降機保守点検業務 ・映像監視システム設備保守点検業務 ・グリストラップ保守業務	

② 委託契約の概要

項目	内容
契約名	相模原駅前ほか昇降施設等保守点検業務委託
契約先	三菱電機ビルテクノサービス株式会社横浜支社さがみ支店
平成 30 年度支出額	25,612 千円

項目	内容
契約の締結方法	随意契約(1者随契)
契約形態 (契約期間)	総価契約 (平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)
業務内容の分類	施設等管理運営委託料
予定価格	25,612千円
契約額	25,612千円
予定価格に対する契約額の比率	100%
入札参加者数	—
入札辞退者数	—
予定価格の積算方法	業者見積による
1者随契の場合の理由	駅や跨線橋に設置されているエレベーター及びエスカレーター等の昇降機は、駅利用者を含む市民の快適な生活に不可欠な設備である。 当該設備を健全な状態を維持し、かつ、安価に点検・修繕するには、フルメンテナンスによる保守契約が必要不可欠であり、その契約を締結できる契約の相手方は当該設備の製造メーカーである当該相手方のみであるため、当該相手方と契約する以外にない。
過年度の包括外部監査	該当なし
実施年度	—
結果・意見の有無	—
結果・意見の概要	—
措置等の概要	—

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査の意見

① 再々委託への対応について【意見】

本事業のうち、エスカレーターグリストラップ保守業務、ピット清掃、消防設備点検及び火災警備は再委託されている。再委託にあたっては、再委託承諾申請書が提出され、市は再委託を承諾している。

このうち、消防設備点検は、株式会社菱サ・ビルウェア横浜支店に再委託されている。しかしながら、実際の消防設備点検は、株式会社防災サービスが行っていた。再委託先の記載が誤っているのか、再々委託されているのか、市で把握されていなかったため、事業者に問合わせてもらったところ、再々委託であることが判明した。

再々委託についても業務実施前に市の承認を得る必要性は再委託と同じである。この点、契約事務の手引きのQ&Aに次のように記載されている。

第4 外部監査の結果及び意見

Q&A に従い、再々委託についても、必要事項を記載した書面の提出を求める必要がある。

<契約の履行関係>

Q21	業務委託契約において、受注者から業務の一部を委託された再委託先が、さらに第三者にその業務の一部を委託する場合、市(発注者)の承認は必要か。
A21	業務委託の性質上、再々委託は原則として認めません。ただし、真にやむを得ない事情により再々委託の必要があると認められる場合は、市(発注者)の承認は不要ですが、再々委託を行う必要性や業務の範囲、金額及び再々委託先の名称・住所を記載した書面を受注者から提出させ、委託契約に係る履行体制の把握に努めてください。

② 業務報告書の日付記入の徹底について【意見】

「4. JR橋本駅前ほか2昇降施設等保守点検業務委託」と同様である。

③ ライフサイクルコストを考慮した調達方法の検討について【意見】

「4. JR橋本駅前ほか2昇降施設等保守点検業務委託」と同様である。

④ 予定価格の妥当性の検証について【意見】

当該委託契約は、業者見積により予定価格を設計している。見積書は、項目ごとに数量、単位、単価、金額が示されている。次表は、見積書をもとに1機あたり単価を計算し、抜粋したものである。

表 51 単価試算

項目		単価(円)
屋外用エスカレーター(三菱メンテナンス契約)		
相模原駅前	A1・B1 号機	112,500
	矢部駅南北自由通路	105,600
矢部駅南北自由通路	A1 号機	103,100
	A2 号機	103,650
淵野辺駅北口	A1・A2 号機	111,250
南橋本駅東西自由通路	A1・A2 号機	
油圧式エレベーター(三菱ニュースーパーメンテナンス契約)		
相模原駅前	No.1~4 号機	44,720
	No.5 号機	44,720
上溝駅前歩道橋	No.1 号機	49,100
	No.2 号機	45,900
機械室レスロープ式エレベーター(エレファーストi 契約)		
矢部駅南北自由通路	No.1 号機、No.2 号機	47,500
淵野辺跨線橋	No.1 号機	46,400
淵野辺駅北口	No.2 号機	44,400

第4 外部監査の結果及び意見

項目		単価(円)
南橋本駅東西自由通路	No.1・2号機	44,400
橋本小山ふれあい立体	No.1・2号機	44,400
映像監視システム設備保守		
相模原駅前	1式	500,000
矢部駅南北自由通路	1式	260,000
矢部駅地下通路	1式	102,000
淵野辺跨線橋	1式	140,000
淵野辺駅北口	1式	150,000
南橋本駅東西自由通路	1式	260,000
上溝駅前歩道橋	1式	140,000
南昇降施設管理センター	1式	600,000
橋本小山ふれあい立体	1式	140,000
空調機保守エレベーター機械室内		
相模原駅前	1台あたり	20,200
上溝駅前歩道橋	1台あたり	18,900
昇降機用グリストラップ汚泥処理及び清掃		
相模原駅前	1か所あたり	69,000
淵野辺駅北口	1か所あたり	189,000

このように、同じ項目でも昇降施設や設置場所によって単価が異なっている。たとえば、油圧式エレベーター(三菱ニュースーパーメンテナンス契約)では、上溝駅前歩道橋のNo.1号機とNo.2号機とでは、単価差が3,200円あるが、この単価差の要因が不明である。映像監視システム設備保守についても、相模原駅前の1式500,000円と矢部駅地下通路の1式102,000円では金額差が398,000円と大きくなっているが、その差が妥当であるか否か根拠が明確になっていない。昇降機用グリストラップ汚泥処理及び清掃においても、相模原駅前と淵野辺駅北口で1か所あたり単価差が120,000円あるが、その差が妥当であるか否か根拠が明確になっていない。

同じ項目における単価差の妥当性も含め、各項目の単価の妥当性を検証し、その根拠を明らかにしておく必要がある。

⑤ 予定価格の妥当性の横断的な検証について【意見】

「4. JR橋本駅前ほか2昇降施設等保守点検業務委託」と同様である。

6. 相模大野駅前ほか映像監視・巡回等業務委託(その2)(道路部南土木事務所)

(1) 概要

① 事業内容

相模大野駅前ほか市内主要駅に設置されている市施設(道路関連)の映像監視・巡回等を行うことを目的とする事業である。南土木事務所のほか中央土木事務所、緑土木事務所、都市整備課が関係している契約であるが、委託する業務量が一番多い南土木事務所が代表して契約している。

② 委託契約の概要

項目	内容
契約名	相模大野駅前ほか映像監視・巡回等業務委託(その2)
契約先	相模トライアム株式会社
平成30年度支出額	36,464千円(※)
契約の締結方法	指名競争入札
契約形態 (契約期間)	総価契約 (平成30年5月1日から平成31年3月31日まで)
業務内容の分類	施設等管理運営委託料
予定価格	45,103千円
契約額	45,103千円(※)
落札率	100%
入札参加者数	10者
入札辞退者数	—
予定価格の積算方法	業者見積による
1者随契の場合の理由	—
過年度の包括外部監査	該当なし
実施年度	—
結果・意見の有無	—
結果・意見の概要	—
措置等の概要	—

※ 支払はそれぞれ関係する部署から行っていることから、契約額 45,103 千円と支出額 36,464 千円(南土木事務所支払分のみ。)との間で、差額が生じている。

※ 受託者である相模トライアム株式会社の業務の実施状況等の管理もそれぞれの部署でそれぞれが委託した範囲で行っている。

③ 映像監視・巡回業務の対象

映像監視業務については、市内主要駅周辺(跨線橋・歩道橋等含む。)の昇降機(エレベーター・エスカレーター)について、監視カメラにより映像監視を行う。映像監視を行うための部屋は相模大野駅周辺に市の施設として設置されており、ここには市内主要駅

周辺の昇降機の状況を映像監視できるよう、情報集約がされている。

巡回業務については、相模大野駅のみを対象に、駅周辺のデッキ自由通路の巡回を行う(南土木事務所所管)。具体的には、相模大野駅エスカレーターの始動・停止を行うこと、業務区域を巡回し昇降機等の状況の把握に務めること、昇降機で故障等が発生した場合は直ちに業務区域に常駐している巡回員または警備会社へ出動要請をすること、事故等が発生した場合は市へ経過等を報告すること、施設の破損等の報告、災害の措置、車椅子利用者等の介添え依頼対応、非常ブザー受信対応、照明異常対応、業務報告の提出等が定められている。

なお、相模大野駅以外の市内主要駅では巡回業務は行われておらず、映像監視業務のみが行われており、当該対象施設を所管する部署が当該部分に関する受託者の業務管理と支払を行っている。

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査の意見

① 他の事業の取込みについて【意見】

本事業は、鉄道の駅周辺の映像監視業務を主とする事業であるが、鉄道の終電から始発までの時間であっても、昇降機は 24 時間稼働しており、その映像監視は常時行う必要があるとして勤務時間は 24 時間となっている。

そのため、人員配置の柔軟性が乏しく、委託料の見直しも難しい状況である。市は過去に、仕様の見直しによる減額が可能か否かについて事業者を確認したことがあるが、その際の回答では、個別の事項、たとえば、車椅子利用者等の介添え依頼対応を削除されたとしても、24 時間の監視業務があることから、必要な人員の配置に大きな変更はないと見込まれるため減額は難しいとの回答を得ているとのことである。

コストの削減を図るのであれば、24 時間対応をやめる等、市のサービス水準を下げることも考えられるが、昇降機の利用の制限につながる可能性もあり、多くの検討が必要と考える。

過去に行った事業者との業務内容の確認によれば、本事業で最も負荷が大きいものは 24 時間の映像監視とのことであり、他の業務については柔軟に対応できる余地があると考えられる。

事業目的は異なるが、本事業以外でも市は駅周辺の監視・巡回業務を行っている。このような事業のうち本事業に取込みが可能なものを本事業に取込むことによってコスト削減を図ることも一つの方法である。具体例としては、都市整備課が実施している指定地域自転車等放置防止監視業務委託が挙げられる。この事業は、駅周辺等の公共の場所に放置されている自転車等の放置を防止するための放置防止監視業務であり、平成 30 年度の支出額は 62,921 千円である。市においては、他事業を取込むことによってコスト削減を図る余地がないかを検討する必要がある。

Ⅸ. 緑区役所

1. 緑区合同庁舎設備保守管理業務委託(区政策課)

(1) 概要

① 事業内容

緑区合同庁舎の設備機能を合理的かつ最高度に発揮させ、庁舎全体を常に最適な環境状態に保つとともに、適切な管理業務を行うことによって、施設の美観及び存続期間を一層増加させることを目的とする事業である。

② 委託契約の概要

項目	内容
契約名	緑区合同庁舎設備保守管理業務委託
契約先	新生ビルテクノ株式会社さがみ支店
平成 30 年度支出額	31,287 千円
契約の締結方法	指名競争入札
契約形態 (契約期間)	総価契約 (平成 30 年 5 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで)
業務内容の分類	施設等管理運営委託料
予定価格	31,443 千円
契約額	31,287 千円
落札率	99.5%
入札参加者数	5 者
入札辞退者数	—
予定価格の積算方法	庁内積算による
1 者随契の場合の理由	—
過年度の包括外部監査	該当なし
実施年度	—
結果・意見の有無	—
結果・意見の概要	—
措置等の概要	—

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査の意見

① 点検報告書記載事項への対応について【意見】

緑区合同庁舎設備のうち、委託仕様書の設備一覧表に記載のある設備について、保守点検等を行うものである。

設備一覧表には、建築設備としてエレベーター(4機)等、電気設備として受変電設備(庁舎)等、中央監視設備として中央監視装置等の記載がある。また、それぞれの点検方法と点検周期が記載されている。

本事業の成果物である点検報告書のうち、空調自動制御機器総合点検報告書について、平成30年6月分、平成31年2月分の2回分の報告書を入手して調査したところ、3段階の緊急度(S:緊急を要する、A:早期実施が必要、B:計画的な対策)のうち、2段階目(A:早期実施が必要(例:有効期限切れ等))に該当するとして報告されたものが、それぞれ3件と10件存在していた。その内容は、熱源制御系統・中央監視系統のリチウム電池の交換時期の到来、UPS(無停電電源装置)の交換時期の到来、スイッチングHUBの交換時期の到来、ディスプレイ(LCD)の交換時期の到来、監視PCの交換時期の到来、レーザープリンターの交換時期の到来等、交換時期の到来を報告するものであった。この中には、平成29年9月に交換時期が到来したものの、そのまま使用しているものも含まれている。

市に今後の対応を確認したところ、時期を見て対応していくとのことであった。

熱源制御系統や中央監視系統で予定している機能が正常に機能しなくなった場合の措置が確立されている場合には、このような対応も一つの方法であると考えられることができるが、適切に点検が行われ、適時に報告されている不具合については、この点検業務委託の成果を活かす意味でも、速やかに対応することが望ましい。

X. 中央区役所

1. 窓口受付及び証明書発行等業務委託(区民課)

(1) 概要

① 事業内容

本事業は、中央区役所区民課における窓口業務の一部について民間委託を行うものである。具体的な業務内容は次のとおりである。

表 52 委託業務の内容

	業務内容	実施日	開設時間
1	<ul style="list-style-type: none"> ・受付に係る業務 ・証明書作成に係る業務 ・住民異動届、戸籍届、印鑑登録に係る業務 	月曜日から金曜日 (ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。)	午前8時30分から午後5時
		第2・4土曜日	午前8時30分から正午
2	証明書等郵送請求に係る業務	月曜日から金曜日 (ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。)	午前8時30分から午後5時
3	休日受付における電話予約に係る業務	月曜日から金曜日 (ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。)	午前8時30分から午後4時

② 委託契約の概要

項目	内容
契約名	窓口受付及び証明書発行等業務委託
契約先	パーソルテンプスタッフ株式会社神奈川営業部
平成30年度支出額	90,076千円
契約の締結方法	随意契約(1者随契)
契約形態 (契約期間)	総価契約 (平成30年4月2日から平成31年3月31日まで)
業務内容の分類	事務作業等委託料
予定価格	90,076千円
契約額	90,076千円
予定価格に対する契約額の比率	100%
入札参加者数	—
入札辞退者数	—

項目	内容
予定価格の積算方法	—
1 者随契の場合の理由	平成 29 年度にプロポーザル方式で選定した事業者のため。
過年度の包括外部監査	該当なし
実施年度	—
結果・意見の有無	—
結果・意見の概要	—
措置等の概要	—

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査の意見

① サービス水準の測定について【意見】

本事業の仕様書に「6 業務に求められるサービス水準」に次の項目が記載されている。

(1) 正確性	<p>ア 証明書発行に係る業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・証明書作成後、職員へ引継いだ時の発生率 ①本人確認の不備の発生率……………0.1%未満 ②記載内容の不備の発生率……………0.1%未満 ③証明書組合せの不備の発生率……………0.02%未満 <p>イ 届出受付に係る業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受付後、住民異動情報入力時の発生率 ①本人確認の不備の発生率……………0.02%未満 ②記載内容の不備の発生率……………0.1%未満 ③添付資料の確認漏れの発生率……………0.01%未満 <p>ウ 郵送請求に係る業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・証明書作成後、職員へ引継いだ時の発生率 ①記載内容の不備の発生率……………0.1%未満 ②証明書組合せの不備の発生率……………0.02%未満 ・証明書の封入時における発生率 ①誤交付件数……………0%
(2) 迅速性	<p>ア 証明書発行に係る業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号札発券後、証明書の作成・組合せを経て職員への引継ぎまで 10 分以内 <p>イ 届出受付に係る業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号札発券後、届出受付窓口から呼出まで 通常期……………15 分以内 繁忙期……………30 分以内
(3) 接客応対	<ul style="list-style-type: none"> ・受注者の責めに帰すべき事由による接客に対するクレーム……………0.05%

第4 外部監査の結果及び意見

仕様書にこのような項目が記載されている一方で、市はこれら不備事項に関するデータの収集を行っていない。これは、このような業務のサービス水準に係る数値基準を設けてはいるものの、実際の業務における正確性や迅速性はほぼその水準に達しており、同時に、そのことが日常業務の中で明白となっているためである。

一方で、仕様書に記載がある以上、不備事項に関するデータの収集は適宜行う必要があるともいえるのだが、そういったデータの収集は業務の管理を適正に行うために実施するものであり、上記の仕様書にある数値を単に収集することを目的として行うべきではない。

この点、市及び委託先がサービス水準を一定に保つための対応として、委託先の担当スタッフによる確認、委託先の責任者による確認、市職員による確認という三重チェックを業務フローに組み込んでいる。また、不備の度合いや頻繁に発生する問題などについては、緊急の場合は随時対応し、業務フローの見直しなどは月1回の市と委託先との会議の中で検討するようにしている。さらに、委託先においては、フォローアップとしての自己点検チェックや業務リーダーの業務改善提案を定期的実施し、これについても月1回の会議で検討するようにしている。

本事業がこの仕様書に則って委託されるようになったのは平成29年度からであり、それゆえ令和元年度現在の市職員は窓口業務のノウハウを有しているかもしれないが、将来的には窓口業務を経験した職員がいない状態で本事業の管理監督を行うようになる日が訪れる可能性がある。そのために、どこでどのようにミスが起こるのか一定の知識と経験を共有する仕組みを今のうちに作っておく必要がある。

現在、市では、最も適切な管理方法を模索中であると考えられるが、このような仕組み作りを念頭に不備事項に関するデータの収集を行うべきかどうか、あるいはどのようなデータを収集すべきか、実効性と効率性の二つの観点から検討を加えた上で最適な管理方法を選択する必要がある。

今後は失敗の回数そのものより、失敗の原因を探って今後活かす方法を模索することがより一層重要性を増すと考える。そのような考えに立てば、仕様書における業務のサービス水準を数値で規定する現在の方法も将来的には見直すことが望ましい。

② 長期継続契約の導入について【意見】

本事業の委託先は、平成29年度に委託業者選定委員会を設置し、プロポーザル方式(企画提案型)により複数の事業者から企画提案及び見積金額の提出を受け、総合的な審査の上で選定されたものであるが、本事業が長期継続契約ではないため、今後は毎年度委託先を選定する必要がある。

一方、プロポーザル方式による選考は、それ自体が市及び事業者双方の負担となるため、毎年度実施することは実務的ではない。そして、このような場合、地方公共団体としては一度プロポーザル方式によって選定された事業者と長期にわたって随意契約を続けざるを得ないような状況になるが、これは透明性に欠けるといって問題がある。

したがって、将来の一定期間、業務内容に大幅な変更が生じないと予測できるのであれば、長期継続契約が可能かを検討する必要がある。

本事業は、受付や証明書等の作成を行うものであり、委託先が長期に携わることでその練度が上がり技術的な習熟が期待できる。また、長期の契約が委託先の経営の安定性に寄与することなどがメリットとして考えられる。

加えて、市側にも、事業者の都合に配慮した結果として契約価格の低下、すなわち一定程度の経費削減効果を期待できること、また、長期にわたる契約が委託先への説明や意思疎通の負担軽減に繋がることなども期待できる。

他方、一の事業者が長期継続的に委託事業の実施者になることによるデメリットも考えられる。一つは、多くの事業者が当該事業に参入することを阻んでしまう可能性があることである。さらには、一旦決定した委託先に問題があった場合、その交代が容易でないことである。

前者の問題に対しては、あまり長期間の契約とせず、他の事業者の参入を促すようにする必要がある。また、後者については、問題があった場合、速やかに契約を解除し、他の事業者に交代できる権利を市に残しておくことが求められる。

次に「地方自治法施行令第 167 条の 17 の規定に基づき長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」(以下「長期継続契約条例」という。)を記載するが、第 1 条には直接的な例示としての窓口受付や証明書等発行業務は記載されていない。そこで、同条第 3 号による対応となるが、上記のようなメリットとデメリットを勘案して長期継続契約の導入の可否を検討する必要がある。

【長期継続契約条例】

(長期継続契約を締結することができる契約)

第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 234 条の 3 に規定する契約(以下「長期継続契約」という。)のうち、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 17 の規定に基づき条例で定める契約は、次のとおりとする。

- (1) 機器又は車両の賃貸借に係る契約
- (2) 庁舎等管理業務のうち、警備、清掃、設備運転監視又は案内業務の委託に係る契約
- (3) 前 2 号に掲げる契約以外の契約で、長期継続契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすものとして市長が特に認めるもの

(契約の期間)

第 2 条 前条各号に掲げる契約の期間は、次のとおりとする。

- (1) 前条第 1 号に規定する契約にあつては、当該契約に係る機器又は車両ごとの耐用年数に 1.2 を乗じて得た年数以内とする。この場合において、当該耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)別表第 1 及び別表第 2 に規定する耐用年数によるものとする。
- (2) 前条第 2 号に規定する契約にあつては、3 年以内とする。
- (3) 前条第 3 号に規定する契約にあつては、市長が認める期間とする。

XI. 教育局

1. 小学校工事設計等委託(教育環境部学校施設課)

(1) 概要

① 事業内容

対象とする小中学校の校舎等の施設で耐震性能(耐震診断)が一定基準に満たないものについて耐震補強設計を行うとともに、耐震補強に関わる内外装改修設計を行うものである。

表 53 施設概要

学校名称	対象施設	(構造・規模)	所在地
市立九沢小学校	A棟	(RC造 3階 2,092 m ²)	南区大島 1859-3
市立麻溝小学校	B棟	(RC造 2階 2,181 m ²)	南区下溝 713
市立淵野辺東小学校	B棟	(RC造 3階 1,365 m ²)	中央区東淵野辺 3-17-1
市立新町中学校	B棟	(RC造 3階 2,367 m ²)	南区相模大野 9-14-1
市立弥栄中学校	B棟	(RC造 4階 1,830 m ²)	中央区弥栄 3-1-7
市立上溝南中学校	A-2棟	(RC造 2階 414 m ²)	中央区上溝 2322-2
市立上溝南小学校	仮設校舎棟	(S造 1階 81 m ²)	中央区上溝 782-1

本契約では、上記の施設概要に記載のとおり、小学校に係るものと中学校に係るものを同時に実施しているが、監査対象は小学校に係るものに限定している。これは、予算科目上、小学校費と中学校費が別項目である一方で、契約自体は一本化しているためである。なお、契約金額の内訳は次のとおりである。

市立九沢小学校外 6 校校舎耐震補強設計業務委託	小学校	中学校	合計
	24,192 千円	12,257 千円	36,450 千円

② 委託契約の概要

項目	内容
契約名	市立九沢小学校外 6 校校舎耐震補強設計業務委託
契約先	相模原市設計協同組合(以下「設計協同組合」という。)
平成 30 年度支出額	36,450 千円
契約の締結方法	随意契約(1 者随契)
契約形態 (契約期間)	総価契約 (平成 30 年 7 月 2 日から平成 30 年 12 月 28 日まで)
業務内容の分類	建設事業委託料
予定価格	36,482 千円
契約額	36,450 千円
予定価格に対する契約額の比率	99.9%

項目	内容
入札参加者数	—
入札辞退者数	—
予定価格の積算方法	業者見積による
1者随契の場合の理由	設計協同組合は、これまで市の公共施設における耐震診断等の調査報告を行っている。市の公共施設に対する耐震性の判定においては統一的な見解が必要であり、設計協同組合はこれまでの実績を通じてこれに必要な技術やノウハウを蓄積している。このことから、本件の業務委託についても適正かつ効率的な業務の遂行が期待できるため、設計協同組合と随意契約する。
過年度の包括外部監査	該当なし
実施年度	—
結果・意見の有無	—
結果・意見の概要	—
措置等の概要	—

③ 委託範囲

新町中学校については、前年度の耐震診断報告書に基づく評定対応のみとしている。上溝南小学校については、軽量鉄骨造であるため、評定対応は不要としている。

(耐震補強設計の内容)

建物の耐震補強後の機能及び耐震補強工事の施工性、経済性などを総合的に考慮して、適切な補強方法を選定すること。

ア 基本方針

補強方法は、強度・靱性抵抗型補強(耐震壁増設及び鉄骨ブレース増(K型・◇型))とし、バランスよく配置する。また、建物内に極脆性柱やせん断破壊柱等が存在する場合には、部分倒壊を防ぐため必要に応じて補強を行う。

イ 目標値 $I_s \geq 0.7$ かつ $C_{TU} \cdot S_D > 0.3$

I_s : 建物の構造耐震指標

$C_{TU} \cdot S_D$: 保有水平耐力指標

ウ 設計の手順

補強設計は耐震性能が目標値に達するまで行う。

また、当該補強設計と並行して行われる改修設計との整合性を計ること。

エ 設計基準

「(2001年改訂版)既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震改修設計指針・同解説」により行う。

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

第4 外部監査の結果及び意見

(3) 監査の意見

① 契約金額の妥当性の検証について【意見】

本事業の契約金額の内訳は次のとおりである。

表 54 契約金額の内訳 (単位:円)

名称	数量	単位	単価	金額
1. 直接人件費				
麻溝小学校	1	式	2,002,000	2,002,000
九沢小学校	1	式	2,248,400	2,248,400
淵野辺東小学校	1	式	1,971,200	1,971,200
新町中学校	1	式	616,000	616,000
弥栄中学校	1	式	2,371,600	2,371,600
上溝南中学校	1	式	1,570,800	1,570,800
上溝南小学校	1	式	1,324,400	1,324,400
小計				12,104,400
2. 特別経費				
麻溝小学校 評価手数料	1	式	700,000	700,000
九沢小学校 評価手数料	1	式	700,000	700,000
淵野辺東小学校 評価手数料	1	式	500,000	500,000
新町中学校 評価手数料	1	式	400,000	400,000
弥栄中学校 評価手数料	1	式	500,000	500,000
上溝南中学校 評価手数料	1	式	500,000	500,000
麻溝小学校 コア抜き調査費	6	本	47,100	282,600
九沢小学校 コア抜き調査費	6	本	47,100	282,600
淵野辺東小学校 コア抜き調査費	6	本	47,100	282,600
弥栄中学校 コア抜き調査費	8	本	47,100	376,800
上溝南中学校 コア抜き調査費	4	本	47,100	188,400
PUBDIS登録料	1	式	8,600	8,600
契約保証料	1	式	17,400	17,400
小計				4,739,000
3. 諸経費				
諸経費	1	式	12,104,400	12,104,400
4. 技術料等経費				
技術料等経費	1	式	4,841,760	4,841,760
合計				33,789,560

※金額は税抜である。

(出典:市提出資料を監査人が加筆修正している。)

表中の直接人件費の欄に記載されている人工(人数×所要日数)は、あらかじめ委託先から提示されているものであるが、市は、実際にどのくらいの人工を要したかを把握し

ていない。

本事業は随意契約である上に、契約金額の予定価格に対する割合は 99.91%である。このような状況を踏まえると、市にはその契約金額の妥当性を明確にしておく責務が入札による場合に比してはるかに大きいと考える。少なくとも人件費の人工(所要日数×人員数)については、日報などで見積と実際の日数との間に著しい差が生じていないかを確認する必要がある。

② 1者随契の理由の妥当性について【意見】

本事業では、委託先を随意契約で決定している。その理由は概要に記載したとおりであるが再掲する。

設計協同組合は、これまで市の公共施設における耐震診断等の調査報告を行っている。市の公共施設に対する耐震性の判定においては統一的な見解が必要であり、設計協同組合はこれまでの実績を通じてこれに必要な技術やノウハウを蓄積している。このことから、本件の業務委託についても適正かつ効率的な業務の遂行が期待できるため、設計協同組合と随意契約する。

市は、市の公共施設に係る耐震補強設計業務を委託する際、原則として、設計協同組合に委託することとしているが、これは平成 8 年 6 月に発出された事務連絡「耐震診断業務の委託先の検討について(依頼)」を根拠としている。

この事務連絡は平成 8 年 4 月に相模原市建築行政協力会(以下「建築行政協力会」という。)から提示された「相模原市立公共施設耐震診断業務への対応」を受けてのものである。その中で、相模原市建築行政協力会設立主旨(耐震診断業務への対応)として、次の記載がなされている。

(略)

昨年 1 月 17 日の阪神・淡路大震災により新耐震設計以前の建物はかなりの被害を受け、その影響で官民を問わず種々の対応に迫られることと思われる。相模原市も例外ではなく、校舎や市営住宅など多くの施設について耐震診断から必要に応じて順次耐震補強等の対応が考えられるが、これを受け入れる技術者は限られており各自治体から既に発注された耐震診断で手一杯のところも少なくない。そこで、市発注の公共施設等の耐震診断業務を円滑に進捗しました成果品の向上を計り耐震診断レベルの均一、調査報告書の構成、体裁を統一することを目的とする為に当行政協力会は設立する。また、その運営に当たっては運営委員会を設置することとした。

(略)

(出典:相模原市建築行政協力会設立主旨(耐震診断業務への対応)から抜粋)

建築行政協力会としては、平成 7 年 1 月に起きた阪神・淡路大震災以降の耐震補強設計業務の需要急増に効率的に対応するため、関係諸団体が調整して業務従事者を差配すること、診断結果のレベルや報告方法の統一を行うことを市に提案したものと考えられる。当時の状況を考えれば、建築行政協力会及び市の判断は全く問題なく、合理的である。

しかしながら、それから 23 年あまりが経過し、震災直後のような耐震補強設計業務の

第4 外部監査の結果及び意見

需要が捌き切れないほどの状況が現在も続いているとは考えにくい。実際には、一度この事務連絡を受けて、耐震補強設計業務は設計協同組合に委託するということが慣行化してしまったものと思われる。

また、随意契約理由にある「耐震性の判定においては統一的な見解が必要」ということに関して、科学的な知見に基づいた判断がその判断者によって異なる見解となることは確かにあるものの、正確性や実効性をより高めたいのであれば、独立した複数の判断者によって判断し、その見解を比較検討することが最も合理的である。平成8年当時は、業務を効率的に実施することを最優先に考えた結果、複数の見解が生じる事態を忌避したことが統一的な見解を必要とした主な理由と考えられる。したがって、これをもって現在の契約において1者随契の理由とすることは合理的ではないと考える。

このような状況を踏まえると、平成8年度に発出した上記の事務連絡の効力についてはあらためて検討する必要がある。現状では、1者随契とする理由の合理性は乏しく、競争入札にて委託先の選定を行うことを原則とする必要がある。

2. 平成30年度相模原市立小中学校英語指導助手派遣契約(学校教育部 学校教育課)

(1) 概要

① 事業内容

小中学校に外国人英語指導助手(以下「ALT」という。)を配置し、英語科教員・学級担任が中心となつて行う外国語の授業を支援し、英語の「聞く・話す」を中心とした英語教育の充実と、児童・生徒に対して国際社会の一員として積極的に諸課題の解決に参画しようとする能力・態度の育成を図ることを目的とするものである。

② 委託契約の概要

項目	内容
契約名	平成30年度相模原市立小中学校英語指導助手派遣契約
契約先	株式会社インタラック関東南
平成30年度支出額	208,673千円
契約の締結方法	随意契約(1者随契)
契約形態 (契約期間)	総価契約 (平成30年4月2日から平成31年3月31日まで)
業務内容の分類	施策事業委託料(教育)
予定価格	208,673千円
契約額	208,673千円
予定価格に対する契約額の比率	100%
入札参加者数	—
入札辞退者数	—
予定価格の積算方法	業者見積による
1者随契の場合の理由	本件は、市立小中学校の外国語活動及び英語授業における英語指導者の派遣を行うものである。このため、派遣される英語指導者の経験や指導力、派遣事業者の経験・ノウハウが重要となり、3年に1度の頻度で企画提案型(プロポーザル方式)事業者選考を実施している。平成28年度末に事業者選考を実施し、4者を審査した結果、当該事業者を派遣契約予定者として決定したため、契約の相手方とするものである。
過年度の包括外部監査	該当なし
実施年度	—
結果・意見の有無	—
結果・意見の概要	—
措置等の概要	—

第4 外部監査の結果及び意見

③ ALTについて

市では、すべての市立小中学校において、英語を母国語とする(またはそれに準ずる)ALTが業務を実施する。

平成29年1月に4者が参加するプロポーザル方式により業者選定が行われた。業者選定結果は3年間有効であり、契約は平成29年度から1年ごとに締結している。令和元年度では新たに業者選定を行う予定である。

業者選定前に行われた予定価格の決定は、1者から見積書を徴取し、その金額をもって予定価格160,405千円とした。プロポーザル方式を採用しており、価格のみで業者を選定するものではないが、参考として1者から見積書を徴取したものである。当時の想定では、市内の各小中学校を39ブロックに分け、各ブロックに1名を派遣する、39人を予定人数としている。

業者選定で最高点を獲得した者は、上述の見積書を提出した者であり、その金額も見積書と同額であった。

平成29年度の業務を実施する中で、新学習指導要領が告示され、小学校3年生からの外国語の授業時数が増えること等から、当初の想定人数では十分な業務が実施できないとして、平成30年度では予定人数を50人に増やし、契約金額も208,673千円に増額している。なお、令和元年度では同じ理由で予定人数を61人に増やし、契約金額を261,142千円に増額している。

④ その他

市では昭和50年代から、ALTを補助的に活用した英語教育を実施してきている。本事業は派遣型の委託契約であるが、以前は請負型での契約であったことから、学習内容の調整等で課題が生じていた経緯がある。近年、派遣型の委託契約が制度的に整備されたこと等から、平成29年度から、本事業の契約形態で契約することとなった。

表 55 平成29年度と平成30年度の対比

項目	平成29年度 (A)	平成30年度 (B)	率(B/A)
予定人数(人)	39	50	128%
契約金額(千円)	160,405	208,673	130%
一人あたり(千円)	4,113	4,173	101%

新学習指導要領(平成29年文部科学省告示)が平成30年度から既に幼稚園で全面実施されており、小学校では令和2年度、中学校では令和3年度、高等学校では令和4年度からの全面実施が予定されている。

英語について新学習指導要領では、小学校3年生から「外国語活動」が新たに導入され、5、6年生では教科化される。3、4年生は英語に慣れ親しむことを主な目的とし、「聞く」「話す」のコミュニケーションを中心に授業が行われる。5、6年生では、「読む」「書く」が加わるとともに、数値による学習評価を行う教科となる。

また、令和3年度から都立高校入試においてスピーキングテストが、令和6年度から

大学入学共通テストにおいて「聞くこと」「話すこと」「読むこと」「書くこと」の4技能試験が導入される予定である。

これに先立ち、文部科学省の「生徒の英語力向上推進プラン」(平成27年6月5日)において、義務教育段階の中学校については、英語4技能を測定する「全国的な学力調査」を国が新たに実施することで英語力を把握することとし、平成31年4月には全国学力・学習状況調査において初めて英語が実施されるなど、英語を話す力の育成を求めている。また、平成28年6月に閣議決定された「日本再興戦略2016」において、「全ての小学校へのALT等外部人材2万人以上の配置や、実践的な研修の充実等により、全ての児童生徒に質の高い英語教育を実施する」ことが記載されている。

市では、これらの状況も踏まえつつ、あわせて義務教育は、国民が共通に身に付けるべき公教育の基礎的部分を、だれもが等しく享受し得るように制度的に保証するものであり、義務教育の意義は、多様な変化の時代に生きていく子どもたち一人ひとりの個性や特性の基礎づくりが挙げられること、また、義務教育の目的、目標は、憲法、教育基本法、学校教育法、世界人権宣言、国際人権規約、子どもの権利条約、障害児関係法などに規定された市民権としての教育への権利を保証することであることから、様々な保護者の経済状況において、誰もが等しくネイティブ・スピーカーの英語に触れる機会を保証することが重要であると考えている。

市では、市立小中学校において実施する外国語の授業時間数のうち、ALTを参画させる時間数を定める必要が生じるが、これについては、全国や近隣自治体の事例を収集し、いずれも標準的な時間数を設定している。

市の平成30年度における、ALT関与時間数は、中学校では、全学年で年間35時間程度、小学校では、5,6年生では年間25時間程度、3,4年生では年間15時間程度、1,2年生では3時間程度としている。これらは、中学校の英語教育時間全体に対して25%程度、小学校5,6年生では同50%程度の割合になる。

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査の意見

① 効果の測定の必要性について【意見】

教育には、意思伝達ツールとしての英語教育も重要であるが、科学技術、文学芸術的素養、郷土の知識、発想、構想、具現化、論理的思考、危機回避、運動技能など、伝達する中身の醸成という分野もある。また、情報伝達技術は日々進化しており、現時点の英語教育に求められる状況が、必ずしも今後も続くとは限らないと考える。市民が期待する人材育成に沿った教育実施のため、公立学校の指導内容や時間数に一定程度の裁量が認められていることを活かすことも重要である。

公立学校の指導内容や授業時間数には、学習指導要領に基づいて、各学校の裁量が一定程度認められている。このことは、学習指導要領、同解説の記載にも現れている。たとえば、次の記述が該当する。

第4 外部監査の結果及び意見

「指導計画は、児童の実態を十分理解している学級担任の教師または外国語を担当する教師により作成されなければならない。」、「外国語活動においても学級担任の教師の存在は欠かせない。」

この記述からは、引き続き、学級担任や英語担当教師への期待と役割付けが読み取れる。さらに、

「豊かな児童理解と高まり合う学習集団づくりとが指導者に求められる。このようなことから、外国語活動においても学級担任の教師の存在は欠かせない。(略)指導者に、ある程度、英語を始めとする外国語を聞いたり話たりするスキルや、様々な国や地域の文化についての知識や理解が求められる側面もあることから、ネイティブ・スピーカーや、外国生活の経験者、海外事情に詳しい人々、外国語が堪能な人々の協力を得ることも必要と考えられる。」

この記述からは、ネイティブ・スピーカー等の協力・利用は必須とまでは言い切っていないことを受け、各地方公共団体が置かれている状況等も踏まえ、幅のある解釈をなし得るものと解釈できる。

平成28年度に市が市内の保護者に英語教育に係るアンケートを実施している。

このアンケートでは、学校の英語教育に望むこととして、「英語を聞いたり話たりすること」98%、「相手と上手にコミュニケーションを取れるようになること」99%という結果を得ている。市内の保護者は英語教育の充実を望んでいる状況にあると市では考えているところである。

市では昭和50年代から、ALTを補助的に活用した英語教育を実施しているが、ALTを補助的に活用した英語教育が市内保護者の英語教育に対する要望に対して十分な効果を上げているのかについて、そのことを把握できる仕組みを構築することが望ましいと考える。

本事業について、現時点では定量的な効果の測定は実施していないが、契約額が多額でもあり、委託事業者の良否の判断材料としても有益であると考えられることから、効果の測定方法を検討する必要がある。

効果の測定方法としては、文部科学省が行っている全国学力学習状況調査(英語及び質問紙調査)や英語教育実施状況調査等は、全国の地方公共団体との比較が可能であるため、これらを活用することも一つの方法である。

また、市の教育環境への関心は児童・生徒・保護者に限らないことから、幅広い意見が聴取できるよう、意見聴取の機会・方法を検討することなども考えられる。

市は、英語教育の充実を望んでいる市民ニーズへの対応や、今後、新学習指導要領の全面実施が進む背景を踏まえ、当面、本事業を進めていく必要があるが、中長期的な視点では、定量的な効果の測定結果とともに、全国の指定都市や近隣地方公共団体の動向にも注視しながら、本事業を実施していく必要がある。

3. 学校内ネットワークサポート保守委託(学校教育センター)

(1) 概要

① 事業内容

市内の小中学校内のインターネットサーバーを中心とした学校内ネットワークの維持管理・改善及び保守を委託するものである。

学校内ネットワークの内容

学習用ネットワーク	PC 教室、普通教室、特別教室、支援学級に設置された児童・生徒の学習を目的としたネットワーク
校務用ネットワーク	校長室、職員室、事務室、保健室に設置された教職員の校務処理を目的としたネットワーク

② 委託契約の概要

項目	内容
契約名	学校内ネットワークサポート保守委託
契約先	株式会社 JMC 相模原支店
平成 30 年度支出額	68,027 千円(小学校分) 契約は中学校分とあわせて 86,024 千円
契約の締結方法	随意契約(1 者随契)
契約形態 (契約期間)	総価契約 (平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで)
業務内容の分類	事務作業等委託料
予定価格	—
契約額	86,024 千円
予定価格に対する契約額の比率	—
入札参加者数	—
入札辞退者数	—
予定価格の積算方法	委託先の見積を基に情報政策課のシステム評価を受け積算
1 者随契の場合の理由	学校内ネットワークシステムは、小中学校 109 校の職員室、PC 教室、図書室、特別支援学級、事務室の機器等をネットワークで接続し、インターネット、教育情報データベース、VOD、テレビ会議等の機能を活用している(このうち本契約対象は、PC 教室機器、図書室機器、特別支援学級機器)。 本契約対象機器には、児童・生徒の個人情報を守るための特別なシステムを取り入れているため、機密情報やセキュリティを確保、障害発生時の迅速な対応を図る必要がある。当該業者は、学校内ネットワークの設計業者かつ保守業者であり、機器・ネットワークの詳細設定内容、詳細シス

第4 外部監査の結果及び意見

項目	内容
	テム構造を熟知しており、最新の保守状況についても把握しているため、本契約対象機器の保守業務を実施することができるのは、当該業者のみである。
過年度の包括外部監査	該当なし
実施年度	—
結果・意見の有無	—
結果・意見の概要	—
措置等の概要	—

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査の意見

① 校内ネットワーク会議について【意見】

市は委託先と、毎月1回「校内ネットワークサポート会議」を行って、定期点検後のフォロー等も含めて前月の業務の報告を得ているとのことである。「校内ネットワークサポート会議」は市によるモニタリングの観点から、契約義務の履行状況を確認する上で重要なものと考えられる。しかしながら、当該会議の開催については契約書、保守業務明細書（仕様書に相当）に規定されておらず、正式な会議録も残されていない。

市の説明によると、「校内ネットワークサポート会議」は、契約額の範囲外として報告書記載の内容の一部を確認することはあるものの、本契約の履行状況を確認する場ではなく、ICT環境等に関する情報交換、他に契約している委託業務全般に関する打合せの場として開催しているとのことである。

しかしながら、業務完了報告書に記載がない定期点検後のフォロー等が「校内ネットワークサポート会議」でなされていることを考慮すると、正式な会議としての位置づけが必要と考える。

「校内ネットワークサポート会議」の開催につき契約書ないし保守業務明細書において明文化し、会議録も作成することが望ましい。

② 業務報告の内容について【意見】

委託先から市に、契約書及び仕様書に基づいて月次で業務完了報告書が提出されている。

業務完了報告書は、ハードウェア編、ソフトウェア編、インストール編、その他の4分野に分けて、受付番号、学校名、製品型番、不具合内容、完了日、備考・作業内容を一覧表にまとめた委託先が作成した様式となっている。

ただし、サポートが電話対応のみで完了したのか、担当者が学校へ訪問して解決したのかは、記載がないため不明である。また、不具合の受付日についても記載がないため受付から完了までに要した日数も明確でない。これらについては市は、委託先のコールセ

ンターには詳細な記録が残されているはずであると認識している。しかしながら、これらの項目は委託業務の水準を把握する上で重要なものと考えられるので、業務完了報告書に盛り込むことが望まれる。

なお、令和元年11月28日現在、市から委託先に対し受付日・現地対応状況を業務完了報告書に記載するよう、依頼済みとのことである。

③ 業務報告の日付について【意見】

平成30年4月の業務完了報告書を閲覧したところ、完了日2018年3月6日のものが1件あった。これは平成29年度の業務であれば平成30年3月の業務完了報告書に記載されるべきものである。

市が委託先に確認したところ、完了日ではなく受付日を誤って記載したとのこと、完了日に訂正したものを再提出させたとのことである。

市は、提出された業務完了報告書の内容を適時適切に確認しておく必要がある。

4. 相模原市立図書館窓口業務等委託(生涯学習部図書館)

(1) 概要

① 事業内容

相模原市立図書館の窓口業務等を委託するものである。

表 56 相模原市立図書館の概要

開館年月日	昭和 49 年 11 月 20 日
所在地	中央区鹿沼台 2-13-1
建物延面積	4,111.5 m ²
図書館資料	一般書 263,338 冊、児童書 87,474 冊 視聴覚資料 11,966 点 新聞 39 紙、雑誌 252 誌
開館日数	291 日
入館者数	535,438 人

② 委託契約の概要

項目	内容
契約名	相模原市立図書館窓口業務等委託
契約先	株式会社図書館流通センター
平成 30 年度支出額	57,336 千円(下期分)
契約の締結方法	随意契約(企画競争)
契約形態 (契約期間)	総価契約・長期継続契約 (平成 30 年 10 月 1 日から令和 3 年 9 月 30 日まで)
業務内容の分類	事務作業等委託料
予定価格	57,336 千円(下期分)
契約額	348,740 千円(※) ※平成 30 年 10 月 1 日から 3 年間の契約額。平成 30 年度支出額 57,336 千円はその一部。
予定価格に対する契約額の比率	—
入札参加者数	—
入札辞退者数	—
予定価格の積算方法	プロポーザルによる
1 者随契の場合の理由	図書館業務は、本の貸出・返却のみならず、レファレンス、選書・除籍、児童サービスなど非常に多岐にわたるため、専門的な知識を有し業務に習熟した司書等有資格者の一定割合以上の配置や、専門事業者としてのノウハウ等が求められる。このため、公募に応じた事業者を対象にプロポーザルコンペを実施し、予め設定した評価基準に基づき採点した結果、すべての項目において一定水準以上の得点

項目	内容
	となった標記事業者と随意契約を締結するものである。なお、契約予定額は、3年間の長期継続契約による税込総額である。
過年度の包括外部監査	該当なし
実施年度	—
結果・意見の有無	—
結果・意見の概要	—
措置等の概要	—

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査の意見

① 業務日報の様式について【意見】

相模原市立図書館窓口業務等委託仕様書(以下「仕様書」という。)には、業務日・業務時間、執行体制をはじめ、多岐にわたる業務が定められている。また業務報告として、毎日「業務日報」を作成して発注者に提出し、確認を受けるべきことが定められている。

業務日報(様式3)は、業務内容として次の9項目を記載する様式となっている。

- 1) 貸出・返却・登録
- 2) レファレンス
- 3) 予約・リクエスト・相互貸借
- 4) 児童
- 5) AV・視聴覚ライブラリー
- 6) 選書・除籍・発注・受入等
- 7) 各種行事等
- 8) 巡回・外周
- 9) その他

一方、仕様書における業務内容はこれよりも多く、市立図書館について19項目、視聴覚ライブラリーについて10項目、計29項目ある。すなわち、業務日報では仕様書に定める業務内容の一部についてしか報告を求めていることになる。

もとより、仕様書に定める業務項目の中には、図書整理日・蔵書点検のように、毎日実施する項目でないものも含まれている。それを考慮しても業務日報の記載様式は仕様書の内容と整合していない。現状では、仕様書で要請する業務を委託先が確実に実施しているかの履行確認を行う上で、業務日報が有効に機能しているとはいえない。

市は、仕様書の記載と業務日報の様式の両方を見直し、市の要請する業務水準が保たれているか業務日報において検証が可能となるように工夫する必要がある。仕様書の記載に合わせて業務日報の様式をチェックリスト式とすることも一つの方法である。

② 業務日報の記載内容について【意見】

委託先から提出された業務日報(様式3)を閲覧したところ、すべての業務日報で各業務内容について「通常通り実施」と記載されていた。通常通りとはどのような業務レベルを意味するのか、仕様書にも記載がないため市に確認したところ、基本的には市から委託先に提示したマニュアル通りに業務が処理されていることをもって通常通りと判断することであった。マニュアルは業務ごとに作成されているとのことであるが、マニュアルに従って業務処理すべきことは契約書、仕様書に明示されていない。

市は仕様書の記載を見直して、委託業務として満たすべき水準としてマニュアルに準拠すべきことを明確にする必要がある。

さらに、委託先の選定をプロポーザルにより行っていることから、委託先においては少なくともプロポーザル時の提案書に記載した事項を実施する意欲と能力があると見ることができる。そこを評価して選定したのであるから、提案書において提案されている事項をどの程度実現しているかといった観点も、業務水準の評価に取入れることが望まれる。

この点については、プロポーザル時の提案内容について、毎月実施している委託先との調整会議の中で具体的な提案を受けており、3年後の契約更新時にその実施状況も選考材料になるとの説明があった。ただし、プロポーザル時に現委託先が応募した場合に現契約期間における実施状況を選考材料とするにあたっては、現委託先以外の応募者との公平性にも留意する必要がある。

5. 相模原市立橋本図書館窓口業務等委託(生涯学習部橋本図書館)

(1) 概要

① 事業内容

相模原市立橋本図書館の窓口業務等を委託するものである。

表 57 相模原市立橋本図書館の概要

開館年月日	平成 13 年 9 月 29 日
所在地	緑区橋本 3-28-1 ミウヰ橋本内
建物延面積	2,784.4 m ² (専用面積)
図書館資料	一般書 254,722 冊、児童書 65,062 冊 視聴覚資料 15,038 点、新聞 40 紙、雑誌 261 誌
開館日数	291 日
入館者数	782,329 人

② 委託契約の概要

項目	内容
契約名	相模原市立橋本図書館窓口業務等委託
契約先	株式会社図書館流通センター
平成 30 年度支出額	53,137 千円(下期分)
契約の締結方法	随意契約(企画競争)
契約形態 (契約期間)	総価契約・長期継続契約 (平成 30 年 10 月 1 日から令和 3 年 9 月 30 日まで)
業務内容の分類	事務作業等委託料
予定価格	53,137 千円(下期分)
契約額	338,819 千円 ※平成 30 年 10 月 1 日から 3 年間の契約額。平成 30 年度支出額 53,137 千円はその一部。
予定価格に対する契約額の比率	—
入札参加者数	—
入札辞退者数	—
予定価格の積算方法	プロポーザルによる
1 者随契の場合の理由	委託事業者の選定にあたっては、ホームページにより「企画提案」を募り、応募のあった 1 者によるプロポーザルコンペを実施した。予め設定した評価項目・基準に基づいて採点し、株式会社図書館流通センターを次期委託事業者として選定し、同事業者と契約を締結するものである。
過年度の包括外部監査	該当なし
実施年度	—
結果・意見の有無	—

第4 外部監査の結果及び意見

項目	内容
結果・意見の概要	—
措置等の概要	—

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査の意見

① 業務日報の様式について【意見】

「4. 相模原市立図書館窓口業務等委託」と同様である。

② 業務日報の記載内容について【意見】

「4. 相模原市立図書館窓口業務等委託」と同様である。

6. 相模大野図書館業務委託(生涯学習部相模大野図書館)

(1) 概要

① 事業内容

相模大野図書館の窓口等を中心とした一連の業務を委託するものである。

表 58 相模大野図書館の概要

開館年月日	平成2年1月9日
所在地	南区相模大野 4-4-1 グリーンホール相模大野内
建物延面積	2,788.0 m ² (専用面積)
図書館資料	一般書 225,831 冊、児童書 75,585 冊 視聴覚資料 12,146 点、新聞 47 紙、雑誌 243 誌
開館日数	283 日
入館者数	552,724 人

② 委託契約の概要

項目	内容
契約名	相模大野図書館業務委託
契約先	特定非営利活動法人らいぶらいぶ
平成30年度支出額	90,888 千円
契約の締結方法	随意契約(企画競争)
契約形態 (契約期間)	総価契約 (平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)
業務内容の分類	事務作業等委託料
予定価格	90,888 千円
契約額	90,888 千円(3年間で272,941 千円)
予定価格に対する契約額の比率	100%
入札参加者数	—
入札辞退者数	—
予定価格の積算方法	プロポーザルによる
1 者随契の場合の理由	本委託業務においては、蔵書管理など専門的な知識が求められるとともに、各事業者が展開する有効なサービス手法を積極的に取り入れることが必要であるため、3年に1度企画提案型選考会(プロポーザル)を実施し、選定事業者と随意契約を行っている。 契約については現状に即したサービスを迅速に仕様に反映させるため、年度単位としているが、安定した事業運営確保のため、最大3年間までは随意契約できることを前提に事業者選考を行っていることから、現在の事業者と随意契約を締結するものである。

第4 外部監査の結果及び意見

項目	内容
過年度の包括外部監査	該当なし
実施年度	—
結果・意見の有無	—
結果・意見の概要	—
措置等の概要	—

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査の意見

① 令和元年10月1日からの委託契約について【意見】

本事業の契約は平成28年10月1日から令和元年9月30日までの3年間随意契約ができることを前提に、各年の単年度契約となっており、令和元年度の契約期間終了に伴い委託先の選定が行われた。現委託先は、令和元年9月末をもって図書館運営に関する事業を終了していることもあって応募せず、市立図書館・橋本図書館の業務を受託している株式会社図書館流通センターが委託先に選定された。

市立図書館・橋本図書館の業務委託についての監査の結果は、「4. 相模原市立図書館窓口業務等委託」及び「5. 相模原市立橋本図書館窓口業務等委託契約」に記載している。市の図書館がすべて同一の事業者へ委託することになるため、相模大野図書館についても市立図書館・橋本図書館と同様の対応が図られることが望まれる。

7. 相模原市立博物館総合管理業務委託(生涯学習部博物館)

(1) 概要

① 事業内容

機械設備運転・保守業務、警備業務及び清掃業務等を中心として、博物館施設の維持・管理に必要な25項目の業務について総合的に委託するものである。

② 委託契約の概要

項目	内容
契約名	相模原市立博物館総合管理業務委託
契約先	株式会社オーチャー相模原支店
平成30年度支出額	66,150千円
契約の締結方法	指名競争入札
契約形態 (契約期間)	総価契約・長期継続契約 (平成30年6月1日から令和3年5月31日まで)
業務内容の分類	施設等管理運営委託料
予定価格	256,597千円
契約額	238,140千円
落札率	92.8%
入札参加者数	12者
入札辞退者数	1者
予定価格の積算方法	3者から見積を徴取し、各項目の中間値を採用
1者随契の場合の理由	—
過年度の包括外部監査	該当なし
実施年度	—
結果・意見の有無	—
結果・意見の概要	—
措置等の概要	—

(2) 監査の結果

① 本店が行う再委託業務の承認について【結果】

本事業は、株式会社オーチャー相模原支店(以下「相模原支店」という。)が受託者として契約を締結しているが、博物館施設の維持・管理に必要な業務のうち「害虫駆除及び生息状況点検」は、横浜市にある株式会社オーチャー本店(以下「本店」という。)が行うとしている。そのため、「害虫駆除及び生息状況点検」業務は再委託業務として再委託の承認が行われている。

その他エレベーター保守や汚水槽清掃点検などがそれぞれ事業者に再委託されている。再委託業務が完了した際には再委託先から委託先に報告書が作成・提出されているが、提出された報告書の宛名は「株式会社オーチャー」との記載が多く、提出先が

第4 外部監査の結果及び意見

相模原支店か本店のどちらなのかが判明しないものが散見された。また、宛名が「株式会社オーチャー横浜本社」と記載されている報告書もあり、再委託業務を本店から受注していると思われる再委託先があることがわかる。

さらに、施設での異常・緊急事態が発生した場合の連絡先一覧には、連絡優先順位の第一位は本社とされており、株式会社オーチャーとしても本事業実施上の実質的な機能は本店にあると考えているようである。

本事業については、本店が実質的に行っているすべての業務について再委託の承認を得る必要がある。

(3) 監査の意見

① 指名業者を市内業者に限定していないことについて【意見】

本事業は指名競争入札により業者選定を行っており、平成 30 年度は 13 者を指名したが辞退が 1 者あったため、12 者で指名競争入札が行われた。相模原市競争入札参加者選定基準(以下「選定基準」という。)によると、設計金額が 6,000 万円以上 1 億円未満の場合には選定業者数は 11~16 者とされているため、本事業においては、13 者が指名された。

指名業者を所在地の別により分類すると、相模原市内に本店を有する者(以下「市内業者」という。)は 7 者であり、市内に支店または営業所を有する者(以下「準市内業者」という。)は 5 者で市外業者は 1 者あった。この点について、選定基準には次のように規定されている。

相模原市競争入札参加者選定基準より抜粋

(指名競争入札指名基準)

第 3 条 指名競争入札においては、市内に本店を有する者(以下「市内業者」という。)で施工が可能なものは、できる限り市内業者を優先的に指名するものとし、市内業者で競争性を確保できないときは、市内に支店又は営業所を有する者(以下「準市内業者」という。)を指名するものとし、市内業者及び準市内業者で競争性を確保できないときは、その他の事業者を指名することができるものとする。

このような指名基準であるが、実施可能な市内業者は 7 者しかいないため、競争性の確保を優先し、準市内業者 5 者と市外業者 1 者を追加して指名したものであり、結果的に本事業の落札者は準市内業者であった。

本事業は、概要にも記載のとおり、機械設備運転・保守業務等 25 項目について総合的に委託するものである。平成 7 年の開館時には、現在ほど総合的に委託する形態は採用していなかったが、事務の煩雑さをなくすことや管理を一元化するために、平成 24 年度以降は現在の総合管理委託形態を採用している。

総合管理のデメリットとしては、契約規模が大きくなり、受注できる事業者が少なくなることと考えられる。

指名競争入札では、できる限り多くの事業者を指名することが競争性を発揮する上でも望ましいが、事業者の指名にあたっては、できる限り市内業者を指名するという要望も

ある。この 2 つの要件を満たすと同時に公平性・公正性の確保も求められるため、業務の種類や特性、契約期間、設計金額等について毎期見直しを行い、次年度の契約に反映させることが望まれる。

② 再々委託への対応について【意見】

再委託業務の中に、「水処理装置保守業務」があり、クリタ・ビルテック株式会社を再委託会社として承認しているが、保守業務の一部である水質分析はクリタ分析センター株式会社に再々委託されている。

契約書には再々委託に関する規定はないが、業務実施前に市の承認を得る必要性は再委託と同じである。この点、契約事務の手引きの Q&A に次のように記載されている。

Q&A に従い、再々委託についても、必要事項を記載した書面の提出を求める必要がある。

< 契約の履行関係 >

Q21	業務委託契約において、受注者から業務の一部を委託された再委託先が、さらに第三者にその業務の一部を委託する場合、市(発注者)の承認は必要か。
A21	業務委託の性質上、再々委託は原則として認めません。ただし、真にやむを得ない事情により再々委託の必要があると認められる場合は、市(発注者)の承認は不要ですが、再々委託を行う必要性や業務の範囲、金額及び再々委託先の名称・住所を記載した書面を受注者から提出させ、委託契約に係る履行体制の把握に努めてください。

XII. 消防局

1. 消防情報管理システム保守委託(指令課)

(1) 概要

① 事業内容

消防情報管理システムを常に最良の状態に維持するため、同システムの保守を行う事業である。消防情報管理システムは、消防OAシステム、警防本部システムを始め、指令装置、出動車両運用管理装置、消防団災害情報伝達装置など、災害活動の根幹となる設備である。

② 委託契約の概要

項目	内容
契約名	消防情報管理システム保守委託
契約先	日本電気株式会社相模支店
平成30年度支出額	37,746千円
契約の締結方法	随意契約(1者随契)
契約形態 (契約期間)	総価契約 (平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)
業務内容の分類	施設等管理運営委託料
予定価格	37,746千円
契約額	37,746千円
予定価格に対する契約額の比率	100%
入札参加者数	—
入札辞退者数	—
予定価格の積算方法	業者見積による
1者随契の場合の理由	本委託契約は消防OAシステム、警防本部システムを始め、指令装置、出動車両運用管理装置、消防団災害情報伝達装置など、災害活動の根幹となる設備の保守管理を行うもので、受注業者には、各種機器への精通、障害発生時における早急な復旧対応が要求される。このため、各種機器に精通し、復旧対応が図れるのは、消防情報管理システムを構築した当該業者唯一であることから、契約の相手方とするものである。
過年度の包括外部監査	該当なし
実施年度	—
結果・意見の有無	—
結果・意見の概要	—
措置等の概要	—

③ 委託料の推移

委託料の推移は次表のとおりである。保守範囲の見直し等により減額が行われている。

表 59 委託料の推移 (単位:千円)

平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
50,190	50,190	45,000	41,596	41,590	41,073
平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
41,024	42,339	41,378	40,781	40,662	37,746
					合計
					513,570

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査の意見

① 保守委託料とシステム本体の関係について【意見】

消防情報管理システムは、消防 OA システム、警防本部システムを始め、指令装置、出動車両運用管理装置、消防団災害情報伝達装置など、災害活動の根幹となる設備であり、本事業はその保守管理を行うものである。

同システム本体は平成 18 年度に導入されたものである。平成 18 年 6 月に指名競争入札(6 者参加、1 者辞退)を実施し NEC リース株式会社が落札している。

同システムの運用には、保守管理が必要であることから、同年度以降、システム構築者である日本電気株式会社と保守委託契約を 1 者随契で継続的に締結している。

1 者随契の理由は上表に記述したとおり、システム構築業者による保守が必須と考えられるためである。業者見積を予定価格として保守委託料が決められている。

システムの保守は、システム構築者と密接不可分な業務である。このため保守契約は本事業のように、システム構築者と 1 者随契で締結されることが通例である。一方で、システムの構築と保守を一体のものとして捉え、当初の仕様書で保守についても内容を記載し、入札を実施する方法も考えられるところである。

一体の契約として捉えるか、別の契約として取扱うかについては、その後の保守契約交渉や業者管理等、市にとってそれぞれに有利な点、不利な点があるが、今後システムを更新する際や、指令課における他のシステム導入時には、一体契約について、有利な点、不利な点の分析を行うなどして、導入の是非を検討することが望ましい。